

## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 山形市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<b>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</b>
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形市公共交通活性化協議会における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（山形市）</li> <li>・山形市外に影響する公共交通の検討・協議、及び村山地域別部会への提案・協議（山形市）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（山形市、事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JPの作成・提供（山形市）</li> <li>・本市作成のGTFS-JPを活用した市内公共交通の運行情報を市ホームページ内「山形市地図情報」へ掲載（山形市）</li> <li>・やまがたMaaS「らくのる」のポータルサイトにおいて、路線情報や観光情報等を掲載したデジタルマップを作成予定（山形市）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（山形市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、山形市）</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入（山形市、事業者）</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスやコミュニティバスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布（山形市）</li> <li>・バスの乗り方教室等による公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を通じたモビリティマネジメントを行う（山形市、事業者）</li> <li>・郊外と中心部を結ぶコミュニティバス等の運行（山形市、事業者）</li> <li>・MaaSの導入（山形市、事業者）</li> </ul>
<b>2. 運行システムの概要及び運送予定者</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
<b>3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</b>
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の山形市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度R7年度末） RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・山形市目標値（目標年度R7年度末） 県外12,245人、県内3,016人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の山形市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度R7年度末） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象システムを含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回/人</li> <li>・山形市の目標値（目標年度R7年度末） 4.98回/人（直近年度の実績4.48回/人）</li> </ul>

## ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の山形市相当分の達成

## ・県全体目標値（目標年度R7年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー : 1億円（直近年度の実績3,000円）

## ・山形市目標値（目標年度R7年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス : 3,477万9千円（直近年度の実績7,070万千円）

コミュニティバス : 3,078万2千円（直近年度の実績4,995万千円）

デマンド交通 : 263万8千円（直近年度の実績332万円）

## ○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

コミュニティバス高瀬線の年間利用者数 : 4,148人以上（直近年度の実績3,059人）

コミュニティバス高瀬線の収支率 : 7.3%以上（直近年度の実績6.5%）

コミュニティバス高瀬線への山形市負担額432万8千円（直近年度の実績432万8千円）

スマイルグリーン号の年間利用者数 : 1,870人以上（直近年度の実績1,446人）

スマイルグリーン号の収支率 : 12.7%以上（直近年度の実績6.5%）

スマイルグリーン号への山形市負担額 : 282万4千円（直近年度の実績332万円）

山交ビル～関沢線の年間利用者数 : 52,164人以上（直近年度の実績52,164人）

山交ビル～関沢線の収支率 : 70.8%以上（直近年度の実績80.2%）

山交ビル～関沢線の山形市負担額376万9千円（直近年度の実績226万千円）

山交ビル～山寺線の年間利用者数 : 52,479人以上（直近年度の実績52,479人）

山交ビル～山寺線の収支率 : 43.1%以上（直近年度の実績48.8%）

山交ビル～山寺線の山形市負担額865万千円（直近年度の実績756万5千円）

山交ビル～新山線の年間利用者数 : 14,124人以上（直近年度の実績14,124人）

山交ビル～新山線の収支率 : 82.0%以上（直近年度の実績92.8%）

山交ビル～新山線の山形市負担額17万9千円（直近年度の実績6万2千円）

山交ビル（県庁）関沢線の年間利用者数 : 4,660人以上（直近年度の実績4,660人）

山交ビル（県庁）関沢線の収支率 : 75.7%以上（直近年度の実績85.7%）

山交ビル（県庁）関沢線の山形市負担額31万2千円（直近年度の実績16万千円）

山交ビル～唐松観音線の年間利用者数 : 48,267人以上（直近年度の実績48,267人）

山交ビル～唐松観音線の収支率 : 87.1%以上（直近年度の実績98.6%）

山交ビル～唐松観音線の山形市負担額151万5千円（直近年度の実績14万4千円）

## ○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、山形市内高瀬地区、山寺地区、東沢地区、大郷地区、明治地区、及び当該地区と隣接する中山町及び天童市の地区の高齢者等の日常生活に必



要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形市公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス7路線について、その運行に係る費用総額6,547万2千円のうち、山形市から運行事業者等への補助金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を支払うこととしている。

また、コミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス7路線への上記山形市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山形市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

## ○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

## &lt;令和4年度&gt;

- ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・ 令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）  
（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）  
（日付は書面協議成立時）

## &lt;令和5年度&gt;

- ・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の  
変更等について  
（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について  
（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業  
評価等について  
地域公共交通勉強会の開催
- ・ 令和6年3月 日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について  
（日付は書面協議成立時）

## ○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

## &lt;令和4年度&gt;

- ・ 開催なし

## &lt;令和5年度&gt;

- ・ 令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の  
変更について（報告のみ）  
（日付は書面報告日）
- ・ 令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」  
（日付は書面報告日） の変更に係る報告について
- ・ 令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

## ○ 山形市公共交通活性化協議会

## &lt;令和3年度&gt;

- ・ 令和3年5月7日（第1回）：規約の改正
- ・ 令和3年5月26日（第2回）：R2事業・収支決算、R3事業計画・収支予算、地域内フィーダー系統補助に関して
- ・ 令和4年1月19日（第3回）：地域公共交通確保維持改善事業の事業評価等

## &lt;令和4年度&gt;

- ・ 令和4年6月2日（第1回）：地域内フィーダー系統補助について
- ・ 令和4年7月14日（第2回）：山形市地域公共交通計画に基づく取組内容について、生活交通改善事業計画の策定について

## &lt;令和5年度&gt;

- ・ 令和5年6月16日（第1回）：地域内フィーダー系統補助について
- ・ 令和5年7月24日（第2回）：生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）  
について
- ・ 令和5年11月16日（第3回）：山形市地域公共交通利便増進実施計画の策定について、  
山形市地域公共交通計画の変更について

## ○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

<b>10. 利用者等の意見の反映状況</b>
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山形市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本市では、山形市公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、必要に応じて地区等との意見交換会を開催することで利用者等の意見を聴取し、施策の反映につなげている。</p>
<b>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
<b>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要</b> 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県山形市旅籠町二丁目 3-25

(所 属) 山形市企画調整部公共交通課

(氏 名) 滝口 実奈

(電 話) 023-641-1212 (内線 438)

(e-mail) [kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp](mailto:kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	山寺観光タクシー 株式会社	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬駅前	高瀬中学校前	往 7.3km	218	109.0			路線定期運 行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間 交通ネットワーク(JR仙山 線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山 線、山形～長井線ほか11路線)と接 続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	243	221.5			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山 線、山形～長井線ほか11路線)と接 続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	243	486.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山 線、山形～長井線ほか11路線)と接 続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビル(スターミナル)	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,178.5			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビル(スターミナル)	高原 荒谷橋	芭蕉記念館前	往 18.2m 復 18.0km	239	1,195.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビル(スターミナル)	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	239	119.5			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビル(スターミナル)	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	239	119.5			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビル(スターミナル)	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	365	2,284.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式 会社	(10) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明治・大畑地区			139	556.0			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対 象地域間幹線系統山形～長井線ほ か8路線と接続	③

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	未定 (期間:令和6年10月1日~令 和7年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬駅前	高瀬中学校前	往 7.3km	218	109			路線定期運 行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間 交通ネットワーク(JR仙山 線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙 山線、山形~長井線ほか11路線)と 接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	243	222			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙 山線、山形~長井線ほか11路線)と 接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	243	486			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙 山線、山形~長井線ほか11路線)と 接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル~関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,178.5			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル~山寺	山交ビルバスターミナル	高原 荒谷橋	芭蕉記念館前	往 18.2m 復 18.0km	239	1,195			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル~新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	239	120			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	239	120			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル~唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	365	2,284.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式会社 (期間:令和6年10月1日~令 和7年3月31日)	(10) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明治・大瀬地区			139	556			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対 象地域間幹線系統山形~長井線ほ か8路線と接続	③

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	未定 (期間:令和6年10月1日~令和7年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬駅前	高橋中学校前	往 7.3km	218	109			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク(JR仙山線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	243	222			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	243	486			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル~関沢	山交ビル/スターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,178.5			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル~山寺	山交ビル/スターミナル	高原 荒谷橋	芭蕉記念館前	往 18.2m 復 18.0km	239	1,195			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル~新山	山交ビル/スターミナル	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビル/スターミナル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル~唐松観音	山交ビル/スターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	365	2,284.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	未定 (期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)	(10) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明池・大堀地区			139	556			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形~長井線ほか8路線と接続	③



## 令和6年度地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名：米沢市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<b>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</b>
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通活性化協議会や地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年5回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（米沢市）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（米沢市）</li> <li>・本市作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（米沢市、事業者）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、米沢市）</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（米沢市）</li> <li>・定期的に地域住民との意見交換や協議を行い実績に応じて利用促進策を検討する（米沢市）</li> <li>・バスの乗り方教室（交通系ICカードの使い方）の実施（米沢市、事業者）</li> <li>・バスの待合環境の整備（米沢市）</li> </ul>
<b>2. 運行システムの概要及び運送予定者</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付
<b>3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</b>
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の米沢市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・米沢市目標値（目標年度：R7） RESASの移動実態数値（本市への来訪者数等）：県外5,333人、県内6,559人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の米沢市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象システムを含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回/人</li> <li>・米沢市の目標値（目標年度：R7） 市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員3.0回/人（直近年度の実績 人）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の米沢市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村の移動サービスに対する負担額</li> </ul>

地域鉄道 : 7,203万6千円 (直近年度の実績 7,203万6千円)  
 路線バス : 4億6,000万円 (直近年度の実績 4億7,553万4千円)  
 コミュニティバス : 4億4,000万円 (直近年度の実績 5億3,331万4千円)  
 デマンド交通 : 1億5,000万円 (直近年度の実績 2億4,033万9千円)  
 タクシー : 1億円 (直近年度の実績 103万円)

・米沢市の目標値 (目標年度:R7) (当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載)

路線バス : 3,262万円 (直近年度の実績 4,362万8千円)  
 コミュニティバス : 3,814万円 (直近年度の実績 4,939万9千円)  
 デマンド交通 : 726万円 (直近年度の実績 1,367万円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

・路線バス

①白布小野川統合路線 (山交バス(株)国庫補助対象路線)  
 年間利用者数 : 53,000人以上 (直近年度の実績なし)  
 収支率 : 55%以上 (直近年度の実績なし)  
 米沢市補助額 1,061万6千円 (直近年度の実績なし)

②米沢～上郷線 (山交バス(株)国庫補助対象路線)  
 年間利用者数 : 2,580人以上 (直近年度の実績 3,317人)  
 収支率 : 12%以上 (直近年度の実績 15.5%)  
 米沢市補助額 500万円 (直近年度の実績 544万3千円)

③米沢 (市立病院) 窪田線 (山交バス(株)国庫補助対象路線)  
 年間利用者数 : 16,000人以上 (直近年度の実績 11,004人)  
 収支率 : 40.0%以上 (直近年度の実績 31.2%)  
 米沢市補助額 371万5千円 (直近年度の実績 477万5千円)

④米沢 (市立病院) 糠野目線 (山交バス(株)国庫補助対象路線)  
 年間利用者数 : 10,000人以上 (直近年度の実績 7,919人)  
 収支率 : 95%以上 (直近年度の実績 83.3%)  
 米沢市補助額 5万円 (直近年度の実績 20万6千円)

・コミュニティバス

⑤市民バス万世線 (米沢市国庫補助対象路線)  
 年間利用者数 : 25,000人以上 (直近年度の実績 20,175人)  
 収支率 : 21.5%以上 (直近年度の実績 21.1%)  
 米沢市委託料等 1,722万7千円 (直近年度の実績 1,450万3千円)

⑥市民バス市街地循環路線右回り (米沢市国庫補助対象路線)  
 年間利用者数 : 54,000人以上 (直近年度の実績 40,989人)  
 収支率 : 62%以上 (直近年度の実績 64.1%)  
 米沢市委託料等 508万8千円 (直近年度の実績 409万9千円)

⑦市民バス市街地循環路線左回り (米沢市国庫補助対象路線)  
 年間利用者数 : 47,000人以上 (直近年度の実績 37,965人)  
 収支率 : 58%以上 (直近年度の実績 58.3%)  
 米沢市委託料等 596万3千円 (直近年度の実績 515万円)

⑧学園都市線 (米沢市国庫補助対象路線)  
 年間利用者数 : 38,500人以上 (直近年度の実績 24,027人)  
 収支率 40%以上 (直近年度の実績 43.7%)  
 米沢市負担額等 1,959万5千円 (直近年度の実績 1,412万5千円)

## ・デマンド交通

- ⑨山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）  
 年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績9,915人）  
 収支率：25%以上（直近年度の実績14.2%）  
 米沢市負担額600万円（直近年度の実績1,016万6千円）
- ⑩田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）  
 年間利用者数：1,600人以上（直近年度の実績2,009人）  
 収支率：30%以上（直近年度の実績21.6%）  
 米沢市負担額250万円（直近年度の実績305万5千円）
- ⑪広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）  
 年間利用者数：800人以上（直近年度の実績840人）  
 収支率：14%以上（直近年度の実績16.3%）  
 米沢市委託料等150万円（直近年度の実績169万2千円）
- ⑫六郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし  
 年間利用者数：800人以上  
 収支率：14%以上  
 米沢市委託料等150万円
- ⑬南原地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし  
 年間利用者数：7,000人以上  
 収支率：14%以上  
 米沢市委託料等1600万円
- ⑭築沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし  
 年間利用者数：800人以上  
 収支率：14%以上  
 米沢市委託料等190万円
- ⑮綱木地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし  
 年間利用者数：30人以上  
 収支率：14%以上  
 米沢市委託料等20万円

## ○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

## ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

## 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る前述の各路線の米沢市の負担は次のとおりとする。

①～⑥の路線バスの運行に係る費用総額6,946万9千円のうち、米沢市から運行事業者への補助金等については、運行収入及び国庫補助を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

⑦～⑨のコミュニティバスの運行に係る費用5,424万2千円については、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしている。運行収入及び国庫補助は米沢市の収入となる。

⑩～⑬のコミュニティバス及びデマンド交通の運行に係る費用総額 3,366 万 6 千円のうち、米沢市から運行事業者への負担金については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。国庫補助は米沢市の収入となる。

また、①～⑬の各路線への上記米沢市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する米沢市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

### 5. 車両の取得に係る目的・必要性

#### 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

令和 4 年度に、万世線を運行するバス車両について、耐用年数を大幅に経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために中型車両（現行と同サイズの 9m 級）を 1 台購入した。

また、市民バス市街地循環路線を運行するバス車両については、令和 5 年度には耐用年数を大幅に経過し、早急な買い替えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために中型バス車両を 1 台購入する必要がある。

※現在、市街地循環路線は、小型バス車両で運行しているが、路線の見直しへの対応や費用対効果を勘案し、中型バス車両購入を検討中

### 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

#### 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

#### (1) 事業の目標

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・米沢市目標値（目標年度：R7）

RESAS の移動実態数値（本市への来訪者数等）：県外 5,333 人、県内 6,559 人

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象システムを含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・米沢市の目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員 3.0 回／人（直近年度の実績 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス : 4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通 : 1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー : 1 億円（直近年度の実績 103 万円）

・米沢市の目標値（目標年度：R7）（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス : 3,262 万円（直近年度の実績 4,362 万 8 千円）

コミュニティバス：3,814万円（直近年度の実績4,939万9千円）

デマンド交通：726万円（直近年度の実績1,367万円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・路線バス

①白布小野川統合路線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：53,000人以上（直近年度の実績なし）

収支率：55%以上（直近年度の実績なし）

米沢市補助額1,061万6千円（直近年度の実績なし）

②米沢～上郷線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：2,580人以上（直近年度の実績3,317人）

収支率：12%以上（直近年度の実績15.5%）

米沢市補助額500万円（直近年度の実績544万3千円）

③米沢（市立病院）窪田線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：16,000人以上（直近年度の実績11,004人）

収支率：40.0%以上（直近年度の実績31.2%）

米沢市補助額371万5千円（直近年度の実績477万5千円）

④米沢（市立病院）糠野目線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：10,000人以上（直近年度の実績7,919人）

収支率：95%以上（直近年度の実績83.3%）

米沢市補助額5万円（直近年度の実績20万6千円）

・コミュニティバス

⑤市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：25,000人以上（直近年度の実績20,175人）

収支率：21.5%以上（直近年度の実績21.1%）

米沢市委託料等1,722万7千円（直近年度の実績1,450万3千円）

⑥市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：54,000人以上（直近年度の実績40,989人）

収支率：62%以上（直近年度の実績64.1%）

米沢市委託料等508万8千円（直近年度の実績409万9千円）

⑦市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：47,000人以上（直近年度の実績37,965人）

収支率：58%以上（直近年度の実績58.3%）

米沢市委託料等596万3千円（直近年度の実績515万円）

⑧学園都市線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：38,500人以上（直近年度の実績24,027人）

収支率40%以上（直近年度の実績43.7%）

米沢市負担額等1,959万5千円（直近年度の実績1,412万5千円）

・デマンド交通

⑨山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績9,915人）

収支率：25%以上（直近年度の実績14.2%）

米沢市負担額600万円（直近年度の実績1,016万6千円）

⑩田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：1,600人以上（直近年度の実績2,009人）

収支率：30%以上（直近年度の実績21.6%）



米沢市負担額 250 万円（直近年度の実績 305 万 5 千円）

⑪広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：800 人以上（直近年度の実績 840 人）

収支率：14%以上（直近年度の実績 16.3%）

米沢市委託料等 150 万円（直近年度の実績 169 万 2 千円）

⑫六郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：800 人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 150 万円

⑬南原地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：7,000 人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 1600 万円

⑭築沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：800 人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 190 万円

⑮綱木地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：30 人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 20 万円

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

（2）事業の効果

市街地循環路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に、高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる

市民バスは、市街地循環路線・万世線を計 6 台（予備車 2 台）の車両で運行しているが、その中には購入から相当の年数を経過している車両があり、修繕費の負担が年々大きくなっている。車両を購入することでコストの削減と安定的な輸送の実現が可能となり、効率的な運行形態を構築することができる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を作成し添付



## 8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る市街地循環路線の車両の取得に係る費用総額2,300万円は、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助は米沢市の収入となる。

### ○その他申請に関する事項

#### 9. 協議会の開催状況と主な議論

##### ○山形県地域公共交通活性化協議会

###### <令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）  
（日付は書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）  
（日付は書面協議成立時）

###### <令和5年度>

- ・令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の  
（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について  
（日付は書面協議成立時）
- ・令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について／地域公共交通勉強会の開催
- ・令和6年3月 日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について  
（日付は書面協議成立時）

##### ○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

###### <令和4年度>

- ・令和4年7月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の  
（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）

###### <令和5年度>

- ・令和5年11月29日：山形鉄道フラワー長井線の地域公共交通再構築事業の活用に向けた山形県地域公共交通計画の変更に係る協議について  
（日付は書面協議成立時）
- ・令和6年2月28日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

##### ○米沢市地域公共交通活性化協議会

###### <令和4年度>

- ・令和4年6月29日（第1回）：事業報告・収支決算・事業計画・収支予算について
- ・令和5年3月20日（第2回）：地域公共交通計画の進捗状況、令和5年度以降の事業等について

###### <令和5年度>

- ・令和5年6月26日（第1回）：前年度事業報告及び今年度事業計画案について等
- ・令和5年11月2日（第2回）：令和6年4月1日からの改正内容案について等

##### ○米沢市地域公共交通会議

###### <令和4年度>

- ・令和4年8月30日（第1回）：乗合タクシーの乗降場所の追加、バス路線を活用した電動レンタサイクルの輸送について
- ・令和4年12月15日（第2回）：乗合タクシーの増便について

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年2月16日（第3回）：路線バスの廃止、乗合タクシーのエリア拡大、バス停の設置、企画乗車券の発券について</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年8月1日（第1回）：市民バスの更新登録、乗合タクシーの増便、生活交通改善事業計画について</li> <li>・ 令和5年10月3日（第2回）：市民バスの経路変更、乗合タクシーのダイヤ改正について</li> <li>・ 令和5年11月27日（第3回）：乗合タクシーの増便について</li> <li>・ 令和6年1月11日（第4回）：路線バスの変更・統合、市民バスの経路変更、乗合タクシーの運行開始について</li> </ul>
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により米沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>米沢市地域公共交通活性化協議会についても、山形県と同様の状況である。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
<p>該当なし</p>
（2）交通手段の検討状況
<p>該当なし</p>

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県米沢市金池五丁目2番25号

（所 属）企画調整部地域振興課

（氏 名）鈴木 翔太

（電 話）0238-22-5111 内線 2802

（e-mail）chiiki-ka@city.yonezawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	山交バス(株)	(1) 白布小野川統合路線	白布	白布・小野川	湯元駅前	往28.4km 復27.9km	365日	3477回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院上郷	長手	往11.7km 復12.1km	243日	723回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(3) 米沢(市立病院)窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	243日	1047回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(4) 米沢(市立病院)鎌野目線	米沢営業所	市立病院・窪田	鎌野目駅前	往14.9km 復14.8km	79日	158回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(5) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	298日	298回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(6) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スキー場前	往29.9km 復27.6km	298日	1192回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(7) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	稲後の重入口	往13.0km	298日	298回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(8) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	稲後の重入口	往16.7km 復16.5km	298日	596回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(9) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往17.3km 循環	366日	3904回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(10) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	366日	3904回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(11) 学園都市線(A)	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往10.0km 循環	183日	183回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(12) 学園都市線(B・C・D・E)	米沢駅前	イオン米沢	米沢駅前	往14.2km 循環	366日	2379回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(13) 学園都市線(F)	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往17.2km 循環	183日	183回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	(有)今村タク シー、(株)吾妻観 光タクシー、辻 自動車(株)、米 沢タクシー(株)、米 沢酒類販売(株)	(14) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往 km 復 km	296日	2300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
(15) 田沢地区乗合タクシー			田沢地区			往 km 復 km	296日	1200回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
(16) 広幡地区乗合タクシー			広幡地区			往 km 復 km	296日	600回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
(17) 六郷地区乗合タクシー			六郷地区			往 km 復 km	197日	420回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
(18) 南原地区乗合タクシー			南原地区			往 km 復 km	149日	2538回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	①
(19) 築沢地区乗合タクシー			築沢地区			往 km 復 km	72日	287回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	①
(20) 綱木地区乗合タクシー			綱木地区			往 km 復 km	72日	144回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	①

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホて該 当する要件 (別表7のみ)
	山交バス(株)	(1) 白布小野川統合路線	白布・小野川	湯元駅前	往28.4km 復27.9km	365日	4197.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	山交バス(株)	(2) 米沢～上郷線	米沢営業所 市立病院上郷	長手	往11.7km 復12.1km	242日	720回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	山交バス(株)	(3) 米沢(市立病院)窪田線	米沢営業所 市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	242日	1042回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	山交バス(株)	(4) 米沢(市立病院)鎌野目線	米沢営業所 市立病院・窪田	鎌野目駅前	往14.9km 復14.8km	78日	156回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	米沢市	(5) 万世線	米沢市役所前 米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	297日	297回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	米沢市	(6) 万世線	米沢市役所前 アルカディア	米沢スキー場前	往29.9km 復27.6km	297日	1188回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	米沢市	(7) 万世線	米沢市役所前 米沢駅	稲後の里入口	往13.0km	297日	297回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	米沢市	(8) 万世線	米沢市役所前 アルカディア	稲後の里入口	往16.7km 復16.5km	29297日	594回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	米沢市	(9) 市街地循環路線右回り	米沢駅前 市立病院	米沢駅前	往17.3km 循環	365日	3893回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	米沢市	(10) 市街地循環路線左回り	米沢駅前 市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3893回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	山交バス(株)	(11) 学園都市線(A)	米沢駅前 栄養大	米沢駅前	往10.0km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	山交バス(株)	(12) 学園都市線(B・C・D・E)	米沢駅前 イオン米沢	米沢駅前	往14.2km 循環	365日	3285回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	山交バス(株)	(13) 学園都市線(F)	米沢駅前 市立病院	米沢駅前	往17.2km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
	(有)今村タクシー、(株)吾妻観光タクシー、辻自動車(株)、米沢タクシー(株)、米沢酒類販売(株)	(14) 山上地区乗合タクシー	山上地区		復 km	295日	2300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③	
(15) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往 km 復 km	295日	1200回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③		
(16) 広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往 km 復 km	295日	600回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③		
(17) 六郷地区乗合タクシー		六郷地区		往 km 復 km	242日	440回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③		
(18) 南原地区乗合タクシー		南原地区		往 km 復 km	295日	5000回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③		
(19) 築沢地区乗合タクシー		築沢地区		往 km 復 km	146日	570回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③		
(20) 綱木地区乗合タクシー		綱木地区		往 km 復 km	146日	292回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③		

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホて該 当する要件 (別表7のみ)
	山交バス(株)	(1) 白布小野川統合路線	白布・小野川	湯元駅前		往28.4km 復27.9km	365日	4197.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 米沢～上郷線	米沢営業所 市立病院上郷	長手		往11.7km 復12.1km	242日	720回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(3) 米沢(市立病院)窪田線	米沢営業所 市立病院	外の内		往10.1km 復10.6km	242日	1042回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(4) 米沢(市立病院)鎌野目線	米沢営業所 市立病院・窪田	鎌野目駅前		往14.9km 復14.8km	78日	156回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(5) 万世線	米沢市役所前 米沢駅	米沢スキー場前		往18.1km 復19.2km	297日	297回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(6) 万世線	米沢市役所前 アルカディア	米沢スキー場前		往29.9km 復27.6km	297日	1188回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(7) 万世線	米沢市役所前 米沢駅	稲佐の裏入口		往13.0km	297日	297回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(8) 万世線	米沢市役所前 アルカディア	稲佐の裏入口		往16.7km 復16.5km	29297日	594回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(9) 市街地循環路線右回り	米沢駅前 市立病院	米沢駅前		往17.3km 循環	365日	3893回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(10) 市街地循環路線左回り	米沢駅前 市立病院	米沢駅前		往18.0km 循環	365日	3893回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(11) 学園都市線(A)	米沢駅前 栄養大	米沢駅前		往10.0km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(12) 学園都市線(B・C・D・E)	米沢駅前 イオン米沢	米沢駅前		往14.2km 循環	365日	3285回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(13) 学園都市線(F)	米沢駅前 市立病院	米沢駅前		往17.2km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	(有)今村タク シー、(株)吾妻観 光タクシー、辻 自動車(株)、米 沢タクシー(株)、米 沢酒類販売(株)	(14) 山上地区乗合タクシー	山上地区			往 km 復 km	295日	2300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
(15) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区				往 km 復 km	295日	1200回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
(16) 広幡地区乗合タクシー		広幡地区				往 km 復 km	295日	600回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
(17) 六郷地区乗合タクシー		六郷地区				往 km 復 km	242日	440回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
(18) 南原地区乗合タクシー		南原地区				往 km 復 km	295日	5000回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
(19) 築沢地区乗合タクシー		築沢地区				往 km 復 km	146日	570回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(20) 綱木地区乗合タクシー	綱木地区			往 km 復 km	146日	292回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
米沢市	米沢市	1	(5)~(8) 万世線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	59	R4.6 (契約年月)			一括
		2									
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。



白布小野川統合路線

上り

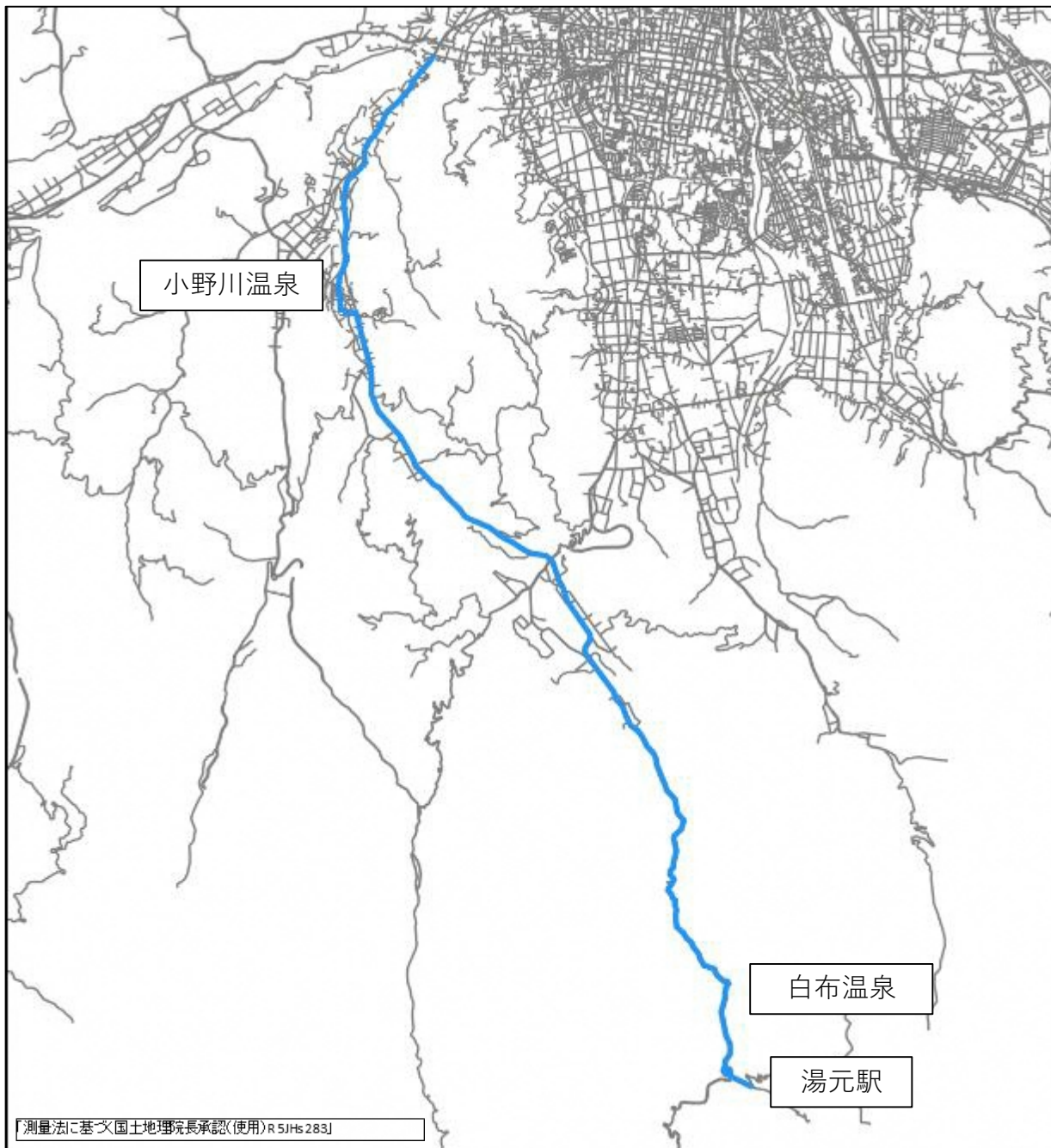
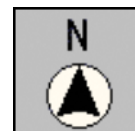
バス停名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便
湯元駅前	7:20	8:20	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
森の館前	7:21	8:21	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21
石切	7:22	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22
白布温泉	7:23	8:23	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
白布温泉待合所	7:24	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
白布口	7:25	8:25	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25
高橋	7:28	8:28	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28
上畑	7:30	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
大白布	7:32	8:32	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
小白布	7:33	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33
三宝荒神	7:34	8:34	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34
杉の下	7:35	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35
横道	7:36	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36
笹原	7:36	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36
源八前	7:40	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40
夜鷹原	7:41	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41
駐車場前	7:43	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43
小野川温泉	7:45	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45
小町の湯 やまぼうし前	7:46	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46
ウフウフガーデン前	7:48	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48	18:48
松の下	7:49	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
赤芝	7:49	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
館山浄水場口	7:50	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50
館山六丁目	7:51	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51
館山四丁目	7:52	8:52	-	10:52	-	12:52	-	14:52	-	16:52	17:52	-
館山局前	7:53	8:53	-	10:53	-	12:53	-	14:53	-	16:53	17:53	-
館山一丁目	7:54	8:54	-	10:54	-	12:54	-	14:54	-	16:54	17:54	-
中矢来	7:55	8:55	-	10:55	-	12:55	-	14:55	-	16:55	17:55	-
矢来	7:56	8:56	-	10:56	-	12:56	-	14:56	-	16:56	17:56	-
御廟前	7:57	8:57	-	10:57	-	12:57	-	14:57	-	16:57	17:57	-
城西町	7:58	8:58	-	10:58	-	12:58	-	14:58	-	16:58	17:58	-
松ヶ岬	7:59	8:59	-	10:59	-	12:59	-	14:59	-	16:59	17:59	-
上杉神社北口	8:00	9:00	-	11:00	-	13:00	-	15:00	-	17:00	18:00	-
上杉神社前(城史苑)	8:01	9:01	-	11:01	-	13:01	-	15:01	-	17:01	18:01	-
丸の内二丁目	8:02	9:02	-	11:02	-	13:02	-	15:02	-	17:02	18:02	-
皇大神社前	8:03	9:03	-	11:03	-	13:03	-	15:03	-	17:03	18:03	-
中央一丁目	8:04	9:04	-	11:04	-	13:04	-	15:04	-	17:04	18:04	-
館山バイパス	-	-	9:53	-	11:53	-	13:53	-	15:53	-	-	18:53
成島ヨークタウン前	-	-	9:57	-	11:57	-	13:57	-	15:57	-	-	18:57
徳町西	-	-	9:58	-	11:58	-	13:58	-	15:58	-	-	18:58
総合公園口	-	-	9:58	-	11:58	-	13:58	-	15:58	-	-	18:58
イオン米沢前	-	-	9:59	-	11:59	-	13:59	-	15:59	-	-	18:59
年金事務所西	-	-	10:00	-	12:00	-	14:00	-	16:00	-	-	19:00
米沢市役所前	-	-	10:01	-	12:01	-	14:01	-	16:01	-	-	19:01
文化センター南	-	-	10:02	-	12:02	-	14:02	-	16:02	-	-	19:02
北村公園西	-	-	10:03	-	12:03	-	14:03	-	16:03	-	-	19:03
金池一丁目	-	-	10:04	-	12:04	-	14:04	-	16:04	-	-	19:04
大町	8:06	9:06	10:05	11:06	12:05	13:06	14:05	15:06	16:05	17:06	18:06	19:05
住之江橋	8:07	9:07	10:06	11:07	12:06	13:07	14:06	15:07	16:06	17:07	18:07	19:06
駅前四丁目	8:08	9:08	10:07	11:08	12:07	13:08	14:07	15:08	16:07	17:08	18:08	19:07
米沢営業所	8:08	9:08	10:07	11:08	12:07	13:08	14:07	15:08	16:07	17:08	18:08	19:07
米沢駅前	8:10	9:10	10:09	11:10	12:09	13:10	14:09	15:10	16:09	17:10	18:10	19:09
駅前二丁目	8:12	9:12	10:11	11:12	12:11	13:12	14:11	15:12	-	-	-	-
舟山病院前	8:12	9:12	10:11	11:12	12:11	13:12	14:11	15:12	-	-	-	-
相生橋西	8:13	9:13	10:12	11:13	12:12	13:13	14:12	15:13	-	-	-	-
相生町南	8:13	9:13	10:12	11:13	12:12	13:13	14:12	15:13	-	-	-	-
市立病院・三友堂病院前	8:14	9:14	10:13	11:14	12:13	13:14	14:13	15:14	-	-	-	-
新幹線発時刻	8:40	9:37	10:37	11:38	12:38	13:40	14:38	15:40	16:23	17:41	18:38	

…観光客の利用を見込んだ便  
 …沿線住民の生活利用を見込んだ便

下り

バス停名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便
新幹線着時刻		9:23	10:22	11:20	12:08	13:07	14:08	15:09	16:09	17:06	18:08
市立病院・三友堂病院前	-	-	-	11:35	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	-
相生町南	-	-	-	11:36	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	-
相生橋西	-	-	-	11:37	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	-
舟山病院前	-	-	-	11:38	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	-
駅前二丁目	-	-	-	11:38	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	-
米沢駅前	7:40	9:40	10:40	11:40	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
米沢営業所	7:42	9:42	10:42	11:42	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
駅前四丁目	7:42	9:42	10:42	11:42	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
住之江橋	7:43	9:43	10:43	11:43	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33
大町	7:44	9:44	10:44	11:44	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34
門東町三丁目ナセBA前	7:46	9:46	10:46	11:46	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36
皇大神社前	-	-	-	11:48	-	13:38	-	-	16:38	-	18:38
中央一丁目	-	-	-	11:49	-	13:39	-	-	16:39	-	18:39
金池一丁目	-	-	-	11:50	-	13:40	-	-	16:40	-	18:40
北村公園西	-	-	-	11:51	-	13:41	-	-	16:41	-	18:41
文化センター南	-	-	-	11:52	-	13:42	-	-	16:42	-	18:42
米沢市役所前	-	-	-	11:53	-	13:43	-	-	16:43	-	18:43
年金事務所西	-	-	-	11:54	-	13:44	-	-	16:44	-	18:44
イオン米沢前	-	-	-	11:55	-	13:45	-	-	16:45	-	18:45
総合公園口	-	-	-	11:56	-	13:46	-	-	16:46	-	18:46
徳町西	-	-	-	11:56	-	13:46	-	-	16:46	-	18:46
成島ヨークタウン前	-	-	-	11:57	-	13:47	-	-	16:47	-	18:47
館山バイパス	-	-	-	12:01	-	13:51	-	-	16:51	-	18:51
上杉神社前(城史苑)	7:48	9:48	10:48	-	12:38	-	14:38	15:38	-	17:38	-
上杉神社北口	7:49	9:49	10:49	-	12:39	-	14:39	15:39	-	17:39	-
松ヶ岬	7:51	9:51	10:51	-	12:41	-	14:41	15:41	-	17:41	-
城西町	7:52	9:52	10:52	-	12:42	-	14:42	15:42	-	17:42	-
御廟前	7:53	9:53	10:53	-	12:43	-	14:43	15:43	-	17:43	-
矢来	7:54	9:54	10:54	-	12:44	-	14:44	15:44	-	17:44	-
中矢来	7:55	9:55	10:55	-	12:45	-	14:45	15:45	-	17:45	-
館山一丁目	7:56	9:56	10:56	-	12:46	-	14:46	15:46	-	17:46	-
館山局前	7:57	9:57	10:57	-	12:47	-	14:47	15:47	-	17:47	-
館山四丁目	7:58	9:58	10:58	-	12:48	-	14:48	15:48	-	17:48	-
館山六丁目	7:59	9:59	10:59	12:03	12:49	13:53	14:49	15:49	16:53	17:49	18:53
館山浄水場口	8:00	10:00	11:00	12:04	12:50	13:54	14:50	15:50	16:54	17:50	18:54
赤芝	8:01	10:01	11:01	12:05	12:51	13:55	14:51	15:51	16:55	17:51	18:55
松の下	8:01	10:01	11:01	12:05	12:51	13:55	14:51	15:51	16:55	17:51	18:55
ウフウフガーデン前	8:02	10:02	11:02	12:06	12:52	13:56	14:52	15:52	16:56	17:52	18:56
小町の湯 やまぼうし前	8:04	10:04	11:04	12:08	12:54	13:58	14:54	15:54	16:58	17:54	18:58
小野川温泉	8:05	10:05	11:05	12:09	12:55	13:59	14:55	15:55	16:59	17:55	18:59
駐車場前	8:07	10:07	11:07	12:11	12:57	14:01	14:57	15:57	17:01	17:57	19:01
夜鷹原	8:09	10:09	11:09	12:13	12:59	14:03	14:59	15:59	17:03	17:59	19:03
源八前	8:10	10:10	11:10	12:14	13:00	14:04	15:00	16:00	17:04	18:00	19:04
横道	8:14	10:14	11:14	12:18	13:04	14:08	15:04	16:04	17:08	18:04	19:08
杉の下	8:15	10:15	11:15	12:19	13:05	14:09	15:05	16:05	17:09	18:05	19:09
三宝荒神	8:16	10:16	11:16	12:20	13:06	14:10	15:06	16:06	17:10	18:06	19:

共通部分



小野川温泉

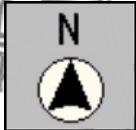
白布温泉

湯元駅

測量法に基<sup>二</sup>国土地理院長承認(使用)R5JH5283



観光路線（上り）



御廟所

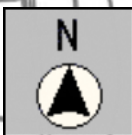
米沢駅

上杉城史苑

市立病院・三友堂病院



観光路線（下り）



御廟所

米沢駅

上杉城史苑

市立病院・三友堂病院



生活路線（上り）

ヨークベニマル成島店

市役所

米沢駅

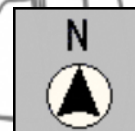
市立病院・三友堂病院



生活路線（下り）

ヨークベニマル成島店

市役所



米沢駅

市立病院・三友堂病院



【R6】市民バス時刻表 万世線（上り）（4月～11月）

バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
米沢スキー場前		7:35				12:50	16:00	16:30
川越石 (万世大路記念碑公園)		7:37				12:52	16:02	16:32
刈安		7:39				12:54	16:04	16:34
福祉の里入口 (栄光の里入口)	7:25	7:45	9:00	11:00	11:50	13:00	16:10	16:40
梓川	7:26	7:46	9:01	11:01	11:51	13:01	16:11	16:41
木場	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:42
梓山	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:42
松林寺口	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:43
梓神社前	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:43
工業団地入口	7:29	7:49	桑9:05	桑11:05	11:54	13:04	16:14	16:44
大日商事前	—	—	—	—	—	—	—	16:47
鷺宮製作所前	—	—	—	—	—	—	—	16:49
精英堂印刷前	—	—	—	—	—	—	—	16:51
サクサテクノ前	—	—	—	—	—	—	—	16:53
テクノセンター前	7:30	7:50	9:10	11:10	11:55	13:05	16:15	16:55
万世小学校前	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
牛森	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
桑山団地東	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山団地中	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山公園前	7:33	7:53	9:13	11:13	11:58	13:08	16:18	16:58
桑山団地西	7:34	7:54	9:14	11:14	11:59	13:09	16:19	16:59
アルカディア (米沢こころの病院前)	—	—	—	11:17	12:02	—	16:22	17:02
米工前	—	7:58	—	—	—	—	16:25	17:05
七中前	—	7:59	—	—	—	—	16:26	17:06
金谷口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
桑山団地口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
片子	7:37	8:04	9:17	11:24	12:09	13:12	16:31	17:11
東大通	7:38	8:05	9:18	11:25	12:10	13:13	16:32	17:12
東一丁目	7:39	8:06	9:19	11:26	12:11	13:14	16:33	17:13
米沢駅前	7:40	8:07	9:20	11:27	12:12	13:15	16:34	17:14
米沢営業所	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
駅前四丁目	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
住之江橋	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
大町	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
ナセBA前	7:45	8:12	9:25	11:32	12:17	13:20	16:39	17:19
皇大神社前	7:47	8:14	9:27	11:34	12:19	13:22	16:41	17:21
中央三丁目	7:48	8:15	9:28	11:35	12:20	13:23	16:42	17:22
中央五丁目	7:50	8:17	9:30	11:37	12:22	13:25	16:44	17:24
春日一丁目	7:51	8:18	9:31	11:38	12:23	13:26	16:45	17:25
米沢市役所前	7:52	8:19	9:32	11:39	12:24	13:27	16:46	17:26

運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第1地区まで乗り入れする便

【R6】市民バス時刻表 万世線（下り）（4月～11月）

バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
米沢市役所前	8:50	10:15	11:55	13:30	15:00	15:35	17:10	18:10
春日一丁目	8:52	10:17	11:57	13:32	15:02	15:37	17:12	18:12
中央五丁目	8:53	10:18	11:58	13:33	15:03	15:38	17:13	18:13
中央三丁目	8:54	10:19	11:59	13:34	15:04	15:39	17:14	18:14
中央一丁目	8:55	10:20	12:00	13:35	15:05	15:40	17:15	18:15
大町	8:57	10:22	12:02	13:37	15:07	15:42	17:17	18:17
住之江橋	8:58	10:23	12:03	13:38	15:08	15:43	17:18	18:18
駅前四丁目	8:59	10:24	12:04	13:39	15:09	15:44	17:19	18:19
米沢営業所	8:59	10:24	12:04	13:39	15:09	15:44	17:19	18:19
米沢駅前	9:01	10:26	12:06	13:41	15:16	15:46	17:21	18:30
東一丁目	9:02	10:27	12:07	13:42	15:17	15:47	17:22	18:31
東大通	9:03	10:28	12:08	13:43	15:18	15:48	17:23	18:32
片子	9:04	10:29	12:09	13:44	15:19	15:49	17:24	18:33
桑山団地口	9:06	10:31	12:11	13:46	15:21	15:51	17:26	18:35
金谷口	9:06	10:31	12:11	13:46	15:21	15:51	17:26	18:35
アルカディア (米沢こころの病院前)	9:09	10:34	—	13:49	15:24	—	—	—
米工前	—	—	—	—	—	15:55	17:30	18:39
七中前	—	—	—	—	—	16:00	17:34	18:40
桑山団地西	9:14	10:39	12:12	13:54	15:29	16:02	17:36	18:42
桑山公園前	9:14	10:39	12:12	13:54	15:29	16:02	17:36	18:42
桑山団地中	9:15	10:40	12:13	13:55	15:30	16:03	17:37	18:43
桑山団地東	9:15	10:40	12:13	13:55	15:30	16:03	17:37	18:43
牛森	9:16	10:41	12:14	13:56	15:31	16:04	17:38	18:44
万世小学校前	9:16	10:41	12:14	13:56	15:31	16:04	17:38	18:44
テクノセンター前	9:17	10:42	12:15	13:57	15:32	16:05	17:39	18:45
大日商事前	9:19	—	—	—	—	—	—	—
鷺宮製作所前	9:21	—	—	—	—	—	—	—
精英堂印刷前	9:23	—	—	—	—	—	—	—
サクサテクノ前	9:25	—	—	—	—	—	—	—
工業団地入口	9:29	10:44	桑12:17	桑13:59	15:34	16:07	17:41	18:47
梓神社前	9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:08	17:42	18:48
松林寺口	9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:08	17:42	18:48
梓山	9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:09	17:43	18:49
木場	9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:09	17:43	18:49
梓川	9:32	10:47	12:22	14:04	15:37	16:10	17:44	18:50
福祉の里入口 (栄光の里入口)	9:33	10:48	12:23	14:05	15:38	16:11	17:45	18:51
刈安	9:39	/	12:29	/	15:44	16:17	17:51	18:57
川越石 (万世大路記念碑公園)	9:41	/	12:31	/	15:46	16:19	17:53	18:59
米沢スキー場前	9:43	/	12:33	/	15:48	16:21	17:55	19:01

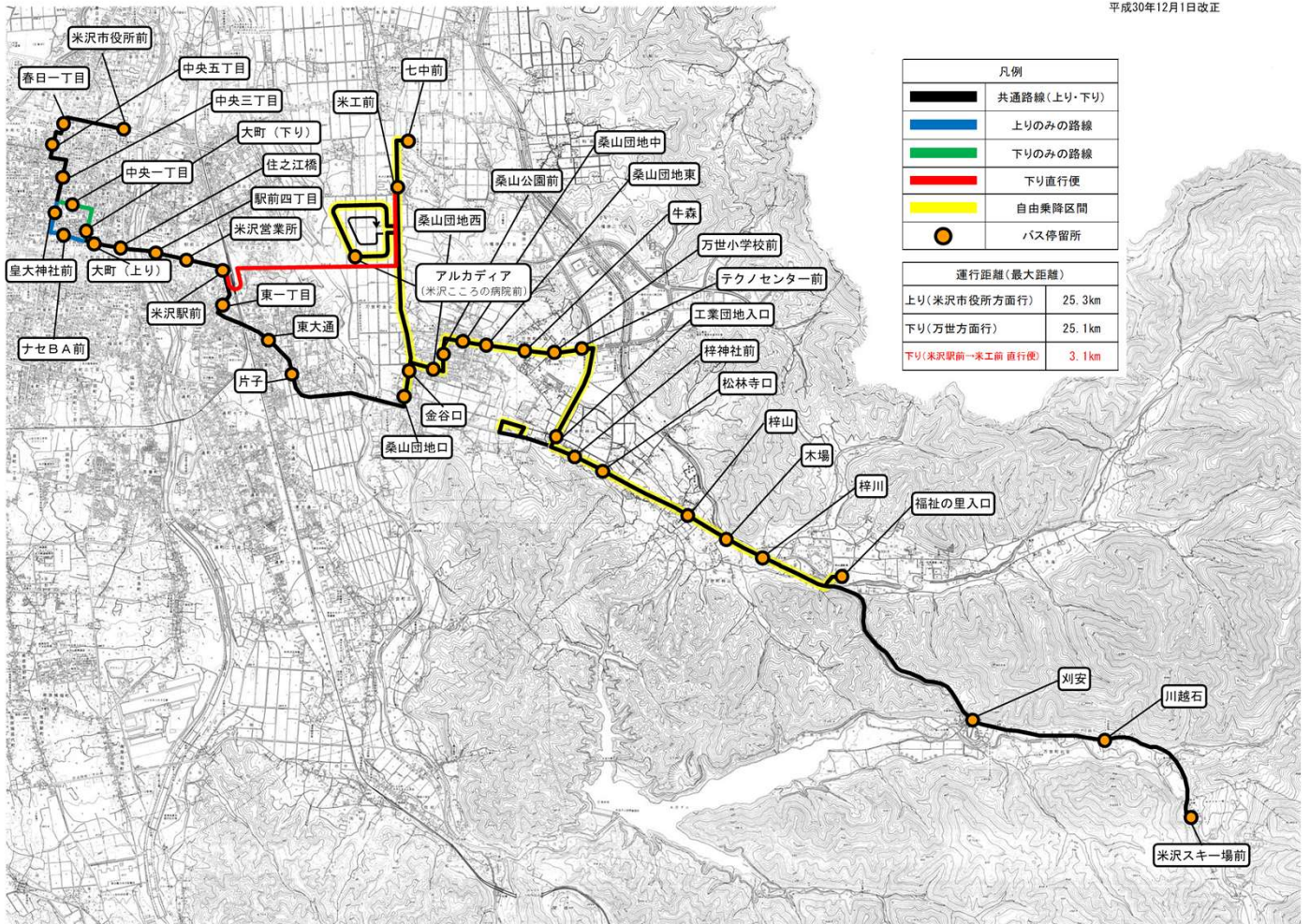
運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第1地区まで乗り入れする便

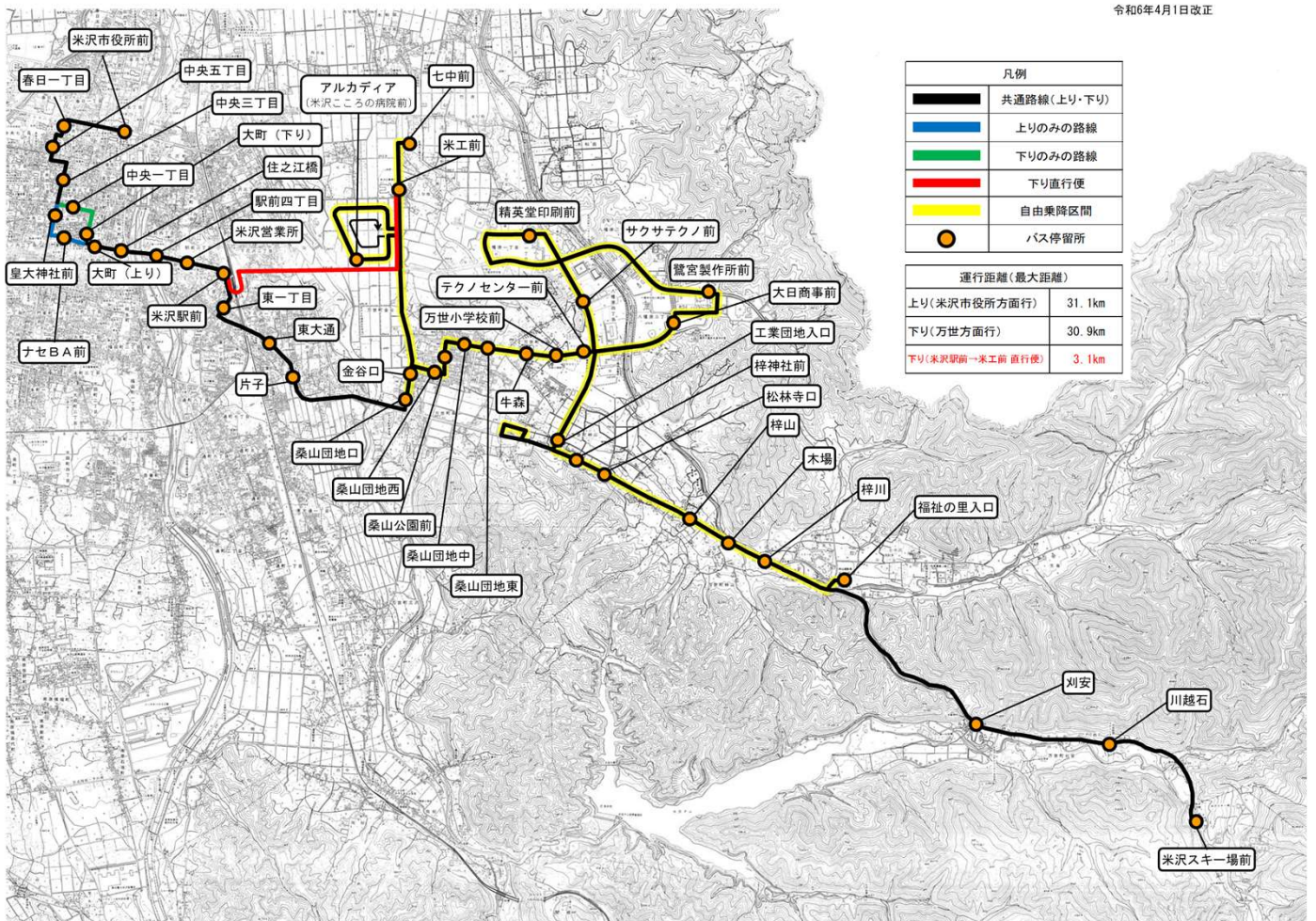


# 【新旧】万世線 路線図

平成30年12月1日改正



令和6年4月1日改正





【R6】市民バス時刻表 循環右回り（4月～11月）

	バス停名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便
1	米沢駅前（東口）	6:50	8:02	9:15	10:27	11:40	13:04	14:16	15:29	16:42	18:01	19:25
2	米沢駅前	6:55	8:07	9:20	10:32	11:45	13:09	14:21	15:34	16:47	18:06	19:30
3	駅前二丁目	6:56	8:08	9:21	10:33	11:46	13:10	14:22	15:35	16:48	18:07	19:31
4	舟山病院前	6:57	8:09	9:22	10:34	11:47	13:11	14:23	15:36	16:49	18:08	19:32
5	相生橋西	6:58	8:10	9:23	10:35	11:48	13:12	14:24	15:37	16:50	18:09	19:33
6	県営相生アパート東	6:59	8:11	9:24	10:36	11:49	13:13	14:25	15:38	16:51	18:10	19:34
7	市立病院・三友堂病院前	7:01	8:13	9:26	10:38	11:51	13:15	14:27	15:40	16:53	18:12	19:36
8	福田町西	7:04	8:16	9:29	10:41	11:54	13:18	14:30	15:43	16:56	18:15	19:39
9	大町一丁目	7:05	8:17	9:30	10:42	11:55	13:19	14:31	15:44	16:57	18:16	19:40
10	税務署前	7:06	8:18	9:31	10:43	11:56	13:20	14:32	15:45	16:58	18:17	19:41
11	上杉神社前（城史苑）	7:08	8:20	9:33	10:45	11:58	13:22	14:34	15:47	17:00	18:19	19:43
12	城南一丁目	7:10	8:22	9:35	10:47	12:00	13:24	14:36	15:49	17:02	18:21	19:45
13	城南二丁目	7:11	8:23	9:36	10:48	12:01	13:25	14:37	15:50	17:03	18:22	19:46
14	山大正門	7:13	8:25	9:38	10:50	12:03	13:27	14:39	15:52	17:05	18:24	19:48
15	二中前	7:14	8:26	9:39	10:51	12:04	13:28	14:40	15:53	17:06	18:25	19:49
16	愛宕小前	7:15	8:27	9:40	10:52	12:05	13:29	14:41	15:54	17:07	18:26	19:50
17	西部こども園前	7:16	8:28	9:41	10:53	12:06	13:30	14:42	15:55	17:08	18:27	19:51
18	御廟所西口	7:17	8:29	9:42	10:54	12:07	13:31	14:43	15:56	17:09	18:28	19:52
19	西部コミュニケーションセンター前	7:18	8:30	9:43	10:55	12:08	13:32	14:44	15:57	17:10	18:29	19:53
20	城西郵便局前	7:19	8:31	9:44	10:56	12:09	13:33	14:45	15:58	17:11	18:30	19:54
21	すこやかセンター	7:24	8:36	9:49	11:01	12:14	13:38	14:50	16:03	17:16	18:35	19:59
22	法泉寺西	7:25	8:37	9:50	11:02	12:15	13:39	14:51	16:04	17:17	18:36	20:00
23	NTT前	7:26	8:38	9:51	11:03	12:16	13:40	14:52	16:05	17:18	18:37	20:01
24	中央二丁目	7:27	8:39	9:52	11:04	12:17	13:41	14:53	16:06	17:19	18:38	20:02
25	中央三丁目	7:28	8:40	9:53	11:05	12:18	13:42	14:54	16:07	17:20	18:39	20:03
26	中央四丁目	7:29	8:41	9:54	11:06	12:19	13:43	14:55	16:08	17:21	18:40	20:04
27	中央六丁目	7:30	8:42	9:55	11:07	12:20	13:44	14:56	16:09	17:22	18:41	20:05
28	信夫町	7:31	8:43	9:56	11:08	12:21	13:45	14:57	16:10	17:23	18:42	20:06
29	総合公園口	7:32	8:44	9:57	11:09	12:22	13:46	14:58	16:11	17:24	18:43	20:07
30	イオン米沢前	7:33	8:45	9:58	11:10	12:23	13:47	14:59	16:12	17:25	18:44	20:08
31	年金事務所西	7:34	8:46	9:59	11:11	12:24	13:48	15:00	16:13	17:26	18:45	20:09
32	米沢市役所前	7:35	8:47	10:00	11:12	12:25	13:49	15:01	16:14	17:27	18:46	20:10
33	文化センター南	7:36	8:48	10:01	11:13	12:26	13:50	15:02	16:15	17:28	18:47	20:11
34	北村公園西	7:37	8:49	10:02	11:14	12:27	13:51	15:03	16:16	17:29	18:48	20:12
35	金池一丁目	7:38	8:50	10:03	11:15	12:28	13:52	15:04	16:17	17:30	18:49	20:13
36	大町	7:39	8:51	10:04	11:16	12:29	13:53	15:05	16:18	17:31	18:50	20:14
37	住之江橋	7:41	8:53	10:06	11:18	12:31	13:55	15:07	16:20	17:33	18:52	20:16
38	駅前四丁目	7:42	8:54	10:07	11:19	12:32	13:56	15:08	16:21	17:34	18:53	20:17
39	米沢営業所	7:43	8:55	10:08	11:20	12:33	13:57	15:09	16:22	17:35	18:54	20:18
40	米沢駅前	7:44	8:56	10:09	11:21	12:34	13:58	15:10	16:23	17:36	18:55	20:19
41	米沢駅前（東口）	7:49	9:01	10:14	11:26	12:39	14:03	15:15	16:28	17:41	19:00	20:24

## 【R6】市民バス時刻表 循環左回り（4月～11月）

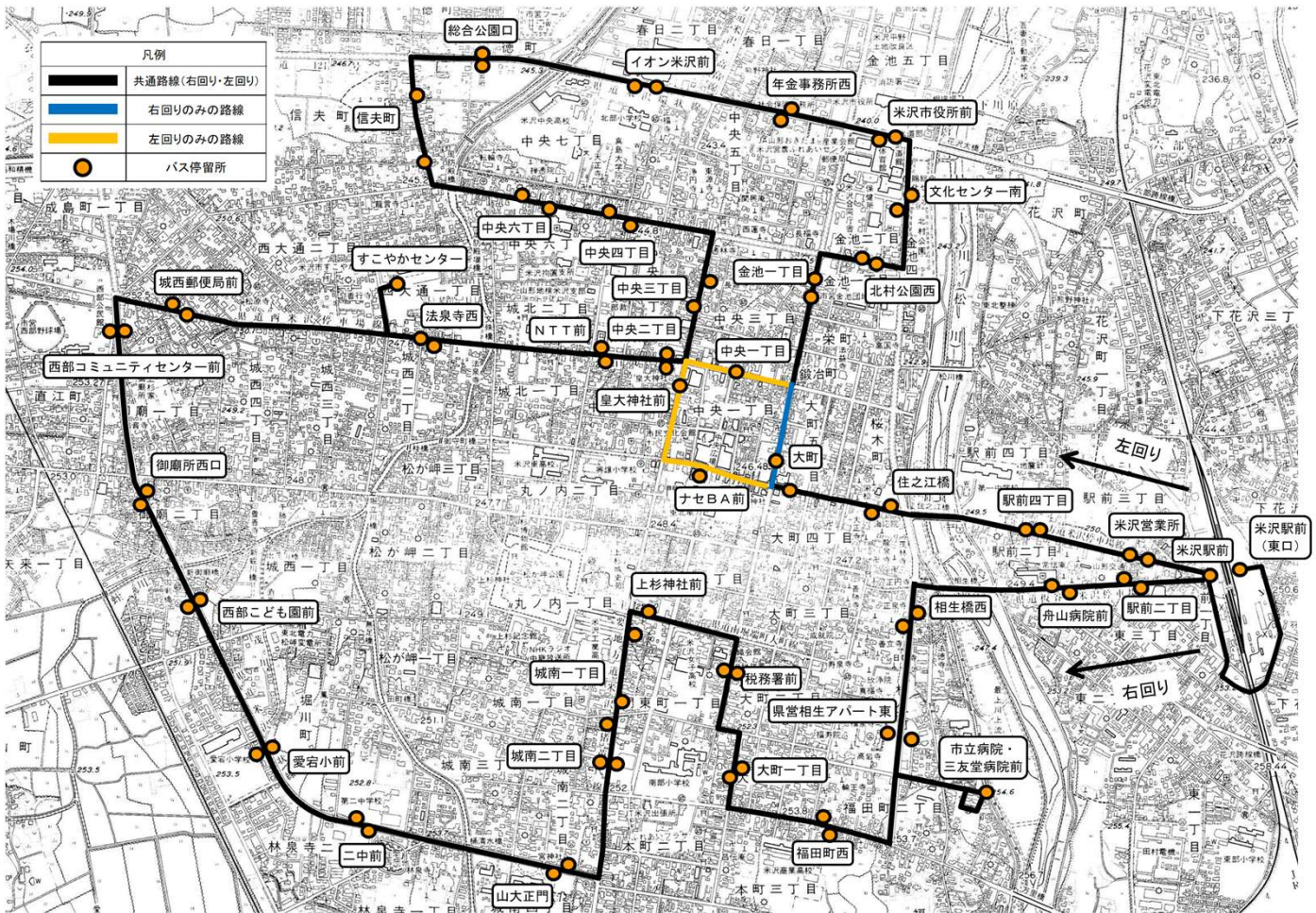
	バス停名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便
1	米沢駅前（東口）	6:50	8:02	9:30	10:45	12:15	13:30	14:45	16:00	17:15	18:30	19:55
2	米沢駅前	6:55	8:07	9:35	10:50	12:20	13:35	14:50	16:05	17:20	18:35	20:00
3	米沢営業所	6:56	8:08	9:36	10:51	12:21	13:36	14:51	16:06	17:21	18:36	20:01
4	駅前四丁目	6:57	8:09	9:37	10:52	12:22	13:37	14:52	16:07	17:22	18:37	20:02
5	住之江橋	6:58	8:10	9:38	10:53	12:23	13:38	14:53	16:08	17:23	18:38	20:03
6	大町	6:59	8:11	9:39	10:54	12:24	13:39	14:54	16:09	17:24	18:39	20:04
7	ナセBA前	7:00	8:12	9:40	10:55	12:25	13:40	14:55	16:10	17:25	18:40	20:05
8	皇大神社前	7:01	8:13	9:41	10:56	12:26	13:41	14:56	16:11	17:26	18:41	20:06
9	中央一丁目	7:02	8:14	9:42	10:57	12:27	13:42	14:57	16:12	17:27	18:42	20:07
10	金池一丁目	7:03	8:15	9:43	10:58	12:28	13:43	14:58	16:13	17:28	18:43	20:08
11	北村公園西	7:04	8:16	9:44	10:59	12:29	13:44	14:59	16:14	17:29	18:44	20:09
12	文化センター南	7:05	8:17	9:45	11:00	12:30	13:45	15:00	16:15	17:30	18:45	20:10
13	米沢市役所前	7:06	8:18	9:46	11:01	12:31	13:46	15:01	16:16	17:31	18:46	20:11
14	年金事務所西	7:07	8:19	9:47	11:02	12:32	13:47	15:02	16:17	17:32	18:47	20:12
15	イオン米沢前	7:08	8:20	9:48	11:03	12:33	13:48	15:03	16:18	17:33	18:48	20:13
16	総合公園口	7:09	8:21	9:49	11:04	12:34	13:49	15:04	16:19	17:34	18:49	20:14
17	信夫町	7:10	8:22	9:50	11:05	12:35	13:50	15:05	16:20	17:35	18:50	20:15
18	中央六丁目	7:11	8:23	9:51	11:06	12:36	13:51	15:06	16:21	17:36	18:51	20:16
19	中央四丁目	7:12	8:24	9:52	11:07	12:37	13:52	15:07	16:22	17:37	18:52	20:17
20	中央三丁目	7:13	8:25	9:53	11:08	12:38	13:53	15:08	16:23	17:38	18:53	20:18
21	中央二丁目	7:14	8:26	9:54	11:09	12:39	13:54	15:09	16:24	17:39	18:54	20:19
22	NTT前	7:15	8:27	9:55	11:10	12:40	13:55	15:10	16:25	17:40	18:55	20:20
23	法泉寺西	7:16	8:28	9:56	11:11	12:41	13:56	15:11	16:26	17:41	18:56	20:21
24	すこやかセンター	7:21	8:33	10:01	11:16	12:46	14:01	15:16	16:31	17:46	19:01	20:26
25	城西郵便局前	7:22	8:34	10:02	11:17	12:47	14:02	15:17	16:32	17:47	19:02	20:27
26	西部コミュニケーションセンター前	7:23	8:35	10:03	11:18	12:48	14:03	15:18	16:33	17:48	19:03	20:28
27	御廟所西口	7:24	8:36	10:04	11:19	12:49	14:04	15:19	16:34	17:49	19:04	20:29
28	西部こども園前	7:25	8:37	10:05	11:20	12:50	14:05	15:20	16:35	17:50	19:05	20:30
29	愛宕小前	7:26	8:38	10:06	11:21	12:51	14:06	15:21	16:36	17:51	19:06	20:31
30	二中前	7:27	8:39	10:07	11:22	12:52	14:07	15:22	16:37	17:52	19:07	20:32
31	山大正門	7:28	8:40	10:08	11:23	12:53	14:08	15:23	16:38	17:53	19:08	20:33
32	城南二丁目	7:29	8:41	10:09	11:24	12:54	14:09	15:24	16:39	17:54	19:09	20:34
33	城南一丁目	7:30	8:42	10:10	11:25	12:55	14:10	15:25	16:40	17:55	19:10	20:35
34	上杉神社前（城史苑）	7:32	8:44	10:12	11:27	12:57	14:12	15:27	16:42	17:57	19:12	20:37
35	税務署前	7:34	8:46	10:14	11:29	12:59	14:14	15:29	16:44	17:59	19:14	20:39
36	大町一丁目	7:35	8:47	10:15	11:30	13:00	14:15	15:30	16:45	18:00	19:15	20:40
37	福田町西	7:36	8:48	10:16	11:31	13:01	14:16	15:31	16:46	18:01	19:16	20:41
38	市立病院前	7:39	8:51	10:19	11:34	13:04	14:19	15:34	16:49	18:04	19:19	20:44
39	県営相生7アパート東	7:41	8:53	10:21	11:36	13:06	14:21	15:36	16:51	18:06	19:21	20:46
40	相生橋西	7:42	8:54	10:22	11:37	13:07	14:22	15:37	16:52	18:07	19:22	20:47
41	舟山病院前	7:43	8:55	10:23	11:38	13:08	14:23	15:38	16:53	18:08	19:23	20:48
42	駅前二丁目	7:44	8:56	10:24	11:39	13:09	14:24	15:39	16:54	18:09	19:24	20:49
43	米沢駅前	7:45	8:57	10:25	11:40	13:10	14:25	15:40	16:55	18:10	19:25	20:50
44	米沢駅前（東口）	7:50	9:02	10:30	11:45	13:15	14:30	15:45	17:00	18:15	19:30	20:55

  : 右回りは止まりません

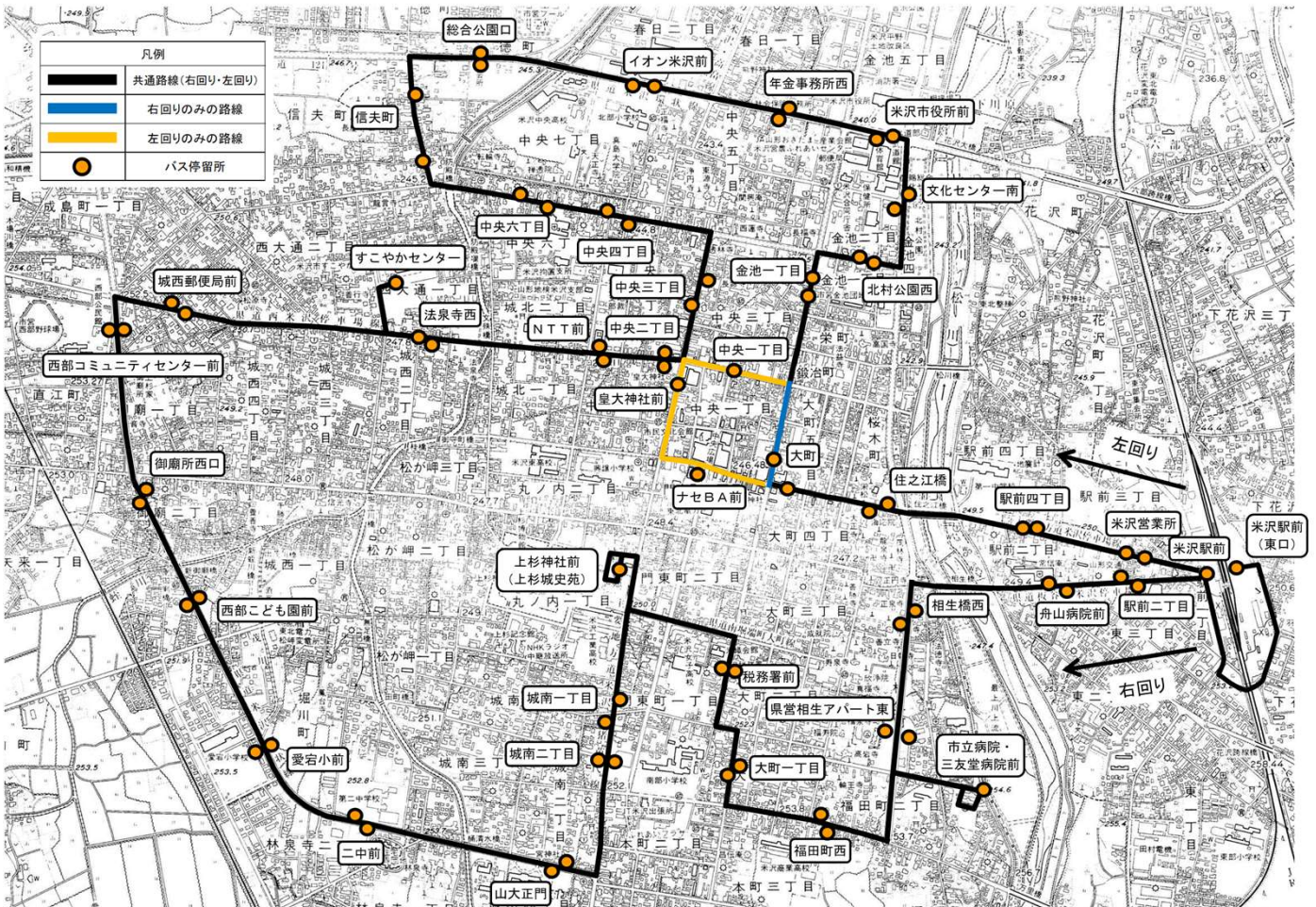


# 【新旧】市街地循環路線 路線図

令和5年11月6日改正



令和6年4月1日改正









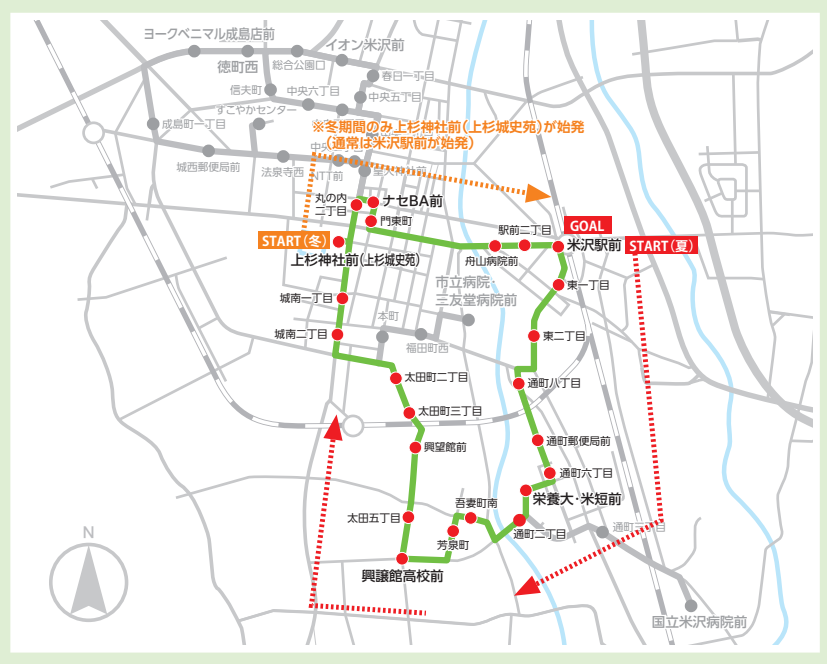
### 学園都市線 Aルート 第1便

市内在住の興譲館高校生が利用しやすいように冬期間は上杉神社前(上杉城史苑)を始発に設定

- 米沢駅前
- 興譲館高校前
- 城南二丁目(山大)
- 徳町西
- 栄養大・米短前
- 市立病院・三友堂病院前
- 上杉神社前(上杉城史苑)
- ヨークベニマル成島店前
- 国立米沢病院前
- イオン米沢前
- ナセBA前

バス停名	1便
上杉神社前(上杉城史苑)	7:18 ※冬期間のみの運行
ナセBA前	7:20 ※冬期間のみの運行
米沢駅前	7:25
栄養大・米短前	7:33
国立米沢病院前	—
興譲館高校前	7:39
市立病院・三友堂病院前	—
城南二丁目(山大)	7:45
イオン米沢前	—
ヨークベニマル成島店前	—
ナセBA前	7:50
米沢駅前	7:55

※この時刻表には路線内の一部のバス停を掲載しています。



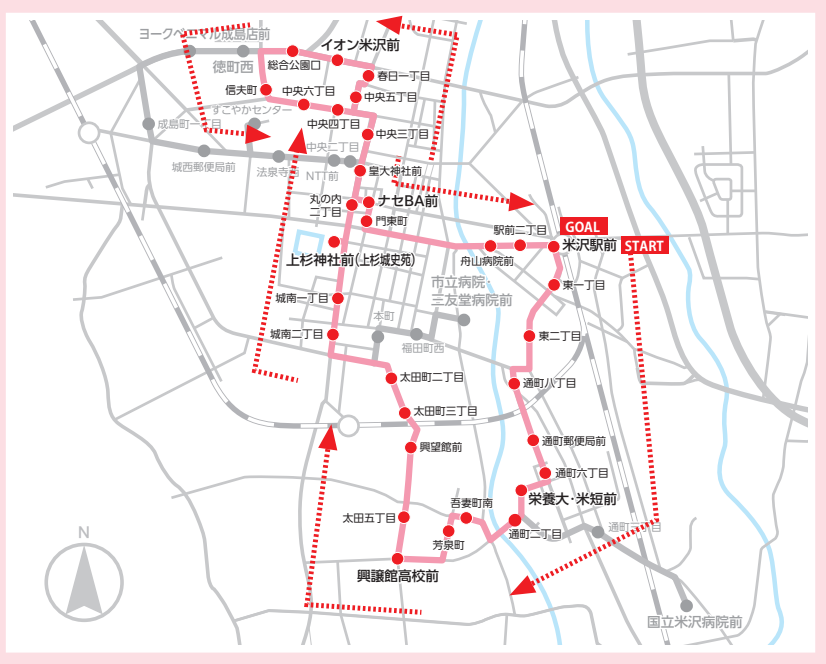
### 学園都市線 Dルート 第4便 第10便 第11便

イオン米沢前を經由

- 米沢駅前
- 興譲館高校前
- 城南二丁目(山大)
- 徳町西
- 栄養大・米短前
- 市立病院・三友堂病院前
- 上杉神社前(上杉城史苑)
- ヨークベニマル成島店前
- 国立米沢病院前
- イオン米沢前
- ナセBA前

バス停名	4便	10便	11便
米沢駅前	10:00	17:50	19:00
栄養大・米短前	10:08	17:58	19:08
国立米沢病院前	—	—	—
興譲館高校前	10:14	18:04	19:14
市立病院・三友堂病院前	—	—	—
城南二丁目(山大)	10:20	18:10	19:20
イオン米沢前	10:29	18:19	19:29
ヨークベニマル成島店前	—	—	—
ナセBA前	10:36	18:26	19:36
米沢駅前	10:41	18:31	19:41

※この時刻表には路線内の一部のバス停を掲載しています。



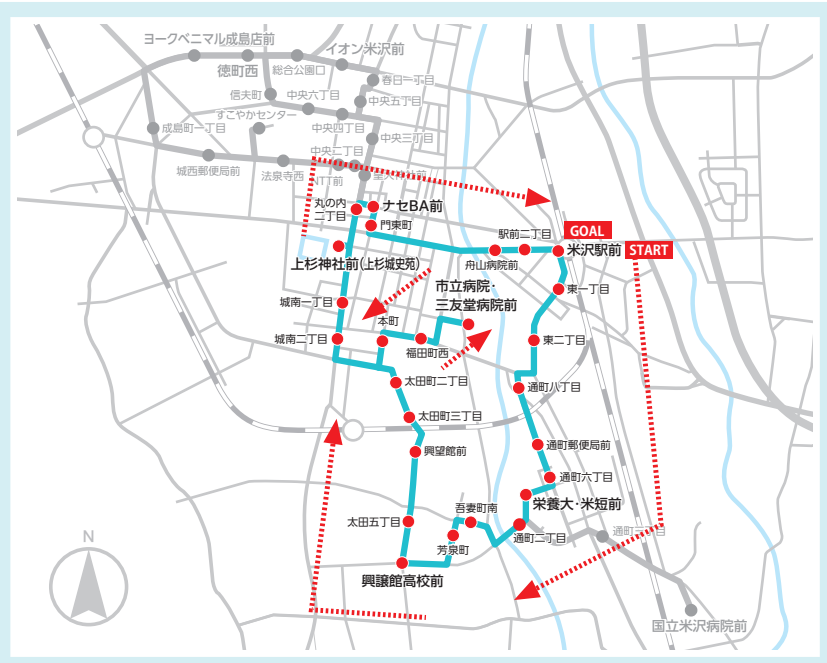
### 学園都市線 Bルート 第2便 第5便

市立病院・三友堂病院前を經由

- 米沢駅前
- 興譲館高校前
- 城南二丁目(山大)
- 徳町西
- 栄養大・米短前
- 市立病院・三友堂病院前
- 上杉神社前(上杉城史苑)
- イオン米沢前
- ナセBA前

バス停名	2便	5便
米沢駅前	8:10	11:15
栄養大・米短前	8:18	11:23
国立米沢病院前	—	—
興譲館高校前	8:24	11:29
市立病院・三友堂病院前	8:33	11:38
城南二丁目(山大)	8:38	11:43
イオン米沢前	—	—
ヨークベニマル成島店前	—	—
ナセBA前	8:43	11:48
米沢駅前	8:48	11:53

※この時刻表には路線内の一部のバス停を掲載しています。



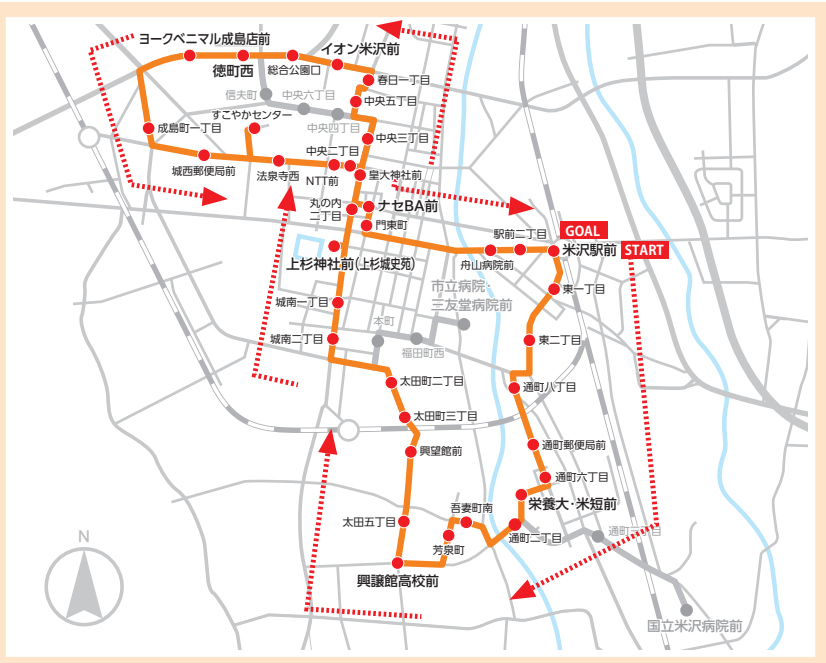
### 学園都市線 Eルート 第6便 第8便

イオン米沢前、徳町西、ヨークベニマル成島店前を經由

- 米沢駅前
- 興譲館高校前
- 城南二丁目(山大)
- 徳町西
- 栄養大・米短前
- 市立病院・三友堂病院前
- 上杉神社前(上杉城史苑)
- イオン米沢前
- ナセBA前

バス停名	6便	8便
米沢駅前	12:20	15:20
栄養大・米短前	12:28	15:28
国立米沢病院前	—	—
興譲館高校前	12:34	15:34
市立病院・三友堂病院前	—	—
城南二丁目(山大)	12:40	15:40
イオン米沢前	12:49	15:49
ヨークベニマル成島店前	12:54	15:54
ナセBA前	13:04	16:05
米沢駅前	13:09	16:10

※この時刻表には路線内の一部のバス停を掲載しています。



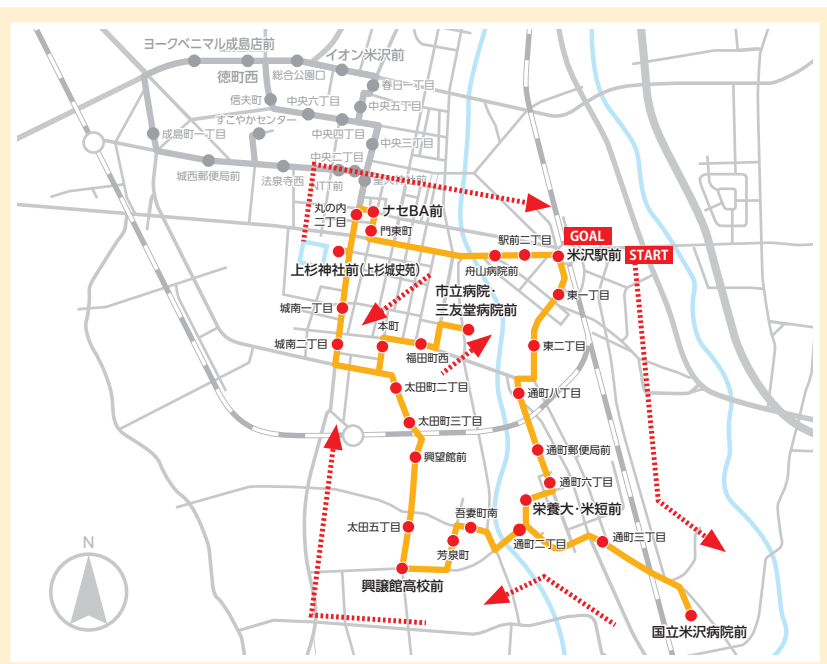
### 学園都市線 Cルート 第3便 第7便

国立米沢病院前、市立病院・三友堂病院前を經由

- 米沢駅前
- 興譲館高校前
- 城南二丁目(山大)
- 徳町西
- 栄養大・米短前
- 市立病院・三友堂病院前
- 上杉神社前(上杉城史苑)
- イオン米沢前
- ナセBA前

バス停名	3便	7便
米沢駅前	9:00	13:30
栄養大・米短前	9:08	13:38
国立米沢病院前	9:13	13:43
興譲館高校前	9:23	13:53
市立病院・三友堂病院前	9:32	14:02
城南二丁目(山大)	9:37	14:07
イオン米沢前	—	—
ヨークベニマル成島店前	—	—
ナセBA前	9:42	14:12
米沢駅前	9:47	14:17

※この時刻表には路線内の一部のバス停を掲載しています。



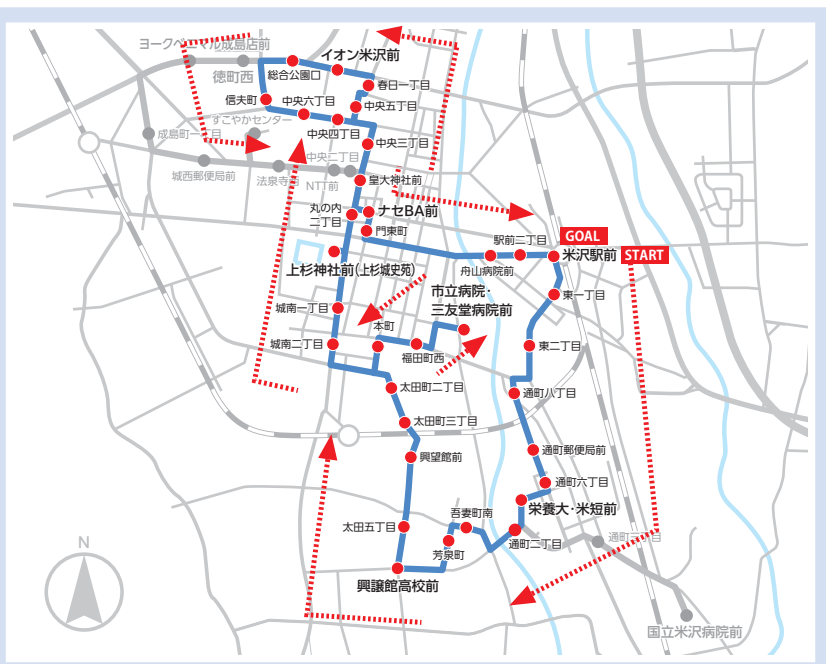
### 学園都市線 Fルート 第9便

市立病院・三友堂病院前・イオン米沢前を經由

- 米沢駅前
- 興譲館高校前
- 城南二丁目(山大)
- 徳町西
- 栄養大・米短前
- 市立病院・三友堂病院前
- 上杉神社前(上杉城史苑)
- イオン米沢前
- ナセBA前

バス停名	9便
米沢駅前	16:20
栄養大・米短前	16:28
国立米沢病院前	—
興譲館高校前	16:34
市立病院・三友堂病院前	16:43
城南二丁目(山大)	16:48
イオン米沢前	16:57
ヨークベニマル成島店前	—
ナセBA前	17:04
米沢駅前	17:09

※この時刻表には路線内の一部のバス停を掲載しています。





# 市民バス万世線



## 万世線の八幡原工業団地へのアクセス向上

現在運行している市民バス万世線に新たに八幡原工業団地を経由するルートを追加することで、アクセス性の向上が期待されます。

### 市民バス万世線(上り) 第8便

米沢スキー場前→米沢駅前→米沢市役所前

米沢スキー場前	16:30
工業団地入口	16:44
大日商事前	16:47
鷺宮製作所前	16:49
精英堂印刷前	16:51
サクサテクノ前	16:53
テクノセンター前	16:55
米沢駅前	17:14
米沢市役所前	17:26

### 市民バス万世線(下り) 第1便

米沢市役所前→米沢駅前→米沢スキー場前

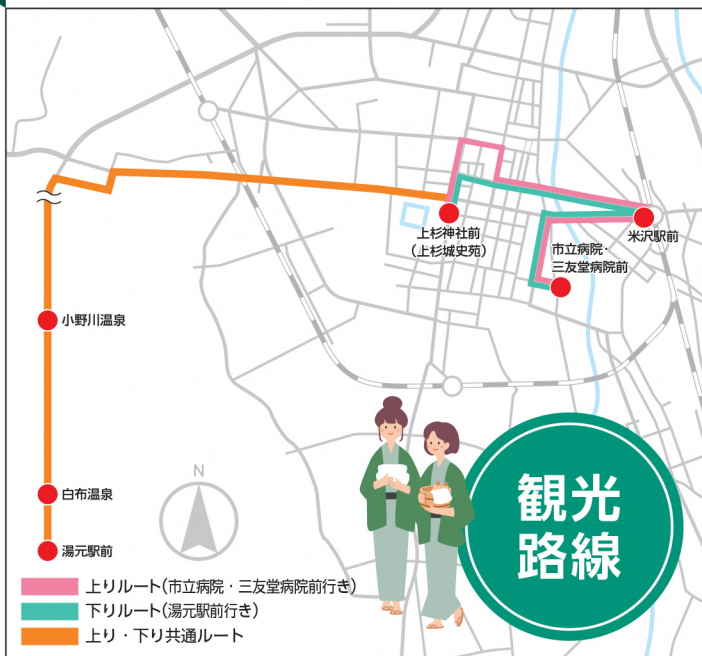
米沢市役所前	8:50
米沢駅前	9:01
テクノセンター前	9:17
大日商事前	9:19
鷺宮製作所前	9:21
精英堂印刷前	9:23
サクサテクノ前	9:25
工業団地入口	9:29
米沢スキー場前	9:43

※一部のバス停を掲載しています。

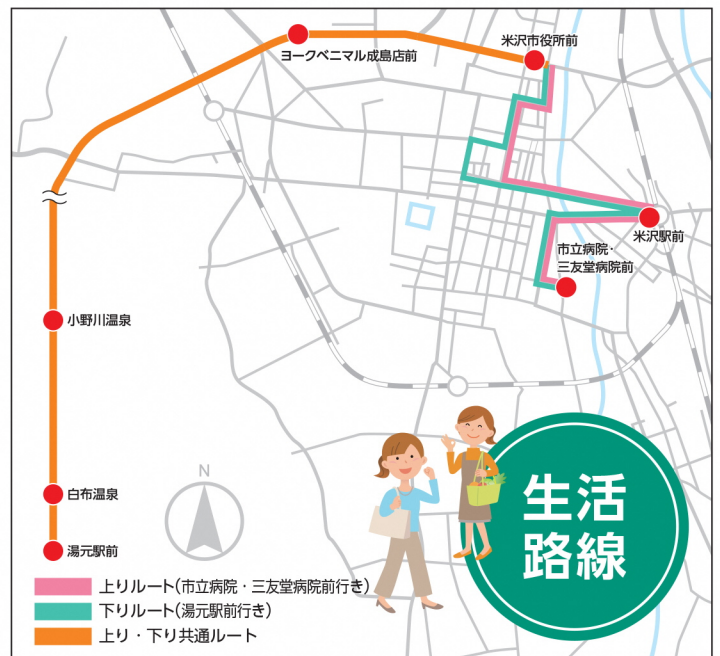
## 白布温泉・小野川温泉 統合路線(山交バス)

## 白布温泉線・小野川温泉線を統合し 両温泉を結ぶ新しいバス路線

白布温泉線と小野川温泉線を統合し、小野川温泉を経由して白布温泉と米沢駅を結ぶ路線が新たに運行されます。運行本数を増やし、新幹線との接続に配慮したダイヤ設定となりました。さらに、観光客向けのルートと生活利用者向けのルートを提供し、一部を除き市立病院・三友堂病院前が発着地となります。バス路線再編により利用が難しくなる南原地区や一部の三沢地区の方々には、のりあいタクシーを運行する予定です。これにより、地域の生活利便性と観光業の振興が期待されます。



※一部のバス停を掲載しています。



※一部のバス停を掲載しています。

### 上杉神社前バス停位置図



## 停留所の統合でより便利になります

現在、上杉神社前には循環バス、山交バス白布線、仙台行高速バスの3つの停留所がありますが、標識の設置位置が異なり、利用者に分かりにくくなっています。この対策として、上杉城史苑駐車場内に停留所を設け、全てのバス路線の停車場を一箇所にまとめます。施設に近い位置に停留所を設けることで、利用者は施設内でのバス待ちも可能となり、バス待ち環境も改善されます。

※新たに運行を開始する学園都市線の乗降も可能となります。

【市民バスお問い合わせ】 米沢市地域振興課 ☎(0238)22-5111 内線2801/2802

【山交バス株お問い合わせ】 山交バス株米沢営業所 ☎(0238)22-3392

発行：米沢市地域公共交通活性化協議会・米沢市地域振興課









## 【新】 学園都市線 時刻表

	バス停名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便
1	上杉神社前	7:18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	ナセBA前	7:20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	米沢駅前	7:25	8:10	9:00	10:00	11:15	12:20	13:30	15:20	16:20	17:50	19:00
4	東一丁目	7:26	8:11	9:01	10:01	11:16	12:21	13:31	15:21	16:21	17:51	19:01
5	東二丁目	7:27	8:12	9:02	10:02	11:17	12:22	13:32	15:22	16:22	17:52	19:02
6	通町八丁目	7:29	8:14	9:04	10:04	11:19	12:24	13:34	15:24	16:24	17:54	19:04
7	通町郵便局前	7:30	8:15	9:05	10:05	11:20	12:25	13:35	15:25	16:25	17:55	19:05
8	通町六丁目	7:31	8:16	9:06	10:06	11:21	12:26	13:36	15:26	16:26	17:56	19:06
9	栄養大・米短前	7:33	8:18	9:08	10:08	11:23	12:28	13:38	15:28	16:28	17:58	19:08
10	通町三丁目	-	-	9:10	-	-	-	13:40	-	-	-	-
11	国立米沢病院前	-	-	9:13	-	-	-	13:43	-	-	-	-
12	通町三丁目	-	-	9:16	-	-	-	13:46	-	-	-	-
13	通町二丁目	7:34	8:19	9:18	10:09	11:24	12:29	13:48	15:29	16:29	17:59	19:09
14	吾妻町南	7:36	8:21	9:20	10:11	11:26	12:31	13:50	15:31	16:31	18:01	19:11
15	芳泉町	7:37	8:22	9:21	10:12	11:27	12:32	13:51	15:32	16:32	18:02	19:12
16	興譲館高等学校前	7:39	8:24	9:23	10:14	11:29	12:34	13:53	15:34	16:34	18:04	19:14
17	太田町五丁目	7:40	8:25	9:24	10:15	11:30	12:35	13:54	15:35	16:35	18:05	19:15
18	興望館前	7:41	8:26	9:25	10:16	11:31	12:36	13:55	15:36	16:36	18:06	19:16
19	太田町三丁目	7:42	8:27	9:26	10:17	11:32	12:37	13:56	15:37	16:37	18:07	19:17
20	太田町二丁目	7:43	8:28	9:27	10:18	11:33	12:38	13:57	15:38	16:38	18:08	19:18
21	本町	-	8:29	9:28	-	11:34	-	13:58	-	16:39	-	-
22	福田町西	-	8:30	9:29	-	11:35	-	13:59	-	16:40	-	-
23	市立病院・三友堂病院前	-	8:33	9:32	-	11:38	-	14:02	-	16:43	-	-
24	福田町西	-	8:36	9:35	-	11:41	-	14:05	-	16:46	-	-
25	本町	-	8:37	9:36	-	11:42	-	14:06	-	16:47	-	-
26	城南二丁目	7:45	8:38	9:37	10:20	11:43	12:40	14:07	15:40	16:48	18:10	19:20
27	城南一丁目	7:46	8:39	9:38	10:21	11:44	12:41	14:08	15:41	16:49	18:11	19:21
28	上杉神社前	7:47	8:40	9:39	10:22	11:45	12:42	14:09	15:42	16:50	18:12	19:22
29	丸の内二丁目	7:49	8:42	9:41	10:24	11:47	12:44	14:11	15:44	16:52	18:14	19:24
30	皇大神社前	-	-	-	10:25	-	12:45	-	15:45	16:53	18:15	19:25
31	中央三丁目	-	-	-	10:26	-	12:46	-	15:46	16:54	18:16	19:26
32	中央五丁目	-	-	-	10:27	-	12:47	-	15:47	16:55	18:17	19:27
33	春日一丁目	-	-	-	10:28	-	12:48	-	15:48	16:56	18:18	19:28
34	イオン米沢前	-	-	-	10:29	-	12:49	-	15:49	16:57	18:19	19:29
35	総合公園口	-	-	-	10:30	-	12:50	-	15:50	16:58	18:20	19:30
36	徳町西 (EARTH前)	-	-	-	-	-	12:52	-	15:52	-	-	-
37	ヨークベニマル成島店前	-	-	-	-	-	12:54	-	15:54	-	-	-
38	成島一丁目	-	-	-	-	-	12:56	-	15:56	-	-	-
39	城西郵便局前	-	-	-	-	-	12:58	-	15:58	-	-	-
40	すこやかセンター	-	-	-	-	-	13:00	-	16:00	-	-	-
41	法泉寺西	-	-	-	-	-	13:01	-	16:01	-	-	-
42	NTT前	-	-	-	-	-	13:02	-	16:02	-	-	-
43	中央二丁目	-	-	-	-	-	13:03	-	16:03	-	-	-
44	信夫町	-	-	-	10:31	-	-	-	-	16:59	18:21	19:31
45	中央六丁目	-	-	-	10:32	-	-	-	-	17:00	18:22	19:32
46	中央四丁目	-	-	-	10:33	-	-	-	-	17:01	18:23	19:33
47	中央三丁目	-	-	-	10:34	-	-	-	-	17:02	18:24	19:34
48	ナセBA前	7:50	8:43	9:42	10:36	11:48	13:04	14:12	16:05	17:04	18:26	19:36
49	門東町	7:51	8:44	9:43	10:37	11:49	13:05	14:13	16:06	17:05	18:27	19:37
50	舟山病院前	7:53	8:46	9:45	10:39	11:51	13:07	14:15	16:08	17:07	18:29	19:39
51	駅前二丁目	7:54	8:47	9:46	10:40	11:52	13:08	14:16	16:09	17:08	18:30	19:40
52	米沢駅前	7:55	8:48	9:47	10:41	11:53	13:09	14:17	16:10	17:09	18:31	19:41

…冬期間のみ運行  
…新設バス停

…訂正箇所

## 【旧】 南回り路線 時刻表

右回り		1便	2便	3便	5便
	バス停名				
1	米沢駅前	8:12	9:35	11:00	13:35
2	東一丁目	8:13	9:36	11:01	13:36
3	東二丁目	8:14	9:37	11:02	13:37
4	通町八丁目	8:16	9:39	11:04	13:39
5	通町郵便局前	8:17	9:40	11:05	13:40
6	通町六丁目	8:18	9:41	11:06	13:41
7	栄養大・米短前	8:20	9:43	11:08	13:43
8	通町三丁目	8:22	9:45	—	—
9	国立米沢病院前	8:25	9:48	—	—
10	通町三丁目	8:28	9:51	—	—
11	通町二丁目	8:30	9:53	11:09	13:44
12	吾妻町南	8:32	9:55	11:11	13:46
13	太田町五丁目	8:33	9:56	11:12	13:47
14	興望館前	8:34	9:57	11:13	13:48
15	太田町三丁目	8:35	9:58	11:14	13:49
16	太田町二丁目	8:36	9:59	11:15	13:50
17	本町	8:37	10:00	11:16	13:51
18	福田町西	8:38	10:01	11:17	13:52
19	市立病院前	8:40	10:03	11:19	13:54
20	福田町西	8:42	10:05	11:21	13:56
21	南部小前	8:44	10:07	11:23	13:58
22	九里学園前	8:45	10:08	11:24	13:59
23	門東町	8:47	10:10	11:26	14:01
24	ナセBA前	8:48	10:11	11:27	14:02
25	皇大神社前	8:49	10:12	11:28	14:03
26	中央三丁目	8:50	10:13	11:29	14:04
27	中央五丁目	8:51	10:14	11:30	14:05
28	春日一丁目	8:52	10:15	11:31	14:06
29	年金事務所西	8:54	10:17	11:33	14:08
30	米沢市役所前	8:56	10:19	11:35	14:10
31	文化センター南	8:58	10:21	11:37	14:12
32	北村公園西	8:59	10:22	11:38	14:13
33	金池一丁目	9:00	10:23	11:39	14:14
34	大町	9:01	10:24	11:40	14:15
35	住之江橋	9:02	10:25	11:41	14:16
36	駅前四丁目	9:03	10:26	11:42	14:17
37	米沢営業所	9:04	10:27	11:43	14:18
38	米沢駅前	9:05	10:28	11:44	14:19

左回り		4便	6便	7便	8便
	バス停名				
1	米沢駅前	12:10	14:45	16:00	17:25
2	米沢営業所	12:11	14:46	16:01	17:26
3	駅前四丁目	12:12	14:47	16:02	17:27
4	住之江橋	12:13	14:48	16:03	17:28
5	大町	12:14	14:49	16:04	17:29
6	金池一丁目	12:15	14:50	16:05	17:30
7	北村公園西	12:16	14:51	16:06	17:31
8	文化センター南	12:17	14:52	16:07	17:32
9	米沢市役所前	12:18	14:53	16:08	17:33
10	年金事務所西	12:19	14:54	16:09	17:34
11	春日一丁目	12:20	14:55	16:10	17:35
12	中央五丁目	12:21	14:56	16:11	17:36
13	中央三丁目	12:23	14:58	16:13	17:38
14	中央一丁目	12:24	14:59	16:14	17:39
15	大町	12:26	15:01	16:16	17:41
16	門東町	12:28	15:03	16:18	17:43
17	九里学園前	12:30	15:05	16:20	17:45
18	南部小前	12:31	15:06	16:21	17:46
19	福田町西	12:33	15:08	16:23	17:48
20	市立病院前	12:35	15:10	16:25	17:50
21	福田町西	12:37	15:12	16:27	17:52
22	本町	12:38	15:13	16:28	17:53
23	太田町二丁目	12:39	15:14	16:29	17:54
24	太田町三丁目	12:40	15:15	16:30	17:55
25	興望館前	12:41	15:16	16:31	17:56
26	太田町五丁目	12:43	15:18	16:33	17:58
27	吾妻町南	12:44	15:19	16:34	17:59
28	通町二丁目	12:46	15:21	16:36	18:01
29	通町三丁目	12:48	—	—	—
30	国立米沢病院前	12:51	—	—	—
31	通町三丁目	12:54	—	—	—
32	栄養大・米短前	12:56	15:22	16:37	18:02
33	通町六丁目	12:57	15:23	16:38	18:03
34	通町郵便局前	12:58	15:24	16:39	18:04
35	通町八丁目	12:59	15:25	16:40	18:05
36	東二丁目	13:01	15:27	16:42	18:07
37	東一丁目	13:03	15:29	16:44	18:09
38	米沢駅前	13:05	15:31	16:46	18:11

…廃止するバス停

# 『六郷のりあいタクシー』

令和5年12月1日改正

運行時刻 ※□は当日1時間前までの予約が可能

便	1便	2便	3便
上り	8:00	9:00	10:00
下り	11:00	12:00	14:00

ご予約・キャンセルのお電話はこちらまで  
午前9時～午後4時30分(毎日)

## 27-1377

利用料金(中学生以上) 定期券・回数券あり

## 片道500円

子ども(小学生)、幼児(小学校入学前)、障がい者の方は250円となります。

運行日 月曜日～金曜日

運休日 土曜日、日曜日、祝(休)日、年末年始(12/29～1/3)

改正点(令和5年12月1日から)

- ・運行日を月～金曜日に変更
- ・上り4便を廃止
- ・下り3便を14:00発に変更

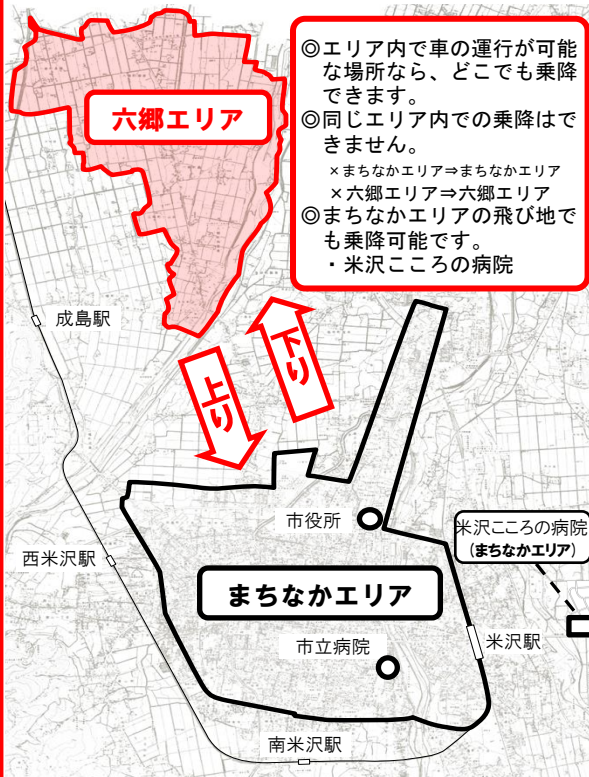
※定期券利用も同様に変更しています。

## 注意事項

- 運行時刻について
  - ・9:00の便は、9:00から10:00までの間がお迎えから目的地までの移動時間となります。(例 9:00に病院を予約している場合は8:00の便を利用する。)
  - ・予約者が複数の場合、それぞれの予約場所を経由するため、お迎えの時間が時刻表の時間よりも遅れる場合があります。
  - ・目的地の到着時間を指定することはできません。
- 料金について
  - ・子ども(小学生)、幼児(小学校入学前)、障がい者の方は250円となります。
  - ・幼児は大人または子ども1人の随伴につき、1人まで無料となります。
  - ・福祉タクシー券も利用できますが、差額等に対するお釣りはありません。
  - ・回数券と定期券も販売しています。
- 予約について
  - ・利用日の7日前から前日まで予約が必要ですが、時刻表の□で囲われている便は、当日の1時間前まで予約が可能です。
  - ・あらかじめ利用日が決まっている場合は、利用日前日までの予約に御協力くださるようお願いいたします。
  - ・やむを得ず当日キャンセルする場合は、遅くとも予約時刻の1時間前までに連絡してください。(キャンセルの受付時間も9:00から16:30までです。)
  - ・予約時に指定した場所にいらつやらない場合、運転手の判断によりキャンセルとみなす場合があります。
  - ・ご利用にあたっては、事前の登録申請が必要です。登録されていない方は、登録をお願いします。(六郷コミセンか地域振興課に提出してください。)

## 運行エリア

※詳細については裏面をご覧ください



◎エリア内で車の運行が可能  
な場所なら、どこでも乗降  
できます。  
◎同じエリア内での乗降はで  
きません。  
×まちなかエリア⇒まちなかエリア  
×六郷エリア⇒六郷エリア  
◎まちなかエリアの飛び地でも  
乗降可能です。  
・米沢こころの病院

定期券での利用 ※□は当日1時間前までの予約が可能

便	0便	1便	2便	3便	0便
上り	7:00	8:00	9:00	10:00	
下り		11:00	12:00	14:00	18:00

定期券料金【往復】		1か月	3か月	6か月
普通	大人	14,700	41,890	79,380
	子供	7,350	20,950	39,690
通学	大人	12,600	35,910	68,040
	子供	6,300	17,960	34,020

運行日 月曜日～土曜日  
運休日 日曜日、祝(休)日、  
年末年始(12/29～1/3)

※片道・障がい者割など、詳細はお問い合わせください。

## ご利用の流れ(例)

上り(行き)

### ①予約をする



「六郷地区【〇〇】ですが、【〇月〇〇日】の【9:00の便】で、【自宅から〇〇医院】まで、【〇人】お願いします。  
帰りは、【12:00の便】で、【〇〇銀行から自宅】までお願いします。」

★【名前】【利用日時】【乗る場所】

### ②ご自宅等から乗車

タクシーに乗車します。



### ③他利用者のお迎え

他の利用者宅を順番にまわります。



### ④それぞれ目的地へ



### ⑦ご自宅等へ



### ⑥他利用者の送迎

他の利用者宅を順番にまわります。



### ⑤指定場所から乗車

〇〇銀行でタクシーに乗車します。

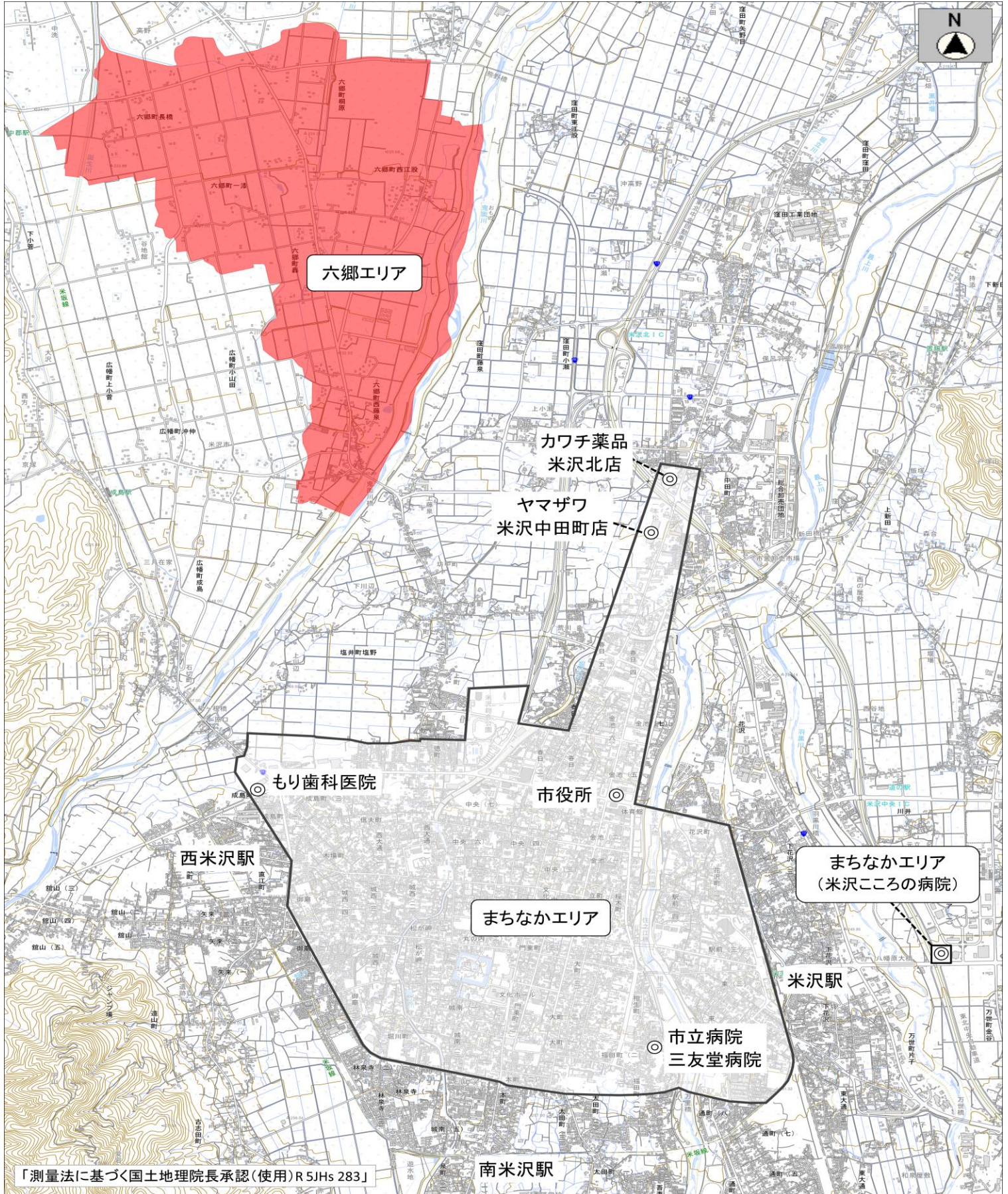


下り(帰り)

お問い合わせ：米沢市役所 地域振興課 地域振興担当 TEL：22-5111 内線2803



# 運行エリア拡大図





# 『南原のりあいタクシー』

エリアには南部地区の泉町、杉の目町、太田町4丁目の一部を含みます。

**運行時刻** ※**☎**は当日1時間前までの予約が可能

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
上り	8:00	9:00	10:00	11:30	13:30	17:00	19:00
下り	7:30	8:30	11:00	12:00	13:00	15:00	

**利用料金** (中学生以上) **定期券・回数券あり**

**片道500円**

子ども(小学生)、乳・幼児(小学校入学前)、障がい者の方は250円となります。  
**お得な回数券(11回分で5,000円)も販売しております。**

ご予約・キャンセルのお電話はこちらまで  
 午前9時～午後4時30分(毎日)

**22-1318**

## 運行日

**月曜日～土曜日**

運休日

日曜日、祝(休)日

年末年始(12/29～1/3)

**運行エリア** については裏面をご覧ください

## 乗り方説明会について

令和6年4月1日より、南原地区のりあいタクシー実証運行が開始されます。

それに伴いまして、南原地区住民の皆様を対象としたのりあいタクシーの説明会を以下のとおり開催いたしますので、是非御参加ください。

なお、利用される方が高齢者の場合、御本人と御家族と一緒に参加していただければ幸いです。

日時:3月3日(日)14:00～

場所:南原コミュニティセンター

※当日は登録方法や予約方法等の利用方法について説明します。

※説明会後にその場で登録も行えます。

※登録受付は3月3日説明会後から開始します。

## 注意事項

(1)運行時刻について

・お迎えから目的地までの移動時間は1時間以内となります。

例:9:00の便は、9:00から10:00までの間がお迎えから目的地までの移動時間となります。

・予約者が複数の場合、それぞれの予約場所を経由するため、お迎えの時間が時刻表の時間よりも遅れる場合があります。  
 ・目的地の到着時間を指定することはできません。

(2)料金について

・子ども(小学生)、乳・幼児(小学校入学前)、障がい者の方は250円となります。

・乳・幼児は大人または子ども1人の随伴につき、1人まで無料となります。

・福祉タクシー券も利用できますが、差額等に対するお釣りはありません。

・回数券と定期券も販売しています。

(3)予約について

・利用日の7日前から前日まで予約が必要ですが、時刻表の☎で囲われている便は、当日の1時間前まで予約が可能です。

・あらかじめ利用日が決まっている場合は、利用日前日までの予約に御協力くださるようお願いいたします。

・やむを得ず当日キャンセルする場合は、遅くとも予約時刻の1時間前までに連絡してください。(キャンセルの受付時間も9:00から16:30までです。)

・予約時に指定した場所にいらつやらない場合、運転手の判断によりキャンセルとみなす場合があります。

・ご利用にあたっては、事前の登録申請が必要です。登録されていない方は、登録をお願いします。(南原コミセンか地域振興課に提出してください。)

**定期券での利用** ※☎は当日1時間前までの予約が可能

便	朝便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	夕便
上り	7:00	8:00	9:00	10:00	11:30	13:30	17:00	19:00	
下り		7:30	8:30	11:00	12:00	13:00	15:00	18:00	

運行日 月曜日～土曜日  
 運休日 日曜日、祝(休)日、  
 年末年始(12/29～1/3)

定期券料金【往復】		1か月	3か月	6か月
普通	大人	14,700	41,890	79,380
	子供	7,350	20,950	39,690
通学	大人	12,600	35,910	68,040
	子供	6,300	17,960	34,020

※片道・障がい者割など、詳細はお問い合わせください。

ご利用の流れ(例)

上り(行き)

①予約をする



「南原地区【〇〇】ですが、【〇月〇〇日】の【9:00の便】で、【自宅から〇〇医院】まで、【〇人】お願いします。帰りは、【12:00の便】で、【〇〇銀行から自宅】までお願いします。」

②ご自宅等から乗車

タクシーに乗車します。



③他利用者のお迎え

他の利用者宅を順番にまわります。



④それぞれ目的地へ



⑦ご自宅等へ



⑥他利用者の送迎

他の利用者宅を順番にまわります。



⑤指定場所から乗車

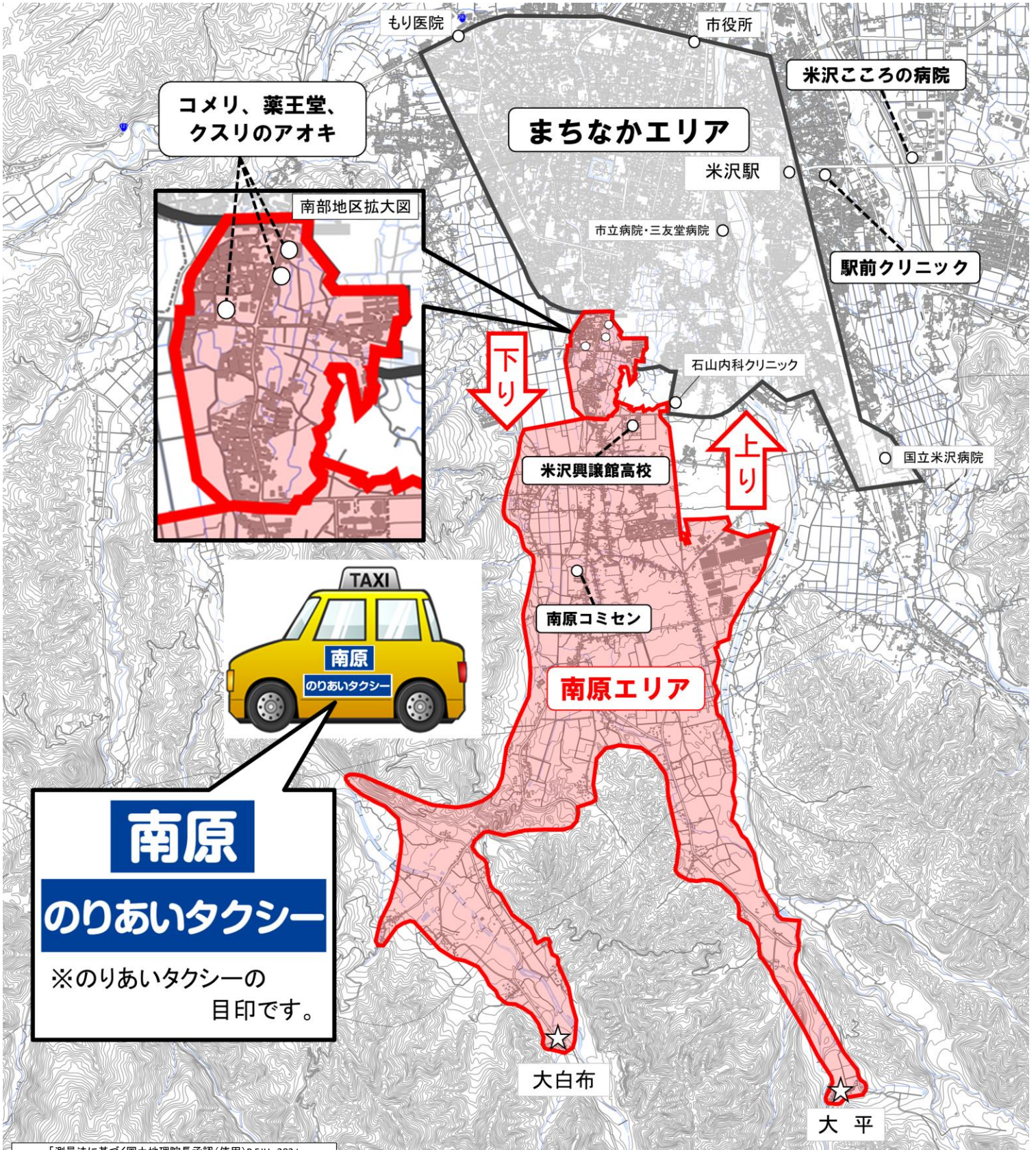
〇〇銀行でタクシーに乗車します。



下り(帰り)



# 運行エリア



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R5JHs 283」

- ◇エリア内での車が走行可能な場所なら、どこでも乗降できます。
- ◇原則は南原エリアとまちなかエリアの往復で運行します。同じエリア内での乗降はできません。
  - × まちなかエリア⇒まちなかエリア
  - × 南原エリア⇒南原エリア
- ただし、飛び地での乗降は可能です。
- 南原エリア⇄飛び地
  - 飛び地一覧：・米沢こころの病院 ・駅前クリニック ・コメリ(泉町) ・薬王堂(泉町) ・クスリのアオキ(泉町) ・米沢興譲館高校 ・南原コミュニティセンター
- ◇南原エリアには一部南部地区も含まれます(泉町、杉の目町、太田町4丁目の一部)

飛び地とは、まちなかエリアと同様に乗降可能な場所です。



# 『築沢のりあいタクシー』

**運行時刻** ※□は当日1時間前までの予約が可能

便	1便	2便	3便	4便
上り	8:30	9:30	10:30	13:00
下り	10:30	12:00	13:00	16:00

**利用料金** (中学生以上) **定期券・回数券あり**

**片道500円**

子ども(小学生)、乳・幼児(小学校入学前)、障がい者の方は250円となります。  
**お得な回数券(11回分で5,000円)も販売しております。**

ご予約・キャンセルのお電話はこちらまで  
 午前9時～午後4時30分(毎日)

**22-1318**

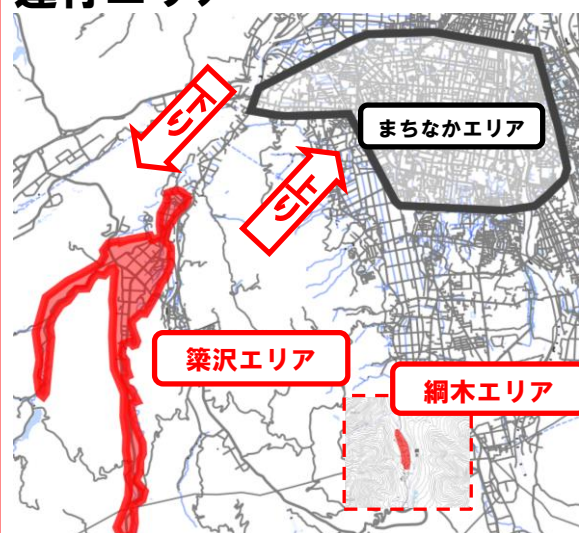
## 運行日

**月曜日・火曜日・金曜日**

運休日

**水曜日・木曜日・土曜日・日曜日**  
**祝(休)日、年末年始(12/29~1/3)**

**運行エリア** ※詳細は裏面を御覧ください。



## 注意事項

- 運行時刻について
  - お迎えから目的地までの移動時間は1時間以内となります。  
 例:9:30の便は、9:30から10:30までの間がお迎えから目的地までの移動時間となります。
  - 予約者が複数の場合、それぞれの予約場所を経由するため、お迎えの時間が時刻表の時間よりも遅れる場合があります。
  - 目的地の到着時間を指定することはできません。
- 料金について
  - 子ども(小学生)、乳・幼児(小学校入学前)、障がい者の方は250円となります。
  - 乳・幼児は大人または子ども1人の随伴につき、1人まで無料となります。
  - 福祉タクシー券も利用できますが、差額等に対するお釣りはありません。
  - 回数券と定期券も販売しています。
- 予約について
  - 利用日の7日前から前日まで予約が必要ですが、時刻表の□で囲われている便は、当日の1時間前まで予約が可能です。
  - あらかじめ利用日が決まっている場合は、利用日前日までの予約に御協力くださるようお願いいたします。
  - やむを得ず当日キャンセルする場合は、遅くとも予約時刻の1時間前までに連絡してください。(キャンセルの受付時間も9:00から16:30までです。)
  - 予約時に指定した場所にいらっしゃらない場合、運転手の判断によりキャンセルとみなす場合があります。
  - ご利用にあたっては、事前の登録申請が必要です。登録されていない方は、登録をお願いします。(三沢コミセンか地域振興課に提出してください。)

- ◎エリア内で車の運行が可能な場所なら、どこでも乗降できます。
- ◎築沢エリアと網木エリアの2地区で運行します。
- ◎同じエリア内での乗降はできません。  
 ×まちなかエリア⇒まちなかエリア  
 ×築沢エリア⇒築沢エリア
- ◎築沢エリアと網木エリアの移動は出来ません  
 ×築沢エリア⇄網木エリア
- ◎まちなかエリアの飛び地でも乗降可能です。  
 ・米沢こころの病院

**定期券での利用** ※□は当日1時間前までの予約が可能

便	朝便	1便	2便	3便	4便	夕便
上り	7:30	8:30	9:30	10:30	13:00	夕便
下り	夕便	10:30	12:00	13:00	16:00	17:50

**運行日** 月曜日～土曜日  
**運休日** 日曜日、祝(休)日、  
 年末年始(12/29~1/3)

定期券料金【往復】		1か月	3か月	6か月
普通	大人	14,700	41,890	79,380
	子供	7,350	20,950	39,690
通学	大人	12,600	35,910	68,040
	子供	6,300	17,960	34,020

※片道・障がい者割など、詳細はお問い合わせください。

## ご利用の流れ(例)

**上り(行き)**

### ①予約をする

「築沢地区【〇〇】ですが、【〇月〇〇日】の【9:30の便】で、【自宅から〇〇病院】まで、【〇人】お願いします。帰りは、【12:00の便】で、【〇〇銀行から自宅】までお願いします。」  
 ★【名前】【利用日時】【乗る場所】

### ②ご自宅等から乗車

タクシーに乗車します。



### ③他利用者のお迎え

他の利用者宅を順番にまわります。



### ④それぞれ目的地へ



### ⑦ご自宅等へ



### ⑥他利用者の送迎

他の利用者宅を順番にまわります。



### ⑤指定場所から乗車

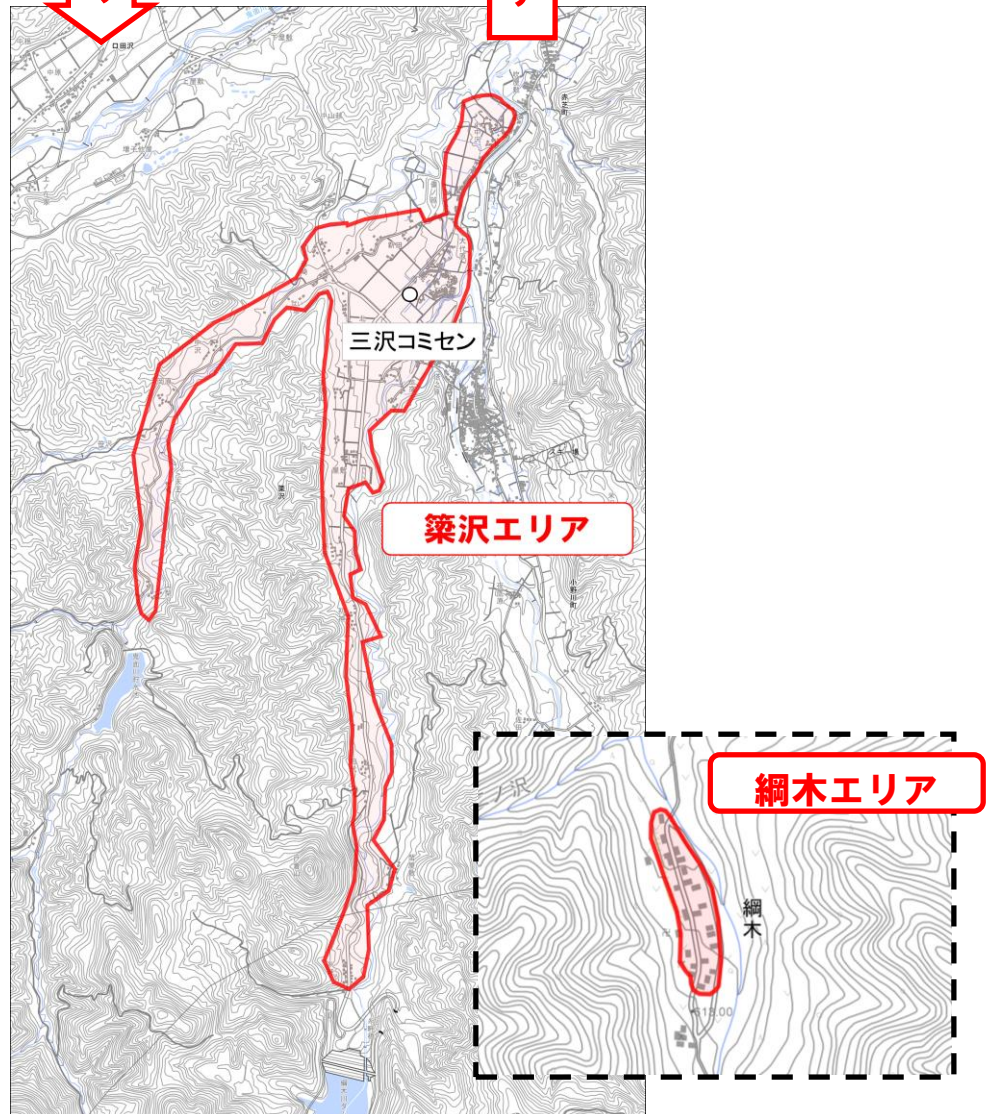
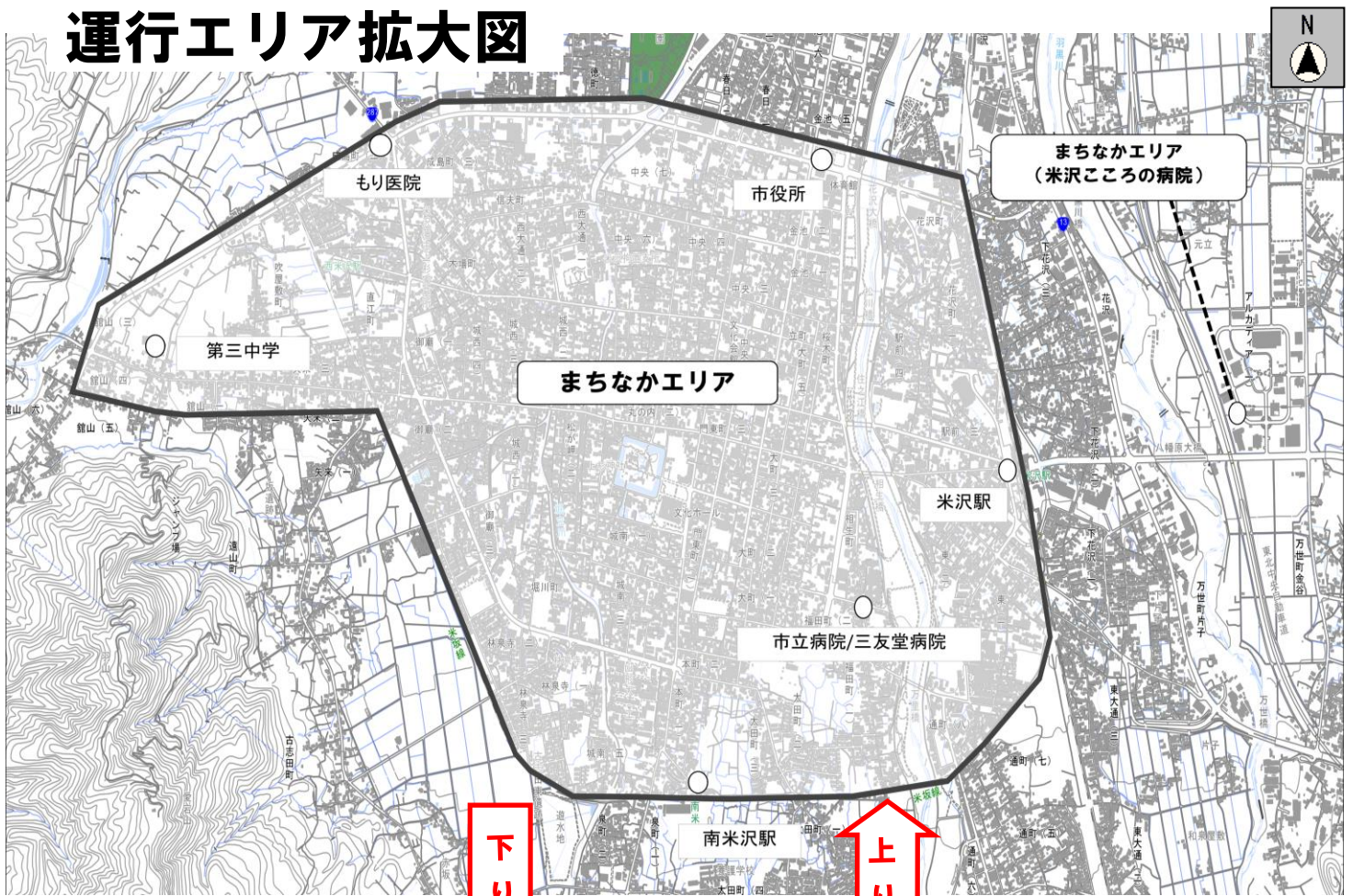
〇〇銀行でタクシーに乗車します。



**下り(帰り)**



# 運行エリア拡大図





# 『網木のりあいタクシー』

**運行時刻** ※□は当日1時間前までの予約が可能

便	1便	2便	3便	4便
上り	8:20	9:20	10:20	12:50
下り	10:30	12:00	13:00	16:00

**利用料金** (中学生以上) 定期券・回数券あり

**片道500円**

子ども(小学生)、乳・幼児(小学校入学前)、障がい者の方は250円となります。  
**お得な回数券(11回分で5,000円)も販売しております。**

ご予約・キャンセルのお電話はこちらまで  
 午前9時～午後4時30分(毎日)

**22-1318**

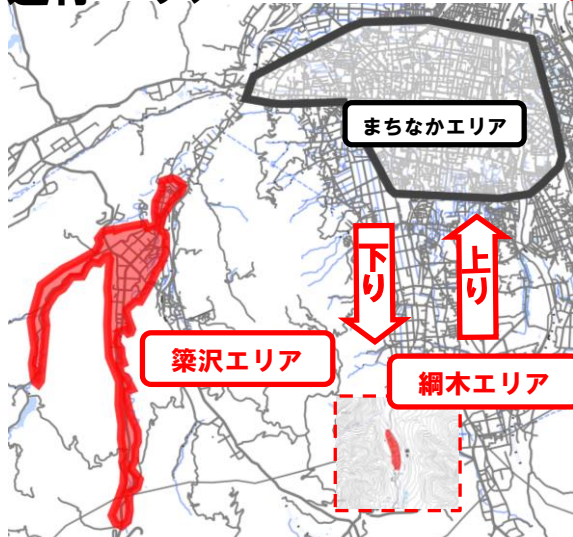
## 運行日

**月曜日・火曜日・金曜日**

運休日

水曜日・木曜日・土曜日・日曜日  
 祝(休)日、年末年始(12/29～1/3)

**運行エリア** ※詳細は裏面を御覧ください。



## 注意事項

- 運行時刻について**
  - お迎えから目的地までの移動時間は1時間以内となります。  
 例:9:20の便は、9:20から10:20までの間がお迎えから目的地までの移動時間となります。
  - 予約者が複数の場合、それぞれの予約場所を経由するため、お迎えの時間が時刻表の時間よりも遅れる場合があります。
  - 目的地の到着時間を指定することはできません。
- 料金について**
  - 子ども(小学生)、乳・幼児(小学校入学前)、障がい者の方は250円となります。
  - 乳・幼児は大人または子ども1人の随伴につき、1人まで無料となります。
  - 福祉タクシー券も利用できますが、差額等に対するお釣りはありません。
  - 回数券と定期券も販売しています。
- 予約について**
  - 利用日の7日前から前日まで予約が必要ですが、時刻表□で囲われている便は、当日の1時間前まで予約が可能です。
  - あらかじめ利用日が決まっている場合は、利用日前日までの予約に御協力くださるようお願いいたします。
  - やむを得ず当日キャンセルする場合は、遅くとも予約時刻の1時間前までに連絡してください。(キャンセルの受付時間も9:00から16:30までです。)
  - 予約時に指定した場所にいらっしゃらない場合、運転手の判断によりキャンセルとみなす場合があります。
  - ご利用にあたっては、事前の登録申請が必要です。登録されていない方は、登録をお願いします。(地域振興課に提出してください。)

- ◎エリア内で車の運行が可能なお場所なら、どこでも乗降できます。
- ◎築沢エリアと網木エリアの2地区で運行します。
- ◎同じエリア内での乗降はできません。  
 ×まちなかエリア⇒まちなかエリア  
 ×網木エリア⇒網木エリア
- ◎築沢エリアと網木エリアの移動は出来ません  
 ×築沢エリア⇄網木エリア
- ◎まちなかエリアの飛び地でも乗降可能です。  
 ・米沢こころの病院

**定期券での利用** ※□は当日1時間前までの予約が可能

便	朝便	1便	2便	3便	4便	夕便
上り	7:20	8:20	9:20	10:20	12:50	
下り		10:30	12:00	13:00	16:00	17:50

運行日 **月曜日～土曜日**  
 運休日 **日曜日、祝(休)日、  
 年末年始(12/29～1/3)**

定期券料金【往復】		1か月	3か月	6か月
普通	大人	14,700	41,890	79,380
	子供	7,350	20,950	39,690
通学	大人	12,600	35,910	68,040
	子供	6,300	17,960	34,020

※片道・障がい者割など、詳細はお問い合わせください。

## ご利用の流れ(例) 上り(行き)

### ①予約をする



「網木地区【〇〇】ですが、【〇月〇〇日】の【9:20の便】で、【自宅から〇〇病院】まで、【〇人】お願いします。  
 帰りは、【12:00の便】で、【〇〇銀行から自宅】までお願いします。」

★【名前】【利用日時】【乗る場所】

### ②ご自宅等から乗車

タクシーに乗車します。



### ③他利用者のお迎え

他の利用者宅を順番にまわります。



### ④それぞれ目的地へ



### ⑦ご自宅等へ



### ⑥他利用者の送迎

他の利用者宅を順番にまわります。



### ⑤指定場所から乗車

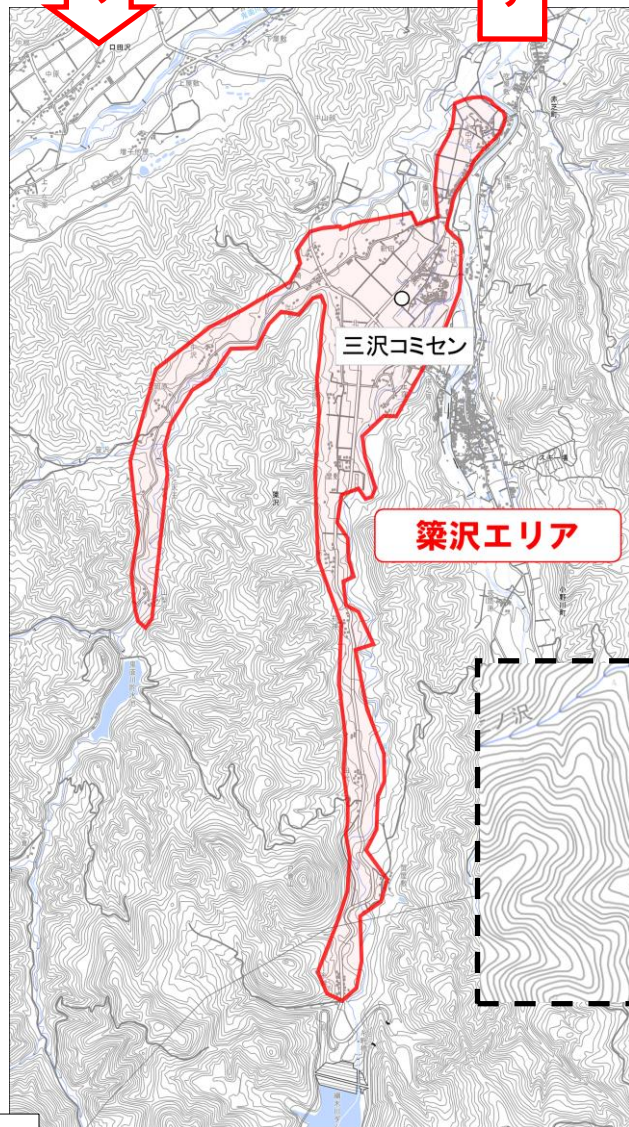
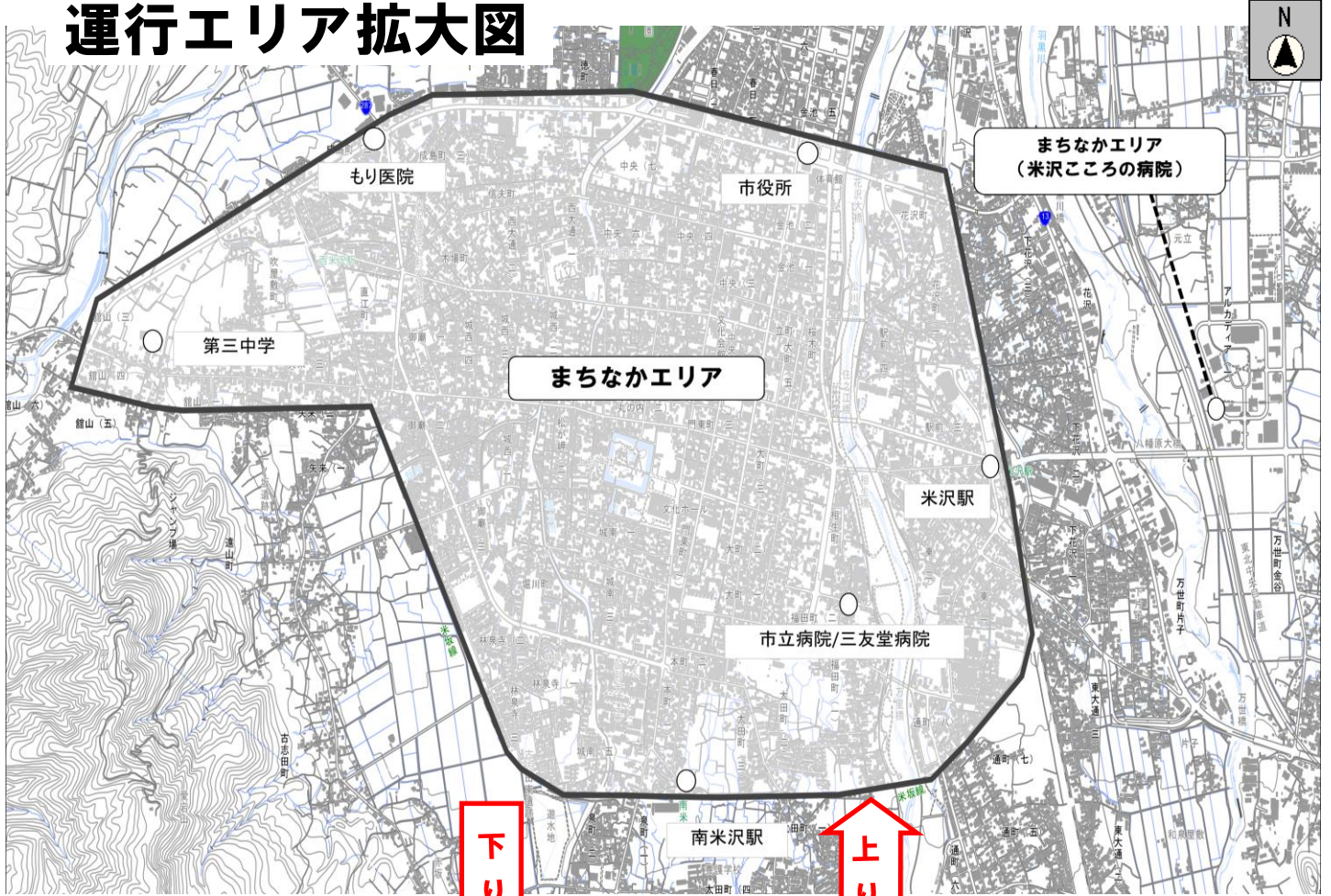
〇〇銀行でタクシーに乗車します。



## 下り(帰り)



# 運行エリア拡大図





## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 鶴岡市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

## 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

## 【山形県地域公共交通計画に基づくもの】

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
  - ・地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鶴岡市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（鶴岡市・交通事業者）
  - ・GTFS-JPの作成・提供（鶴岡市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鶴岡市）
  - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（交通事業者、鶴岡市）
  - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（鶴岡市、交通事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
  - ・市内の学校や地域の団体を対象に啓発活動を行う（鶴岡市、交通事業者）。

## 【鶴岡市地域公共交通計画に基づくもの】

- 「既存路線ネットワークの再編」
 

公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「多くの機関と連動したサービス展開」
 

温泉施設へのバスの乗入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通に対する市民意識の醸成」
 

モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることで利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通について議論する場の創出」
 

地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「交通案内の改善・充実」
 

公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなどで分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

## 2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

### 3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の鶴岡市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度：R7）
    - RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
  - ・鶴岡市目標値（目標年度：R7）
    - 県外 5,000 人、県内 5,000 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の鶴岡市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度：R7）
    - 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R01 現況値 2.48 回／人）
  - ・鶴岡市の目標値（目標年度：R7）
    - 3.3 回／人（直近年度の実績 2.9 回／人 実績 359,018 人／人口 122,347 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の鶴岡市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度：R7）
    - 市町村の移動サービスに対する負担額
      - 地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
      - 路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
      - コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
      - デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
      - タクシー：1 億円（直近年度の実績 103 万円）
  - ・鶴岡市目標値（目標年度：R7）
    - 路線バス：1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 2358 万円）
    - コミュニティバス：1,351 万 4 千円（直近年度の実績 1,697 万 5 千円）
    - デマンド交通：311 万 7 千円（直近年度の実績 420 万 3 千円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
  - ◇◇公共交通利用者数（走行キロ当たり）：0.55（直近年度の実績 0.55）
  - ◇◇路線の収支率：45%以上（直近年度の実績 37.3%）
  - ◇◇公共交通への公的資金投入額（利用者一人当たり）350 円（直近年度の実績 397 円）
- 事業の効果
  - 地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市（対象人口 122,347 人）の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。
  - また、地域間幹線系統路線バスやJRとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。
  - ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
  - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鶴岡市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表 1 に記載の路線について、その運行に係る費用総額 2 億 2,311 万円（R4 年度）のうち鶴岡市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を次の通り負担することとしている。

旧 04 条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額とし、補助対象経常費用とは乗合バス事業者キロ当たり経常費用又は地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い額に補助対象路線の実車

走行キロ数を乗じて得た額をいう。

旧 21 条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額（以下「経常欠損額」という。）とし、補助金の交付額は、補助対象路線ごとの経常欠損額又は実車走行キロ数に地域キロ当たり標準経常費用を乗じて得た額のいずれか低い額の合計額

また、別表 1 に記載の路線への上記鶴岡市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鶴岡市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

### 5. 車両の取得に係る目的・必要性

#### 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところではあるが、車齢が 20 年を超える車両も 15 台運行している状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

### 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

#### 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

#### （1）事業の目標

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。

（令和 4 年度に計 8 台の車両を購入）

#### ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R01 現況値 2.48 回／人）

・鶴岡市の目標値（目標年度 R7）

3.3 回／人（直近年度の実績 2.9 回／人 実績 359,018 人／人口 122,347 人）

#### ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 103 万円）

・鶴岡市目標値（目標年度 R7）

路線バス：1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 2358 万）

コミュニティバス：1,351 万 4 千円（直近年度の実績 1,697 万 5 千円）

デマンド交通：311 万 7 千円（直近年度の実績 420 万 3 千円）

#### ○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇中心市街地でのバス乗降者数の増加：413 人（直近年度の実績 414 人）

◇◇駅や商店街の歩行者数：4,480 人（直近年度の実績 3,375 人）

## (2) 事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。

また、超低床型車両（ノンステップバス）を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

## 7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

## 8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【取得計画】令和4年度に計8台の車両購入

【事業者名】庄内交通株式会社

【取得総額】80,400,000円（R4年度）

【市負担額】18,000,000円（R4年度～R8年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

※市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を交通事業者と折半し、支援することとしている。

## ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

## ○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

## &lt;令和4年度&gt;

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）  
（日付は書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）  
（日付は書面協議成立時）

## &lt;令和5年度&gt;

- ・令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の  
（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について  
（日付は書面協議成立時）
- ・令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業  
評価等について  
地域公共交通勉強会の開催
- ・令和6年3月 日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について  
（日付は書面協議成立時）

## ○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

## &lt;令和4年度&gt;

- ・令和4年7月19日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通  
（日付は書面協議成立時） 確保維持事業の詳細の変更について
- ・令和4年8月30日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の



- (日付は書面協議成立時) 詳細の変更について  
 ・令和4年12月23日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通  
 (日付は書面協議成立時) 確保維持事業の詳細の変更について

<令和5年度>

- ・令和5年7月12日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」  
 (日付は書面報告日) の変更に係る報告について  
 ・令和6年2月15日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

○ 鶴岡市地域公共交通活性化協議会（県鶴岡市市地域公共交通会議）

<令和4年度>

- ・令和4年6月21日（第1回）：  
 (1) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について  
 (2) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について  
 ・令和4年8月17日（第2回・書面協議）：  
 庄内交通バス路線等の変更について  
 ・令和4年9月28日（第3回・書面協議）：  
 庄内交通バス 市内循環線の運賃について  
 ・令和4年11月9日（第4回・書面開催）：  
 (1) 庄内交通バス 冬季間の運行計画の変更について  
 (2) 藤島東栄地区デマンド交通運行計画の一部変更について  
 ・令和5年2月1日（第5回）：  
 (1) 庄内交通バス路線について（廃止・変更等）  
 (2) 朝日地域市営バスの経路変更について  
 (3) 櫛引地域スクールバス混乗（中学校～たらのき代線）の運行時刻等の変更について

<令和5年度>

- ・令和5年4月20日（第1回・書面開催）：  
 温海地域乗合タクシーの経路変更等について  
 ・令和5年6月21日（第2回）：  
 (1) 庄内交通バス路線について（路線休止・バス停廃止等）  
 (2) 「鶴岡市内～庄内空港」乗合タクシーの運賃改定について  
 (3) 朝日地域市営バスの経路変更および土曜試験運行の実施について  
 (4) 温海地域乗合タクシーの4条乗合運行の開始について  
 (5) 鶴岡市自家用有償旅客運送の更新登録申請について  
 ・令和5年8月8日（第3回・書面開催）：  
 (1) 庄内交通 路線バスの変更等について  
 (2) 朝日地域市営バス経路変更等について  
 (3) 令和5年度および令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について  
 ・令和5年9月6日（第4回・書面開催）：  
 村上市自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の鼠ヶ関地区への乗り入れについて  
 ・令和6年1月10日（第5回）：  
 (1) 庄内交通バス路線について（運行時刻・本数の変更等）  
 (2) 朝日地域市営バスの運行経路の変更について  
 (3) 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鶴岡市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時（平成22年度）及び地域公共交通網形成計画策定時（平成27年度）、鶴岡市地域公共交通計画策定時（令和2年度）に実施した市民アンケート

ト調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をHPでお知らせし会議の様子について、傍聴することができるようにしている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてHPに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

### 1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

### 1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

#### (1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

#### (2) 交通手段の検討状況

該当なし

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県鶴岡市馬場町9番25号

(所 属) 鶴岡市企画部地域振興課

(氏 名) 横田 淳一郎

(電 話) 0235-35-1191 内線 522

(e-mail) [chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp](mailto:chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	經由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鶴岡市	庄内交通株式会社	(1) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.5 km 復 30.6 km	239日	358.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	239日	358.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(勝福寺)ゆ～ Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	239日	657.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	366日	1,095.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(物産館)海浜 線	エスモール	庄内観光物産館	湯野浜温泉	往 41.0 km 復 40.2 km	366日	1,573.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(藤島駅前)清 川線	エスモール	藤島駅前	清川	往 24.3 km 復 24.3 km	239日	717.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅・藤島駅と接続	③
		(7) 鶴岡(湯田川)坂の 下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5 km 復 17.3 km	239日	358.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0 km 復 9.8 km	366日	1,025.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) ころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 13.3 km 復 13.0 km	239日	184.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 21.9 km 復 21.8 km	366日	2,666.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3 km 復 18.2 km	366日	1,759.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 17.0 km 復 17.1 km	366日	1,549.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3 km 復 1.3 km	211日	211.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	エスモール	羽黒山頂	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	366日	1,926.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) 鶴岡市内循環A コース	エスモール			右 14.9 km 左 14.6 km	362日	2,896.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環B コース	エスモール			右 12.4 km 左 12.8 km	362日	2,896.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環C コース	エスモール			右 14.8 km 左 14.9 km	362日	2,896.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
鶴岡市	庄交ハイヤー 株式会社	(18) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	142日	213.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(19) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか		往 18.7 km 復 18.7 km	142日	213.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	151日	226.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか		往 14.2 km 復 14.2 km	151日	226.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(22) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	293日	1,758.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホて該 当する要件 (別表7のみ)
鶴岡市	庄内交通株式会社	(1) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 30.5km	240日	360.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(勝福寺)ゆ～ Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	240日	600.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(物産館)海浜 線	エスモール	庄内観光物産館	湯野浜駅前	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(藤島駅前)清 川線	エスモール	藤島駅前	清川駅前	往 24.3 km 復 24.3 km	240日	720.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅・藤島駅と接続	③
		(7) 鶴岡(湯田川)坂の 下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	240日	360.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(稻生町)湯田 川線	エスモール	稻生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	365日	1,023.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) ころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	240日	187.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 21.9km 復 21.8km	365日	2,665.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,757.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 17.0km 復 17.1km	365日	1,546.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	213日	213.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	エスモール	羽黒山頂	羽黒山頂	往 7.6km 復 7.6km	365日	1,928.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒 線にいでは文化記念館で接続	③
		(15) 鶴岡市内循環A コース	エスモール			右 14.9km 左 14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環B コース	エスモール			右 12.4km 左 12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環C コース	エスモール			右 14.8km 左 14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
鶴岡市	鶴岡市	(18) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(19) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか		往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	144日	216.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか		往 14.2 km 復 14.2 km	144日	216.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
庄交ハイヤー 株式会社	藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	287日	1,722.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅と接続	③	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鶴岡市	庄内交通株式会社	(1) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 30.5km	238日	357.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡大綱線	エスモール	山添	大綱局前	往 25.2 km 復 25.3 km	238日	357.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(勝福寺)ゆ～ Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	238日	595.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(物産館)海浜 線	エスモール	庄内観光物産館	湯野浜温泉	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,568.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(藤島駅前)清 川線	エスモール	藤島駅前	清川駅前	往 24.3 km 復 24.3 km	238日	714.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅・藤島駅と接続	③
		(7) 鶴岡(湯田川)坂の 下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	238日	357.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	365日	1,020.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) ころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	238日	186.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 21.9km 復 21.8km	365日	2,658.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,753.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 17.0km 復 17.1km	365日	1,544.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	208日	208.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	エスモール	羽黒山頂	羽黒山頂	往 7.6km 復 7.6km	365日	1,925.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒 線にいでは文化記念館で接続	③
		(15) 鶴岡市内循環A コース	エスモール			右 14.9km 左 14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環B コース	エスモール			右 12.4km 左 12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環C コース	エスモール			右 14.8km 左 14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
鶴岡市	庄交ハイヤー 株式会社	(18) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	140日	210.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(19) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか		往 18.7 km 復 18.7 km	140日	210.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	148日	222.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか		往 14.2 km 復 14.2 km	148日	222.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(22) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	288日	1,728.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 藤島駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

# エスモールバスターミナル・鶴岡駅前～ゆ～Town

【平日のみ運行】

系統番号	行先		
	321	321	321
停留所	ゆ～Town	ゆ～Town	ゆ～Town
エスモールバスターミナル①のりば	○9:35	○16:10	○17:55
鶴岡駅前③のりば	○9:38	○16:13	○17:58
日吉町	○9:40	○16:15	○18:00
山王町	○9:41	○16:16	○18:01
銀座通り	○9:42	○16:17	○18:02
南銀座	○9:45	○16:20	○18:05
みやはらクリニック	○9:47	○16:22	○18:07
サウスモールみ～な	○9:49	○16:24	○18:09
三中前	○9:50	○16:25	○18:10
城南町中央	○9:51	○16:26	○18:11
稲荷前	○9:52	○16:27	○18:12
斎藤川原	○9:54	○16:29	○18:14
斎学校前	○9:55	○16:30	○18:15
我老林	○9:56	○16:31	○18:16
泉山	○9:57	○16:32	○18:17
勝福寺	○9:58	○16:33	○18:18
下三千刈	○10:00	○16:35	○18:20
くしびき温泉ゆ～Town	○10:01	○16:36	○18:21

【平日のみ運行】

系統番号	行先	
	321	321
停留所	エスモール	エスモール
くしびき温泉ゆ～Town	○7:26	○17:00
下三千刈	○7:27	○17:01
勝福寺	○7:28	○17:02
泉山	○7:29	○17:03
我老林	○7:30	○17:04
斎学校前	○7:31	○17:05
斎藤川原	○7:32	○17:06
稲荷前	○7:34	○17:08
城南町中央	○7:35	○17:09
三中前	○7:36	○17:10
サウスモールみ～な	○7:37	○17:11
みやはらクリニック	○7:38	○17:12
南銀座	○7:40	○17:14
内川通り	○7:41	○17:15
本町川端通り	○7:42	○17:16
山王町	○7:44	○17:18
日吉町	○7:45	○17:19
鶴岡駅前	○7:48	○17:22
エスモールバスターミナル	○7:50	○17:24

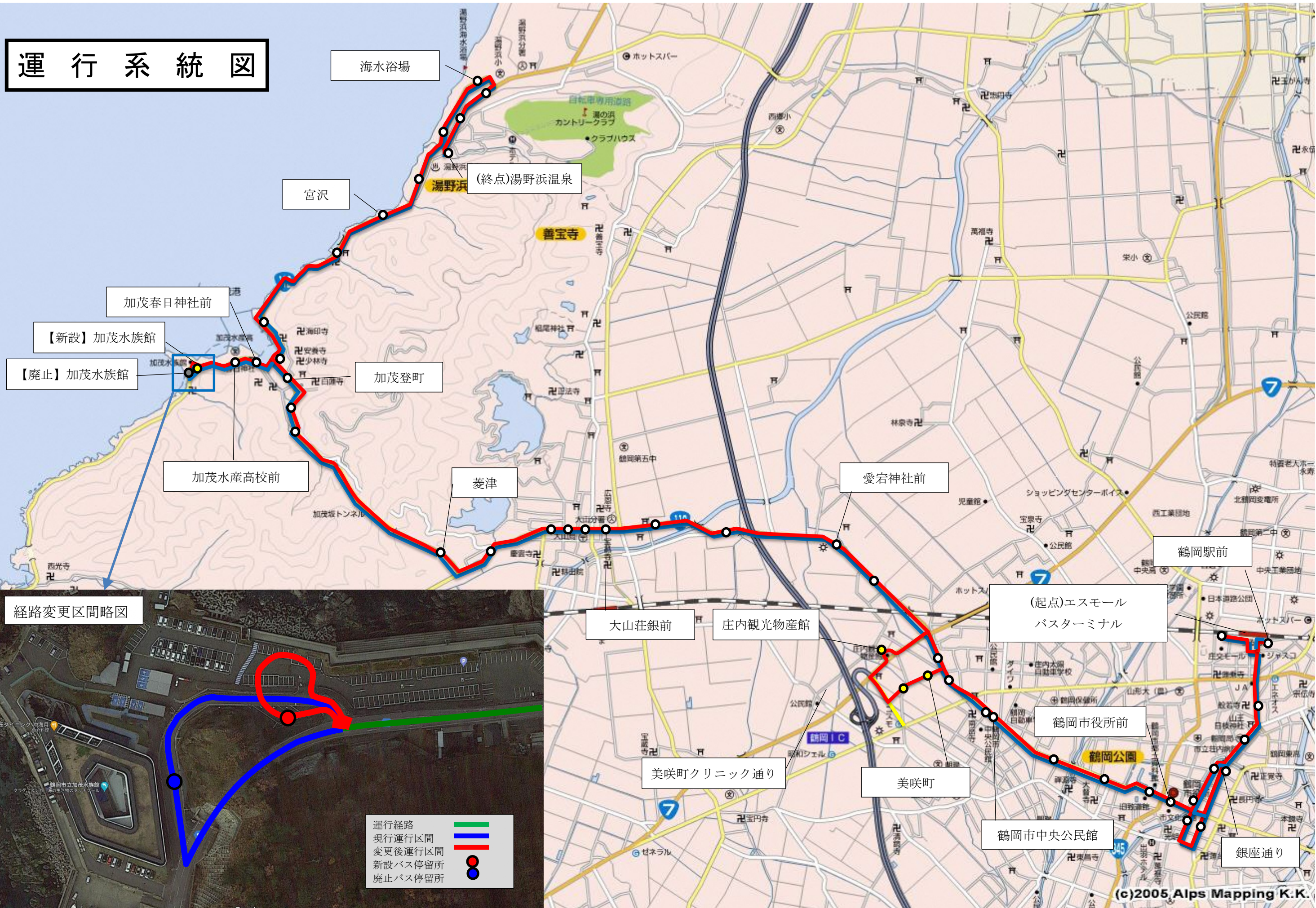
○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16, 12/30～1/5 の間運休。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。



# 運行系統図





エスモール・鶴岡駅前→羽黒随神門・いでは文化記念館前  
いでは文化記念館前・羽黒随神門→羽黒山頂⇒ 月山八合目

系統番号	041	041	041	041	041	041	041	041	041	041	041
停留所	※羽黒随神門	※羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	○羽黒随神門
エスモールバスターミナル①のりば	※6:00	※7:00	7:50	9:40	10:40	11:40	12:55	14:30	15:30	17:25	○18:35
鶴岡駅前①のりば	※6:03	※7:03	7:53	9:43	10:43	11:43	12:58	14:33	15:33	17:28	○18:38
日吉町	※6:05	※7:05	7:55	9:45	10:45	11:45	13:00	14:35	15:35	17:30	○18:40
山王町	※6:06	※7:06	7:56	9:46	10:46	11:46	13:01	14:36	15:36	17:31	○18:41
銀座通り	※6:07	※7:07	7:57	9:47	10:47	11:47	13:02	14:37	15:37	17:32	○18:42
南銀座	※6:10	※7:10	8:00	9:50	10:50	11:50	13:05	14:40	15:40	17:35	○18:45
天満宮前	※6:12	※7:12	8:02	9:52	10:52	11:52	13:07	14:42	15:42	17:37	○18:47
苗津新橋	※6:13	※7:13	8:03	9:53	10:53	11:53	13:08	14:43	15:43	17:38	○18:48
東原町	※6:14	※7:14	8:04	9:54	10:54	11:54	13:09	14:44	15:44	17:39	○18:49
出羽庄内国際村	※6:15	※7:15	8:05	9:55	10:55	11:55	13:10	14:45	15:45	17:40	○18:50
赤川	※6:16	※7:16	8:06	9:56	10:56	11:56	13:11	14:46	15:46	17:41	○18:51
三ツ橋	※6:17	※7:17	8:07	9:57	10:57	11:57	13:12	14:47	15:47	17:42	○18:52
狩谷	※6:18	※7:18	8:08	9:58	10:58	11:58	13:13	14:48	15:48	17:43	○18:53
中狩谷	※6:18	※7:18	8:08	9:58	10:58	11:58	13:13	14:48	15:48	17:43	○18:53
西黒瀬	※6:19	※7:19	8:09	9:59	10:59	11:59	13:14	14:49	15:49	17:44	○18:54
ゆぼか	※6:21	※7:21	8:11	10:01	11:01	12:01	13:16	14:51	15:51	17:46	○18:56
黒瀬	※6:23	※7:23	8:13	10:03	11:03	12:03	13:18	14:53	15:53	17:48	○18:58
荒川	※6:24	※7:24	8:14	10:04	11:04	12:04	13:19	14:54	15:54	17:49	○18:59
羽黒庁舎前	※6:25	※7:25	8:15	10:05	11:05	12:05	13:20	14:55	15:55	17:50	○19:00
笹川	※6:27	※7:27	8:17	10:07	11:07	12:07	13:22	14:57	15:57	17:52	○19:02
野荒町	※6:28	※7:28	8:18	10:08	11:08	12:08	13:23	14:58	15:58	17:53	○19:03
十文字	※6:28	※7:28	8:18	10:08	11:08	12:08	13:23	14:58	15:58	17:53	○19:03
石の館サンロード前	※6:30	※7:30	8:20	10:10	11:10	12:10	13:25	15:00	16:00	17:55	○19:05
大鳥居	※6:30	※7:30	8:20	10:10	11:10	12:10	13:25	15:00	16:00	17:55	○19:05
羽黒高校前	※6:31	※7:31	8:21	10:11	11:11	12:11	13:26	15:01	16:01	17:56	○19:06
松原町	※6:32	※7:32	8:22	10:12	11:12	12:12	13:27	15:02	16:02	17:57	○19:07
蝦夷館公園前	※6:32	※7:32	8:22	10:12	11:12	12:12	13:27	15:02	16:02	17:57	○19:07
羽黒案内所	※6:33	※7:33	8:23	10:13	11:13	12:13	13:28	15:03	16:03	17:58	○19:08
黄金堂前	※6:34	※7:34	8:24	10:14	11:14	12:14	13:29	15:04	16:04	17:59	○19:09
羽黒荒町	※6:35	※7:35	8:25	10:15	11:15	12:15	13:30	15:05	16:05	18:00	○19:10
桜小路	※6:36	※7:36	8:26	10:16	11:16	12:16	13:31	15:06	16:06	18:01	○19:11
羽黒随神門	※6:39	※7:39	8:29	10:19	11:19	12:19	13:34	15:09	16:09	18:04	○19:14
いでは文化記念館前	※6:39	※7:39	8:29	10:19	11:19	12:19	13:34	15:09	16:09	18:04	○19:14

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

系統番号	044	044	044	044	044	044	044	044	044		
停留所	※山頂	※山頂	■山頂	※山頂	山頂	■山頂	山頂	山頂	■山頂		
いでは文化記念館前	※6:42	※7:42	■8:32	※10:30	11:22	■12:22	13:37	15:12	■16:12		
羽黒随神門	※6:42	※7:42	■8:32	※10:30	11:22	■12:22	13:37	15:12	■16:12		
荒沢寺・ビジターセンター前	※6:50	※7:50	■8:40	※10:38	11:30	■12:30	13:45	15:20	■16:20		
休暇村庄内羽黒	※6:52	※7:52	■8:42	※10:40	11:32	■12:32	13:47	15:22	■16:22		
羽黒山頂	※6:57	※7:57	■8:47	※10:45	11:37	■12:37	13:52	15:27	■16:27		

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

↓ 注意  
このダイヤで月山へ行  
かれる場合、『休暇村羽  
黒』で乗継してください。

系統番号	043	043			043		043				
停留所	※月山	※月山			※月山		※月山				
羽黒山頂	※7:05	※8:05			※11:37		※14:05				
休暇村庄内羽黒	※7:10	※8:10			※11:42		※14:10				
荒沢寺・ビジターセンター前	※7:11	※8:11			※11:43		※14:11				
月山八合目	※8:00	※9:00			※12:32		※15:00				

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13~8/16, 12/30~1/5 の間運休。  
1/1~1/3は正月ダイヤで運行。8/13~8/16, 12/30~12/31, 1/4~1/5 は、日曜・祝休日ダイヤで運行。  
※印の青時刻は、7月~9月の下記、運行予定日のみ運行。  
■印の時刻は、4月~11月の間運行。  
(注)「つるおか1日乗り放題券, ゴールドパス高齢者福祉定期券, 自動車運転免許返納者割引定期券」は羽黒山頂~月山八合目間はご利用できません。  
この時刻表は通過予定時刻となります。  
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。  
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

■ 令和6(2024)年 「月山八合目線」路線バス運行日 ... ※印青時刻の運行日

7月	日	月	火	水	木	金	土	8月	日	月	火	水	木	金	土	9月	日	月	火	水	木	金	土
							6																
	7	8	9	10	11	12	13		4	5	6	7	8	9	10		1	2	3	4	5	6	7
	14	15	16	17	18	19	20		11	12	13	14	15	16	17		8	9	10	11	12	13	14
	21	22	23	24	25	26	27		18	19	20	21	22	23	24		15	16	17	18	19	20	21
	28	29	30	31					25	26	27	28	29	30	31		22	23	24	25	26	27	28
																	29	30					





## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：新庄市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<b>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</b>
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通活性化協議会兼地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（新庄市）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（新庄市、事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JPの作成・提供（新庄市）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（新庄市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（新庄市）</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（新庄市、事業者）</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校を中心にチラシ等を配布し、市営バスの利用促進を図る（新庄市、事業者）。</li> <li>・市民団体に対し、市営バスまちなか循環線の乗り方教室を開催する（新庄市、事業者）。</li> </ul>
<b>2. 運行系統の概要及び運送予定者</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付
<b>3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</b>
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の新庄市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・新庄市目標値（目標年度：R7） 県外1,900人、県内1,300人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の新庄市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回/人</li> <li>・新庄市の目標値（目標年度R7年度末） 0.3回/人（直近年度の実績11,930人）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の新庄市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村の移動サービスに対する負担額</li> <li>地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績7,203万6千円）</li> <li>路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）</li> <li>コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）</li> </ul>

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績103万円）

・新庄市目標値（目標年度R7年度末）

市営バス：20,700,000円（直近年度の実績26,605,683円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

土内線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500人以上（直近年度の実績2,381人）

土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績3.9%）

土内路線への市負担額3,000,000円（直近年度の実績6,019,035円）

芦沢線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900人以上（直近年度の実績1,559人）

芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績5.1%）

芦沢路線への市負担額1,700,000円（直近年度の実績3,341,857円）

まちなか循環線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300人以上（直近年度の実績7,990人）

まちなか循環線路線の収支率：8%以上（直近年度の実績5.8%）

まちなか循環線路線への市負担額16,000,000円（直近年度の実績17,244,791円）

鳥越線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900人（直近年度の実績：13,272人）

鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績75.8%）

鳥越路線への市負担額：290,000円（直近年度の実績325,000円）

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区の沿線集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、新庄市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線、鳥越線について、その運行に係る費用総額29,436,259円のうち、新庄市から運行事業者への負担金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、補助対象路線への上記新庄市の負担額及び委託額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する新庄市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

#### 5. 車両の取得に係る目的・必要性

##### 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

土内線・芦沢線を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回る12年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために適切な車両を1台購入する必要がある。



## 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

## 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

## (1) 事業の目標

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の新庄市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度：R7）
    - RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
  - ・新庄市目標値（目標年度：R7）
    - 県外 1,900 人、県内 1,300 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の新庄市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度：R7）
    - 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
  - ・新庄市の目標値（目標年度 R7 年度末）
    - 0.3 回／人（直近年度の実績 11,930 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の新庄市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度：R7）
    - 市町村の移動サービスに対する負担額
      - 地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
      - 路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
      - コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
      - デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
      - タクシー：1 億円（直近年度の実績 103 万円）
  - ・新庄市目標値（目標年度 R7 年度末）
    - 市営バス：20,700,000 円（直近年度の実績 26,605,683 円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
  - 土内線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,381 人）
  - 土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 3.9%）
  - 土内路線への市負担額 3,000,000 円（直近年度の実績 6,019,035 円）
  - 芦沢線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900 人以上（直近年度の実績 1,559 人）
  - 芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 5.1%）
  - 芦沢路線への市負担額 1,700,000 円（直近年度の実績 3,341,857 円）
  - まちなか循環線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300 人以上（直近年度の実績 7,990 人）
  - まちなか循環線路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 5.8%）
  - まちなか循環線路線への市負担額 16,000,000 円（直近年度の実績 17,244,791 円）
  - 鳥越線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900 人（直近年度の実績：13,272 人）
  - 鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績 75.8%）
  - 鳥越路線への市負担額：290,000 円（直近年度の実績 325,000 円）

## (2) 事業の効果

土内線・芦沢線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

また、新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まり、沿線住民の活動の更なる活性化が期待できる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る土内線・芦沢線について、車両の取得に係る費用総額480万円は、新庄市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助金は新庄市の収入となる。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）  
（日付は書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）  
（日付は書面協議成立時）

<令和5年度>

- ・令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の  
（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について  
（日付は書面協議成立時）
- ・令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業  
評価等について  
地域公共交通勉強会の開催
- ・令和6年3月 日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について  
（日付は書面協議成立時）

○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和4年度>

- ・令和4年7月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の  
（日付は書面報告日） 詳細の変更について（報告のみ）
- ・令和5年2月27日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の  
（日付は書面協議成立時） 変更について

<令和5年度>

- ・令和6年2月29日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

○新庄市地域公共交通活性化協議会（新庄市地域公共交通会議）

<令和4年度>

- ・令和4年8月4日（第1回）：令和3年度における市営バスの利用状況について  
デマンド型乗合タクシー実証運行事業の運行内容の変更  
について（書面協議）
- ・令和5年2月20日（第2回）：新庄市地域公共交通網形成計画最終評価について  
デマンド型乗合タクシー実証運行事業について  
地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業  
の変更について



<p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年7月6日（第1回）：①県立新庄病院移転に伴う市営バス及び山交バスの運行内容の変更について</li> <li style="padding-left: 2em;">②新庄市地域公共交通計画骨子（案）について</li> <li style="padding-left: 2em;">③令和4年度における新庄市営バスの利用状況について（報告）</li> <li>・令和6年2月7日（第2回）：①新庄市地域公共交通について</li> <li style="padding-left: 2em;">②市営バス土内線のフリー乗降区間の変更について</li> <li style="padding-left: 2em;">③山交バス金山線の運賃改定について</li> <li style="padding-left: 2em;">④山交バス鳥越線の運行内容の変更について（報告）</li> </ul>
<b>10. 利用者等の意見の反映状況</b>
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により新庄市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本市では、新庄市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を行っている。</p>
<b>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<b>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要</b>
<b>【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</b>
<p>（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p> <p>該当なし</p>
<p>（2）交通手段の検討状況</p> <p>該当なし</p>

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

（住 所）山形県新庄市沖の町10番37号

（所 属）新庄市総合政策課 企画政策・デジタル推進室

（氏 名）中嶋 祐樹

（電 話）0233-22-2115

（e-mail）seisaku@city.shinjo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環線 もみの木ライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(2) まちなか循環線 あじさいライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
	(3) 県立病院～鳥越線	県立 病院前	鳥越	専門職 大学前	往 9.2km 復 9.3km	225日	817.5回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③	
	新庄市	(4) 土内線	新庄駅 前	中山、小泉	土内	往 24.5km 復 24.5km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(5) 芦沢線	県立病 院前	本宮町	芦沢	往 14.7km 復 14.7km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環線 もみの木ライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	241日	964回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(2) まちなか循環線 あじさいライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	241日	964回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
	(3) 県立病院～鳥越線	県立 病院前	鳥越	専門職 大学前	往 9.2km 復 9.3km	240日	1,320回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③	
	新庄市	(4) 土内線	新庄駅 前	中山、小泉	土内	往 24.5km 復 24.5km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(5) 芦沢線	県立病 院前	本宮町	芦沢	往 14.7km 復 14.7km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環線 もみの木ライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	238日	952回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(2) まちなか循環線 あじさいライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	238日	952回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
	(3) 県立病院～鳥越線	県立 病院前	鳥越	専門職 大学前	往 9.2km 復 9.3km	239日	1,314.5回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③	
	新庄市	(4) 土内線	新庄駅 前	中山、小泉	土内	往 24.5km 復 24.5km	241日	482回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(5) 芦沢線	県立病 院前	本宮町	芦沢	往 14.6km 復 14.6km	241日	482回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③

(注)

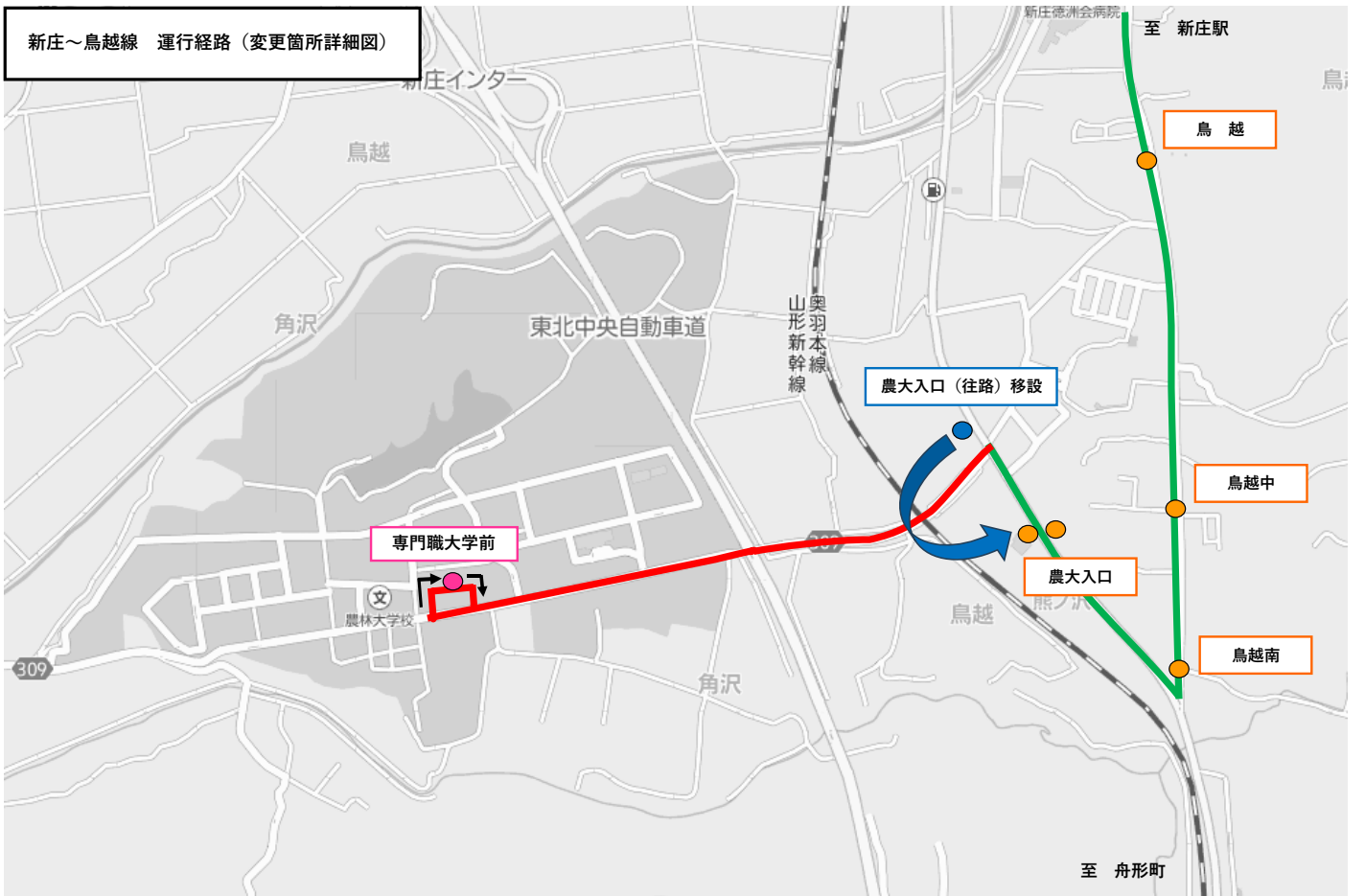
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



新庄～鳥越線 路線図



新庄～鳥越線 運行経路 (変更箇所詳細図)



2024年4月1日～ダイヤ

※土曜・日曜・祝日および、

8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

【往路】 県立病院前 ⇒ 鳥越方面行															
	県立病院前	新庄駅前	沖の町	清水川町	鉄砲町	金沢	上金沢	元宮	鳥越八幡前	鳥越	鳥越上	鳥越中	鳥越南	農大入口	専門職大学前
新設	7:50	7:55	7:56	7:57	7:58	8:00	8:01	8:04	8:05	8:06	8:07	8:07	8:08	8:08	8:11
新設	8:25	8:30	8:31	8:32	8:33	8:35	8:36	8:39	8:40	8:41	8:42	8:42	8:43	8:43	8:46
新設	###	###	12:41	###	###	###	###	###	###	12:51	###	###	###	###	###
現行	14:10	14:15	14:16	14:17	14:18	14:20	14:21	14:24	14:25	14:26	14:27	14:27	14:28	14:28	14:31
現行	15:10	15:15	15:16	15:17	15:18	15:20	15:21	15:24	15:25	15:26	15:27	15:27	15:28	15:28	15:31

【復路】 鳥越方面 ⇒ 県立病院行																
	専門職大学前	農大入口	鳥越南	鳥越中	鳥越上	鳥越	鳥越八幡前	元宮	上金沢	金沢	鉄砲町	清水川町	南本町十字路	沖の町	新庄駅前	県立病院前
現行	7:27	7:30	7:30	7:31	7:31	7:32	7:33	7:34	7:37	7:38	7:40	7:41	7:42	7:43	7:44	7:49
新設	9:00	9:03	9:03	9:04	9:04	9:05	9:06	9:07	9:10	9:11	9:13	9:14	9:15	9:16	9:17	9:22
新設	13:10	13:13	13:13	13:14	13:14	13:15	13:16	13:17	13:20	13:21	13:23	13:24	13:25	13:26	13:27	13:32
新設	15:00	15:03	15:03	15:04	15:04	15:05	15:06	15:07	15:10	15:11	15:13	15:14	15:15	15:16	15:17	15:22
新設	16:30	16:33	16:33	16:34	16:34	16:35	16:36	16:37	16:40	16:41	16:43	16:44	16:45	16:46	16:47	16:52
新設	18:10	18:13	18:13	18:14	18:14	18:15	18:16	18:17	18:20	18:21	18:23	18:24	18:25	18:26	18:27	18:32



## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 上山市

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項  
(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通活性化協議会 (or 地域公共交通会議等) における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (上山市)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(上山市、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JPの作成・提供 (上山市)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(上山市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発 (事業者、上山市)</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対する交通系ICカードの導入による利便性向上 (上山市、事業者)</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p>
2. 運行システムの概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の上山市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値 (目標年度:R7) RESASの移動実態数値 (本県への来訪者数等): 県外 60,000 人、県内 70,000 人</li> <li>・上山市目標値 (目標年度:R7) 県外 2,500 人、県内 2,000 人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標3の上山市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値 (目標年度:R7) 市町村総合交付金対象路線・サービス (本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体) の人口あたりの乗車人員: 2.50 回/人</li> <li>・上山市の目標値 (目標年度:R7) 2.0 回/人 (直近年度の実績 1.36 人)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標4の上山市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値 (目標年度:R7) 市町村の移動サービスに対する負担額 地域鉄道 : 7,203 万 6 千円 (直近年度の実績 7,203 万 6 千円) 路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円) コミュニティバス : 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円)</li> </ul>

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績103万円）

・上山市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：2,200万円（直近年度の実績3,964万5千円）

デマンド交通：1,200万円（直近年度の実績1,279万2千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

**高松葉山**～**棚木**路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：7,300人以上

（直近年度の実績9,242人）

**高松葉山**～**久保手**路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,900人以上

（直近年度の実績7,524人）

上記2路線の収支率：25%以上（直近年度の実績23.7%）

上記2路線への上山市負担額1,000万円（直近年度の実績1,133万4千円）

市内循環線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,600人以上

（直近年度の実績5,571人）

市内循環線の収支率：6.5%以上（直近年度の実績6.5%）

市内循環線への上山市負担額1,373万円（直近年度の実績1,377万9千円）

市営予約制乗合タクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,600人以上

（直近年度の実績6,429人）

市営予約制乗合タクシーの収支率：16.5%以上（直近年度の実績15.9%）

市営予約制乗合タクシーへの上山市負担額1,067万円（直近年度の実績1,075万3千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、市内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRE S A Sの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る**高松葉山**～**棚木**路線、**高松葉山**～**久保手**路線について、その運行に係る費用総額1,486万4千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環線について、その運行に係る費用総額1,474万2千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山市営予約制乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額1,279万2千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。

また、**高松葉山**～**棚木**路線、**高松葉山**～**久保手**路線、市内循環線、上山市営予約制乗合タクシーへの上記上山市の補助金額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する上山市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。



## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

## ○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会 <令和4年度> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年6月27日(第1回): 地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論</li> <li>・ 令和4年9月21日(第2回): 地域間幹線系統の協議運賃についての議論(書面協議) (日付けは書面協議成立時)</li> <li>・ 令和5年1月27日(第3回): 令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論</li> <li>・ 令和5年3月30日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更について(書面協議) (日付けは書面協議成立時)</li> </ul> <令和5年度> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年6月28日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について</li> <li>・ 令和5年10月31日(第2回): 地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の (日付は書面協議成立時) 変更等について</li> <li>・ 令和5年12月8日(第3回): 山形県地域公共交通計画の改正について (日付は書面協議成立時)</li> <li>・ 令和6年1月30日(第4回): 令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業 評価等について 地域公共交通勉強会の開催</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年3月 日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について （日付は書面協議成立時）</li> </ul> <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）</p> <p>＜令和4年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催なし</li> </ul> <p>＜令和5年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の （日付は書面報告日） 変更に係る報告について</li> <li>・ 令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」 （日付は書面報告日） の変更に係る報告について</li> <li>・ 令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催</li> </ul> <p>○ 上山市地域公共交通会議</p> <p>＜令和4年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年2月28日：市営バスにおけるIC乗車サービスの導入について（書面協議） （日付は書面協議成立時）</li> </ul> <p>＜令和5年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年6月7日：山交バス路線の一部廃止について 山交バス路線の一部廃止に伴う代替交通について</li> </ul>
<b>10. 利用者等の意見の反映状況</b>
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により上山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本市においても、上記動向について適宜周知している。</p>
<b>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<b>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要</b> <b>【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</b>
<b>（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</b>
<p>該当なし</p>
<b>（2）交通手段の検討状況</b>
<p>該当なし</p>

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

（住 所）山形県上山市河崎一丁目1番10号

（所 属）市政戦略課

（氏 名）古瀬 康成

（電 話）023-672-1111（内線226）

（e-mail）shisei@city.kaminoyama.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交バス(株)	(1) 高松葉山～棚木	高松葉山温泉	小倉	棚木公民館前	往13.7km 復13.3km	239日	1075.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 高松葉山～久保手	高松葉山温泉	新丁坂下	久保手	往 7.2km 復 7.2km	239日	907回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往14.2km 循環	356日	3560回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・中山 中川・本庄 東・宮生地 区		往 km 復 km	356日	8544回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交バス(株)	(1) 高松葉山～棚木	高松葉山温泉	小倉	棚木公民館前	往13.7km 復13.3km	240日	1080回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 高松葉山～久保手	高松葉山温泉	新丁坂下	久保手	往 7.2km 復 7.2km	240日	720回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往14.2km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・中山 中川・本庄 東・宮生地 区		往 km 復 km	355日	8520回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交バス(株)	(1) 高松葉山～棚木	高松葉山温泉	小倉	棚木公民館前	往13.7km 復13.3km	238日	1071回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 高松葉山～久保手	高松葉山温泉	新丁坂下	久保手	往 7.2km 復 7.2km	238日	714回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往14.2km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・中山 中川・本庄 東・宮生地 区		往 km 復 km	355日	8520回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 村山市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<b>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</b>
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(村山市)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(村山市、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JPの作成・提供(村山市)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(村山市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、村山市)</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(村山市、事業者)</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。(村山市、事業者)</p>
<b>2. 運行システムの概要及び運送予定者</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
<b>3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</b>
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の村山市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R7) RESASの移動実態数値(本県への来訪者数等): 県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・村山市目標値(目標年度R7) 県外1,500人、県内2,500人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標3の村山市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R6年度末) 市町村総合交付金対象路線・サービス(本計画対象システムを含む地域内交通ネットワーク全体)の人口あたりの乗車人員: 2.50回/人</li> <li>・村山市の目標値(目標年度R7) 1.18回/人(直近年度の実績26,498人)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標4の村山市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R7) 市町村の移動サービスに対する負担額</li> <li>地域鉄道 : 7,203万6千円(直近年度の実績5,602万8千円)</li> <li>路線バス : 4億6,000万円(直近年度の実績4億7,553万4千円)</li> <li>コミュニティバス: 4億4,000万円(直近年度の実績5億3,331万4千円)</li> <li>デマンド交通: 1億5,000万円(直近年度の実績2億4,033万9千円)</li> </ul>



タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 3,000 千円)

・村山市目標値 (目標年度 R7)

(当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況値を記載)

路線バス : 40,000 千円 (直近年度の実績 41,637 千円)

デマンド交通 : 14,000 千円 (直近年度の実績 7,484 千円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

・河北病院 (稲下) 公立病院

年間利用者数 : 3,000 人以上 (直近年度の実績 4,855 人)

・天童 (東根市役所) 北町

年間利用者数 : 5,000 人以上 (直近年度の実績 5,336 人)

・公立病院 (大石田) 尾花沢

年間利用者数 : 8,000 人以上 (直近年度の実績 7,823 人)

上記 3 路線の収支率 : 30.0%以上 (直近年度の実績 28.4%)

上記 3 路線への市負担額 : 13,500 千円 (直近年度の実績 15,224 千円)

・山の内～北村山公立病院線

年間利用者数 : 5,000 人以上 (直近年度の実績 5,167 人)

・富並～河北病院線

年間利用者数 : 1,000 人以上 (直近年度の実績 1,096 人)

・楯岡北町～市役所線

年間利用者数 : 5,000 人以上 (直近年度の実績 5,080 人)

・深沢・宮下～村山駅 (西口) 線

年間利用者数 : 1,500 人以上 (直近年度の実績 1,509 人)

上記 4 路線の収支率 : 0.5%以上 (直近年度の実績 0.5%)

上記 4 路線への村山市負担額 : 26,500 千円 (直近年度の実績 26,414 千円)

・富本・戸沢地域～楯岡方面

年間利用者数 : 1,200 人以上 (直近年度の実績 1,351 人)

収支率 : 8.5%以上 (直近年度の実績 8.8%)

市負担額 : 4,000 千円 (直近年度の実績 3,953 千円)

・富本・戸沢地域～河北方面

年間利用者数 : 800 人以上 (直近年度の実績 817 人)

収支率 : 8.0%以上 (直近年度の実績 8.2%)

市負担額 : 2,100 千円 (直近年度の実績 2,346 千円)

・大倉地域・五十沢地区～楯岡方面

年間利用者数 : 1,100 人以上 (直近年度の実績 1,121 人)

収支率 : 9.5%以上 (直近年度の実績 9.5%)

市負担額 : 2,300 千円 (直近年度の実績 2,322 千円)

・大久保地域～楯岡方面 (R6. 4. 1～新規)

年間利用者数 : 500 人以上

収支率 : 7.5%以上

市負担額 : 1,900 千円

・大久保地域～河北方面 (R6. 4. 1～新規)

年間利用者数 : 350 人以上

収支率 : 7.5%以上

市負担額 : 1,200 千円

## ○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、村山市の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

## ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、村山市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

## 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る河北病院（稲下）公立病院、天童（東根市役所）北町、公立病院（大石田）尾花沢の3路線の運行に係る費用総額のうち、村山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、村山市が運営する山の内～北村山公立病院線、富並～河北病院線、楯岡北町～市役所線、深沢・宮下～村山駅（西口）線、区域運行の富本・戸沢地域～楯岡方面、富本・戸沢地域～河北方面、大倉地域・五十沢地区～楯岡方面に係る委託料については、国庫補助金を委託料（40,723千円）から差し引いた差額分を負担することとしている。

上記村山市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する村山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

## 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

## （1）事業の目標

該当なし

## （2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

## ○ 山形県地域公共交通活性化協議会

## &lt;令和4年度&gt;

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）  
（日付けは書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）  
（日付けは書面協議成立時）

## &lt;令和5年度&gt;

- ・令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の  
（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について  
（日付は書面協議成立時）
- ・令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業  
評価等について  
地域公共交通勉強会の開催
- ・令和6年3月 日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について  
（日付は書面協議成立時）

## ○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

## &lt;令和4年度&gt;

- ・開催なし

## &lt;令和5年度&gt;

- ・令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の  
（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）
- ・令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」  
（日付は書面報告日） の変更に係る報告について
- ・令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

## ○ 村山市地域公共交通会議

## &lt;令和4年度&gt;

- ・令和5年1月（書面協議）：市営バスの変更について

## &lt;令和5年度&gt;

- ・令和5年11月17日：山交バスの運行終了について  
乗合タクシー、市営バスの変更について
- ・令和5年12月8日（書面会議）：乗合タクシー指定停留所の一部変更について  
（日付は書面会議成立時）

## ○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により村山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映に



つなげている。

村山市において、市営バスの今後の運行に役立てるため、沿線住民（65歳以上の方と高校生）に対して利用実態や要望に関するアンケート調査を令和2年2月に実施した。

#### 1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

#### 1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

##### 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

##### （1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

##### （2）交通手段の検討状況

該当なし

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）村山市中央一丁目3番6号

（所 属）村山市市民環境課

（氏 名）阿部 愛

（電 話）0237-55-2111

（e-mail）shimin@city.murayama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	運送 継続 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
村山市	(株)楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 33.2km 復 33.2km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③	
	(株)楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大谷地・小滝・中谷	北村山公立病院	往 26.9km 復 27.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③	
	(株)楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 23.5km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③	
	(株)楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅前東口	往 16.0km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③	
	(株)楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	長島・小滝・中山大谷地	大鳥居	復 37.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③	
	(株)楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③	
	(株)楯岡交通	(7) 富並～河北病院線		深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③	
	(株)楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線		深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.8km 復 18.7km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(10) 富本・戸沢～楯岡方面			富本・戸沢	往 km 復 km	360日	1104回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③	
	(株)楯岡交通	(11) 富本・戸沢～河北方面			富本・戸沢	往 km 復 km	360日	620回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③	
	(株)楯岡交通	(12) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面			大倉・五十沢	往 km 復 km	360日	906回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③	
	(株)楯岡交通	(13) 大久保～楯岡方面			大久保	往 km 復 km	183日	460回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	①	
	(株)楯岡交通	(14) 大久保～河北方面			大久保	往 km 復 km	183日	366回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	①	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	運送 継続 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 33.2km 復 33.2km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大谷地・小滝・中条	北村山公立病院	往 26.9km 復 27.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 23.5km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	北村山公立病院	往 16.0km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中山・長島・小滝・中山大谷地	大鳥居	復 37.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.8km 復 18.7km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(10) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(11) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	610回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(12) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	933回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(13) 大久保地域～楯岡方面		大久保地域		往 km 復 km	359日	900回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(14) 大久保地域～河北方面		大久保地域		往 km 復 km	359日	618回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③

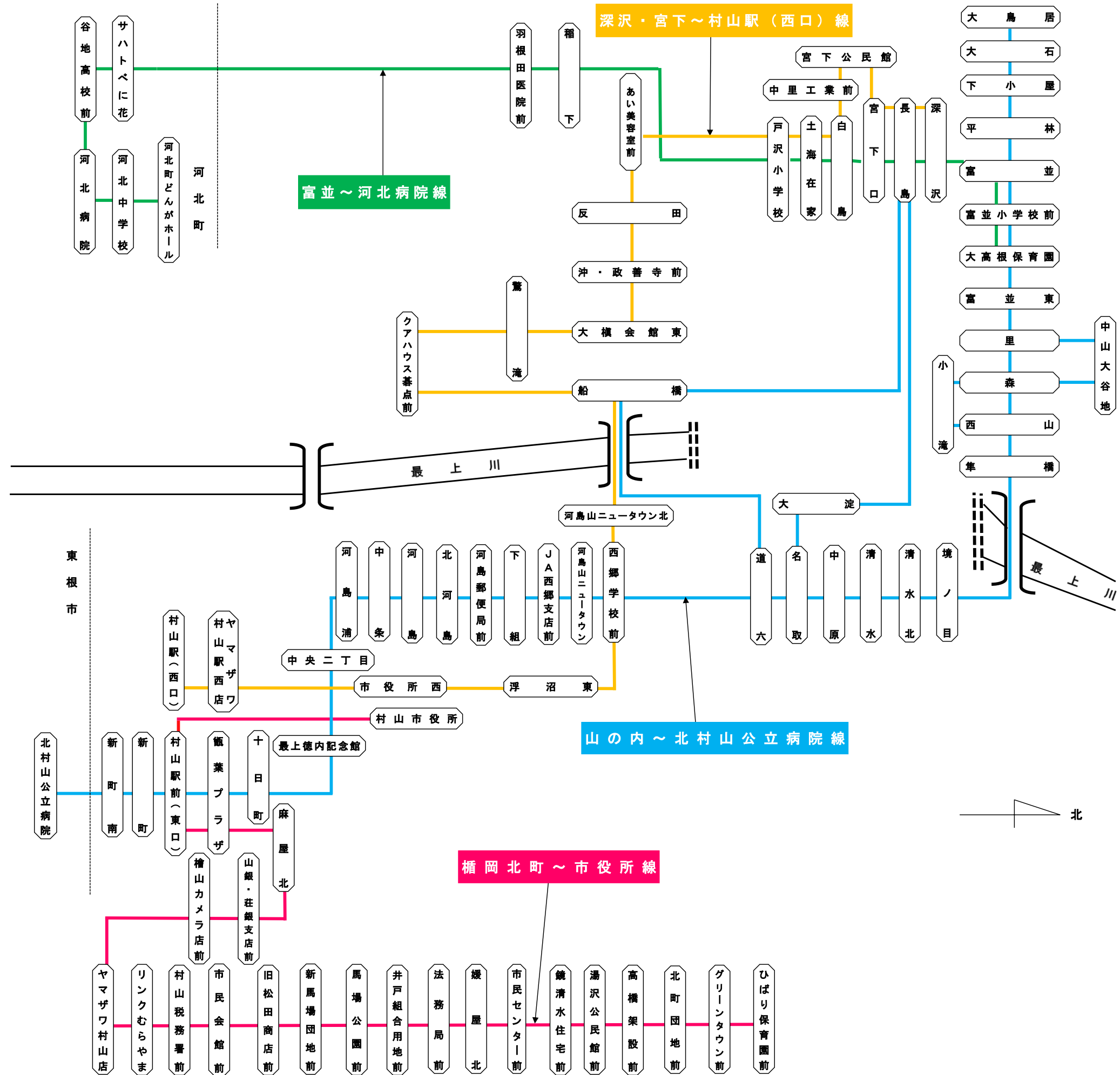


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	運送 継続 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 33.2km 復 33.2km	240日	240回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大谷地・小滝・中谷	北村山公立病院	往 26.9km 復 27.5km	240日	240回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 23.5km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	北村山公立病院	往 16.0km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	長島・小滝・中山大谷地	大鳥居	復 37.2km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	240日	360回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	240日	240回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.8km 復 18.7km	240日	480回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(10) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(11) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	610回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(12) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	933回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(13) 大久保地域～楯岡方面		大久保地域		往 km 復 km	359日	900回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(14) 大久保地域～河北方面		大久保地域		往 km 復 km	359日	616回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③

村山市市営バス路線図 (令和6年4月1日改正)



山の内～北村山公立病院線

(現在)

往路					復路			
停留所	1便	2便	3便	4便	停留所	1便	2便	3便
大鳥居	—	7:30	9:05	14:30	北村山公立病院	11:40	13:30	17:20
大石	—	7:32	9:07	14:32	新町南	11:42	13:32	17:22
下小屋	—	7:33	9:08	14:33	新町	11:43	13:33	17:23
平林	—	7:37	9:12	14:37	村山駅前(東口)	11:45	13:35	17:25
富並	6:09	7:39	9:14	14:39	甕葉プラザ	11:46	13:36	17:26
富並小学校前	6:10	7:40	9:15	14:40	十日町	11:46	13:36	17:26
大高根保育園	6:10	7:40	9:15	14:40	最上徳内記念館前	11:48	13:38	17:28
富並東	6:11	7:41	9:16	14:41	中央二丁目	11:50	13:40	17:30
里	6:12	7:42	9:17	14:42	中条	—	13:42	17:32
中山大谷地	—	—	9:20	—	河島	11:52	13:44	17:34
森	6:13	7:43	9:23	14:43	北河島	11:54	13:46	17:36
小滝	—	—	9:28	—	河島郵便局前	11:55	13:47	17:37
西山	6:14	7:44	9:31	14:44	下組	11:55	13:47	17:37
隼橋	6:14	7:44	9:31	14:44	J A 西郷支店前	11:56	13:48	17:38
境ノ目	6:15	7:45	9:32	14:45	河島山ニュータウン	11:56	13:48	17:38
清水北	6:18	7:48	9:35	14:48	西郷学校前	11:57	13:49	17:39
清水	6:18	7:48	9:35	14:48	道六	11:58	13:50	17:40
中原	6:19	7:49	9:36	14:49	船橋	12:03	—	17:45
名取	6:22	7:52	9:39	14:52	長島	12:08	—	17:50
大淀	—	7:59	—	—	大淀	12:12	—	17:54
長島	—	8:03	—	—	名取	12:19	13:52	18:01
船橋	—	8:08	—	—	中原	12:21	13:54	18:03
道六	6:24	8:13	9:41	14:54	清水	12:23	13:56	18:05
西郷学校前	6:25	8:14	9:42	14:55	清水北	12:23	13:56	18:05
河島山ニュータウン	6:26	8:15	9:43	14:56	境ノ目	12:26	13:59	18:08
J A 西郷支店前	6:26	8:15	9:43	14:56	隼橋	12:27	14:00	18:09
下組	6:27	8:16	9:44	14:57	西山	12:27	14:00	18:09
河島郵便局前	6:27	8:16	9:44	14:57	小滝	—	14:03	18:12
北河島	6:28	8:17	9:45	14:58	森	12:28	14:08	18:17
河島	6:30	8:19	9:47	15:00	中山大谷地	—	14:11	18:20
中条	—	—	9:49	—	里	12:29	14:14	18:23
中央二丁目	6:32	8:21	9:51	15:02	富並東	12:30	14:15	18:24
最上徳内記念館前	6:34	8:23	9:53	15:04	大高根保育園	12:31	14:16	18:25
十日町	6:36	8:25	9:55	15:06	富並小学校前	12:31	14:16	18:25
甕葉プラザ	6:36	8:25	9:55	15:06	富並	12:32	14:17	18:26
村山駅前(東口)	6:37	8:26	9:56	15:07	平林	12:34	14:19	18:28
新町	—	8:28	9:58	15:09	下小屋	12:38	14:23	18:32
新町南	—	8:29	9:59	15:10	大石	12:39	14:24	18:33
北村山公立病院	—	8:31	10:01	15:12	大鳥居	12:41	14:26	18:35

(令和6.4.1～)

往路					復路			
停留所	1便	2便	3便	4便	停留所	1便	2便	3便
大鳥居	—	7:25	9:05	14:33	北村山公立病院	11:40	13:30	17:20
大石	—	7:27	9:07	14:35	新町南	11:42	13:32	17:22
下小屋	—	7:28	9:08	14:36	新町	11:43	13:33	17:23
平林	—	7:32	9:12	14:40	村山駅前(東口)	11:45	13:35	17:25
富並	6:09	7:34	9:14	14:42	甕葉プラザ	11:46	13:36	17:26
富並小学校前	6:10	7:35	9:15	14:43	十日町	11:46	13:36	17:26
大高根保育園	6:10	7:35	9:15	14:43	最上徳内記念館前	11:48	13:38	17:28
富並東	6:11	7:36	9:16	14:44	中央二丁目	11:50	13:40	17:30
里	6:12	7:37	9:17	14:45	河島浦(新設)	11:54	13:44	17:34
中山大谷地	—	—	9:20	—	中条	11:55	13:45	17:35
森	6:13	7:38	9:23	14:46	河島	11:57	13:47	17:37
小滝	—	—	9:28	—	北河島	11:59	13:49	17:39
西山	6:14	7:39	9:31	14:47	河島郵便局前	12:00	13:50	17:40
隼橋	6:14	7:39	9:31	14:47	下組	12:00	13:50	17:40
境ノ目	6:15	7:40	9:32	14:48	J A 西郷支店前	12:01	13:51	17:41
清水北	6:18	7:43	9:35	14:51	河島山ニュータウン	12:01	13:51	17:41
清水	6:18	7:43	9:35	14:51	西郷学校前	12:02	13:52	17:42
中原	6:19	7:44	9:36	14:52	道六	12:03	13:53	17:43
名取	6:22	7:47	9:39	14:55	船橋	12:08	—	17:48
大淀	—	7:54	—	—	長島	12:13	—	17:53
長島	—	7:58	—	—	大淀	12:17	—	17:57
船橋	—	8:03	—	—	名取	12:24	13:55	18:04
道六	6:24	8:08	9:41	14:57	中原	12:26	13:57	18:06
西郷学校前	6:25	8:09	9:42	14:58	清水	12:28	13:59	18:08
河島山ニュータウン	6:26	8:10	9:43	14:59	清水北	12:28	13:59	18:08
J A 西郷支店前	6:26	8:10	9:43	14:59	境ノ目	12:31	14:02	18:11
下組	6:27	8:11	9:44	15:00	隼橋	12:32	14:03	18:12
河島郵便局前	6:27	8:11	9:44	15:00	西山	12:32	14:03	18:12
北河島	6:28	8:12	9:45	15:01	小滝	—	14:06	18:15
河島	6:30	8:14	9:47	15:03	森	12:33	14:11	18:20
中条	6:32	8:16	9:49	15:05	中山大谷地	—	14:14	18:23
河島浦(新設)	6:33	8:17	9:50	15:06	里	12:34	14:17	18:26
中央二丁目	6:37	8:21	9:54	15:10	富並東	12:35	14:18	18:27
最上徳内記念館前	6:39	8:23	9:56	15:12	大高根保育園	12:36	14:19	18:28
十日町	6:41	8:25	9:58	15:14	富並小学校前	12:36	14:19	18:28
甕葉プラザ	6:41	8:25	9:58	15:14	富並	12:37	14:20	18:29
村山駅前(東口)	6:42	8:26	9:59	15:15	平林	12:39	14:22	18:31
新町	—	8:28	10:01	15:17	下小屋	12:43	14:26	18:35
新町南	—	8:29	10:02	15:18	大石	12:44	14:27	18:36
北村山公立病院	—	8:31	10:04	15:20	大鳥居	12:46	14:29	18:38



## 市営バス 深沢・宮下～村山駅（西口）線

(現在)

往路		
停留所	1便	2便
深沢	9:00	13:50
長島	9:03	13:53
宮下口	9:04	13:54
宮下公民館	9:06	13:56
中里工業前	9:08	13:58
白鳥	9:10	14:00
土海在家	9:12	14:02
戸沢小学校	9:14	14:04
あい美容室前	9:15	14:05
反田	9:17	14:07
沖・政善寺前	9:19	14:09
大榎会館東	9:20	14:10
驚滝	—	14:11
クアハウス基点前	—	14:13
船橋	9:22	14:18
河島山ニュータウン北	9:25	14:21
西郷学校前	9:26	14:22
浮沼東	9:28	14:24
市役所西	9:33	14:29
ヤマザワ村山駅西店	9:36	14:32
村山駅（西口）	9:38	14:34

復路		
停留所	1便	2便
村山駅（西口）	10:40	15:40
ヤマザワ村山駅西店	10:42	15:42
市役所西	10:45	15:45
浮沼東	10:50	15:50
西郷学校前	10:52	15:52
河島山ニュータウン北	10:53	15:53
船橋	10:56	15:56
クアハウス基点前	—	16:01
驚滝	—	16:03
大榎会館東	10:58	16:04
沖・政善寺前	10:59	16:05
反田	11:01	16:07
あい美容室前	11:03	16:09
戸沢小学校	11:04	16:10
土海在家	11:06	16:12
白鳥	11:08	16:14
中里工業前	11:10	16:16
宮下公民館	11:12	16:18
宮下口	11:14	16:20
長島	11:15	16:21
深沢	11:18	16:24

(R6. 4. 1～)

往路		
停留所	1便	2便
深沢	8:54	13:50
長島	8:57	13:53
宮下口	8:58	13:54
宮下公民館	9:00	13:56
中里工業前	9:02	13:58
白鳥	9:04	14:00
土海在家	9:06	14:02
戸沢小学校	9:08	14:04
あい美容室前	9:09	14:05
反田	9:11	14:07
沖・政善寺前	9:13	14:09
大榎会館東	9:14	14:10
驚滝	9:15	14:11
クアハウス基点前	9:17	14:13
船橋	9:22	14:18
河島山ニュータウン北	9:25	14:21
西郷学校前	9:26	14:22
浮沼東	9:28	14:24
市役所西	9:33	14:29
ヤマザワ村山駅西店	9:36	14:32
村山駅（西口）	9:38	14:34

復路		
停留所	1便	2便
村山駅（西口）	10:34	15:40
ヤマザワ村山駅西店	10:36	15:42
市役所西	10:39	15:45
浮沼東	10:44	15:50
西郷学校前	10:46	15:52
河島山ニュータウン北	10:47	15:53
船橋	10:50	15:56
クアハウス基点前	10:55	16:01
驚滝	10:57	16:03
大榎会館東	10:58	16:04
沖・政善寺前	10:59	16:05
反田	11:01	16:07
あい美容室前	11:03	16:09
戸沢小学校	11:04	16:10
土海在家	11:06	16:12
白鳥	11:08	16:14
中里工業前	11:10	16:16
宮下公民館	11:12	16:18
宮下口	11:14	16:20
長島	11:15	16:21
深沢	11:18	16:24



令和6年度から

大久保地域

# 村山市乗合タクシーの運行を開始します

## ■村山市乗合タクシーとは？

利用登録した方からの予約に応じて、利用者自宅等と指定停留所との間をタクシー車両で送迎する公共交通です。同じ便を予約した方と同乗しながら、それぞれの目的地に向かいます。

(主な特徴) ○電話で事前に予約 ○タクシー車両で送迎 ○乗り合いによる運行

## ■運行する地域

# 大久保地域

※ 運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

## ■運賃料金

# 片道300円

※ 中高生200円、障がい者・小学生100円  
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

## ■運行日時

# 毎日運行しています

(12月29日～1月3日は運休)

午前	午後
7時30分	1時30分
9時00分	3時00分
10時30分	4時30分
12時00分	6時00分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります(大久保地域へは約20分後を目安に到着)。

## ■指定停留所(公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等)

### 村山市内

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるベクリニック
飯葉プラザ	旧荘内銀行楯岡支店	クアハウス基点	小室医院
村山市民会館	J Aみちのく村山本店	鈴木内科医院	しんまち小室医院
村山総合支庁北村山地域振興局	J Aみちのく村山楯岡支店	高橋内科神経科医院	羽根田医院
村山市社会福祉協議会	J Aみちのく村山葉山支店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
村山駅	北郡信用組合本店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
ヤマザワ村山店	北郡信用組合河西支店	八鍬医院	タナカ歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
ツルハドラッグ村山西店	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
村山郵便局	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
村山北町郵便局	Link MURAYAMA	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
山形銀行楯岡支店	村山産業高校	たておか小児クリニック	にっとう歯科医院
山形銀行楯岡支店大久保出張所	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	

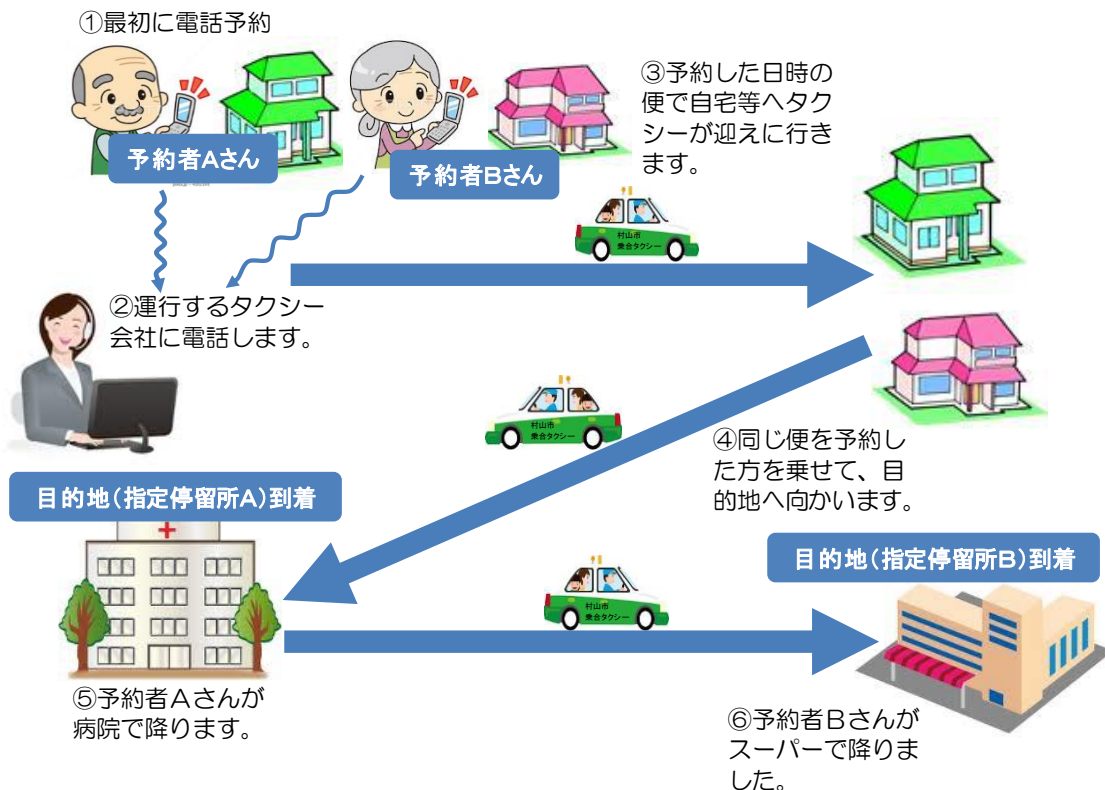
### 東根市内・河北町内

北村山公立病院	県立河北病院	河北町どんがホール	河北中前
谷地高校前	サハトベに花前	ヨークベニマル河北店	

## ■ご利用までの流れ

- (1) 事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
- (2) 市より「利用登録証」が交付されます。
- (3) 利用したい便の1時間前までに、電話で予約します。
- (4) 予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。(他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。)
- (5) 指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。(降車の際に料金を運転手にお支払いください)
- (6) 帰りの便も、同じように予約しておくで、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

## ■利用のイメージ



## ■利用上の注意

- ①途中乗車、途中下車はできません。
- ②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
- ③自宅等⇄指定停留所の移動にのみ利用できます。指定停留所間の移動には利用できません。
- ④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
- ⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
- ⑥予約した便に間に合わない場合は、1時間前までに予約を変更してください。
- ⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。



(車両ステッカー)

## ■予約・運行に関するお問合せ

**株式会社 榎岡交通 TEL 0237-55-3131**

※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。

**予約受付時間：午前7時～午後7時**

※ 予約は、1便目は前日の午後7時まで、2便目以降は当日の1時間前まで受け付けています。

(登録・利用に関するお問い合わせ) 村山市市民環境課 生活環境係 0237-55-2111





## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：天童市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<b>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</b>
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(天童市)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(天童市、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(天童市)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(天童市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(天童市)</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(天童市、事業者)</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に対して市内公共交通に関するアンケートを実施し、分析を行う。(天童市)</li> </ul>
<b>2. 運行システムの概要及び運送予定者</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
<b>3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</b>
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の天童市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R7年度末) REASの移動実態数値(本県への来訪者数等): 県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・天童市目標値(目標年度R7年度末) 県外4,200人、県内2,800人(直近年度の実績: 県外3,781人、県内2,467人)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標3の天童市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R7年度末) 市町村総合交付金対象路線・サービス(本計画対象システムを含む地域内交通ネットワーク全体)の人口あたりの乗車人員: 2.50回/人</li> <li>・天童市の目標値(目標年度R7年度末) 0.70回/人(直近年度の実績35,678人、0.57回/人)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標4の天童市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R7年度末) 市町村の移動サービスに対する負担額</li> <li>地域鉄道 : 7,203万6千円(直近年度の実績7,203万6千円)</li> <li>路線バス : 4億6,000万円(直近年度の実績4億7,553万4千円)</li> <li>コミュニティバス: 4億4,000万円(直近年度の実績5億3,331万4千円)</li> <li>デマンド交通: 1億5,000万円(直近年度の実績2億4,033万9千円)</li> <li>タクシー : 1億円(直近年度の実績103万円)</li> <li>・天童市目標値(目標年度R7年度末)</li> </ul>



<p>(当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載)</p> <p>路線バス : 5,894,000 円 (直近年度の実績 3,390,000 円)</p> <p>デマンド交通 : 26,700,000 円 (直近年度の実績 26,700,000 円)</p> <p>○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標 : デマンド)</p> <p>中部線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 400 人以上 (直近年度の実績 376 人)</p> <p>長岡線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 700 人以上 (直近年度の実績 646 人)</p> <p>荒谷・干布線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 1,000 人以上 (直近年度の実績 908 人)</p> <p>成生・蔵増区域 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 3,300 人以上 (直近年度の実績 3,195 人)</p> <p>寺津・高揃区域 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 1,200 人以上 (直近年度の実績 1,178 人)</p> <p>津山・天童原区域 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 1,300 人以上 (直近年度の実績 1,299 人)</p> <p>山口・田麦野区域 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 3,200 人以上 (直近年度の実績 3,048 人)</p> <p>3 社合同運行のため、以下全体での</p> <p>全体の収支率 : 97.00% 以上 (直近年度の実績 111.77%)</p> <p>全系統への天童市負担額 26,700,000 円 (直近年度の実績 26,700,000 円)</p> <p>○事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記路線を維持することにより、旧田麦野集落等の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</li> </ul> <p>○上記目標・細目標の評価手法・測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、天童市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。</li> </ul>
<p><b>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b></p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド全系統について、その運行に係る費用総額 31,218 千円のうち、天童市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>また、全系統への上記天童市の補助金額も含めた「別紙 (山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する天童市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。</p>

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

<p><b>5. 車両の取得に係る目的・必要性</b></p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>該当なし</p>
<p><b>6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b></p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p>



(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

## ○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年6月27日(第1回): 地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論</li> <li>・ 令和4年9月21日(第2回): 地域間幹線系統の協議運賃についての議論(書面協議)(日付けは書面協議成立時)</li> <li>・ 令和5年1月27日(第3回): 令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論</li> <li>・ 令和5年3月30日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更について(書面協議)(日付けは書面協議成立時)</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年6月28日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について</li> <li>・ 令和5年10月31日(第2回): 地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の(日付は書面協議成立時) 変更等について</li> <li>・ 令和5年12月8日(第3回): 山形県地域公共交通計画の改正について(日付は書面協議成立時)</li> <li>・ 令和6年1月30日(第4回): 令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催</li> <li>・ 令和6年3月 日(第5回): 山形県地域公共交通計画の変更等について(日付は書面協議成立時)</li> </ul> <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(村山)</p> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催なし</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年5月30日: 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の(日付は書面報告日) 変更について(報告のみ)</li> <li>・ 令和5年7月20日: 「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」(日付は書面報告日) の変更に係る報告について</li> <li>・ 令和6年3月7日: 地域公共交通勉強会(地域別ワークショップ)の開催</li> </ul> <p>○ 天童市地域公共交通会議</p> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年1月26日: 地方バスの路線統合及び一部停留所の廃止等について</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年1月5日: 天童市予約制乗合タクシーの運行方法等の変更について</li> </ul>

<p>・令和6年1月24日：山交バス路線（天童～北町線）における変更に係る協議について</p> <p>○ その他公共交通関連会合・住民説明会等</p> <p>＜令和4年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年10月5～7日：デマンド交通の説明会</li> <li>・令和5年3月28日：地方バス路線の説明会</li> </ul> <p>＜令和5年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年8月23日：バスの乗り方教室（山形連携中枢都市圏）</li> <li>・令和6年3月25日：デマンド交通の説明会</li> </ul>
<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により天童市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<p>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要</p> <p>【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</p>
<p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p> <p>該当なし</p>
<p>(2) 交通手段の検討状況</p> <p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県天童市老野森1-1-1

(所 属) 生活環境課

(氏 名) 中村 俊晶

(電 話) 023-654-1111

(e-mail) seikatsu@city.tendo.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 中部線	天童 南駅	久野本	天童 市役 所前	往 20.8km 復 20.8km	241日	192回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(2) 長岡線	福祉 セン ター前	長岡	わくわ くラン ド	往 24.2km 復 24.2km	241日	241回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・ 荒谷	わくわ くラン ド	往 33.0km 復 33.0km	241日	333回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(4) 成生・蔵増区域		成生・ 蔵増地 区		往 km 復 km	241日	1446回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(5) 寺津・高掬区域		寺津・ 高掬地 区		往 km 復 km	241日	666回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(6) 北部・津山区域		北部・ 津山地 区		往 km 復 km	241日	864回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	241日	1446回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 中部線	天童 南駅	久野本	天童 市役 所前	往 20.8km 復 20.8km	240日	191回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(2) 長岡線	福祉 セン ター前	長岡	わくわ くラン ド	往 24.2km 復 24.2km	240日	240回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・ 荒谷	わくわ くラン ド	往 33.0km 復 33.0km	240日	332回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(4) 成生・蔵増区域		成生・ 蔵増地 区		往 km 復 km	240日	1440回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(5) 寺津・高掬区域		寺津・ 高掬地 区		往 km 復 km	240日	663回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(6) 北部・津山区域		北部・ 津山地 区		往 km 復 km	240日	860回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	240日	1440回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 中部線	天童 南駅	久野本	天童 市役 所前	往 20.8km 復 20.8km	238日	190回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(2) 長岡線	福祉 セン ター前	長岡	わくわ くラン ド	往 24.2km 復 24.2km	238日	238回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・ 荒谷	わくわ くラン ド	往 33.0km 復 33.0km	238日	329回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(4) 成生・蔵増区域		成生・ 蔵増地 区		往 km 復 km	238日	1428回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(5) 寺津・高掬区域		寺津・ 高掬地 区		往 km 復 km	238日	658回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(6) 北部・津山区域		北部・ 津山地 区		往 km 復 km	238日	853回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
		(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	238日	1428回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

# 天童市予約制乗合タクシーの運行方法等の変更について

## 協議事項

- 1 路線乗合型の変更
  - (1) 「荒谷・干布線」の停留所の追加等及び一部経路の変更・廃止について
  
- 2 区域乗合型の変更について
  - (1) 「津山・天童原区域」の系統名変更について
  
  - (2) 指定目的地の追加等について
  
- 3 適用日  
令和6年4月1日



## 天童市予約制乗合タクシーについて

現在の予約制乗合タクシーは、「中部線」、「長岡線」、「荒谷・干布線」の3路線を路線乗合型<sup>(※1)</sup>で、「成生・蔵増区域」、「寺津・高楯区域」、「津山・天童原区域」、「山口・田麦野区域」の4区域を区域乗合型<sup>(※2)</sup>で運行している。

利用者や市民の意見・要望等を踏まえ、運行方法等を見直して利用拡大を図っていく考えである。

(※1)：路線不定期運行。停留所で乗降。

(※2)：区域運行。自宅と指定目的地で乗降。

## 1 路線乗合型の変更

### (1) 「荒谷・干布線」の停留所の追加等及び一部経路の変更について (資料1：路線図)

利便性を向上させるため停留所を5箇所追加し、利用の少ない停留所2箇所を廃止する。停留所の追加等により、運行経路も変更及び廃止する。

運行系統名	起点	経由	終点	運行距離	便数
荒谷・干布線	天童市老野森一丁目1番地1 (天童市役所前)	干布 荒谷	天童市鍬ノ町	30.0km	6便
			二丁目9番地 (わくわくランド)	↓ 33.0km	

#### ・廃止予定停留所利用者数

廃止停留所	延べ利用人数		
	令和5年度※	令和4年度	令和3年度
天童駅西郵便局前	0人	0人	0人
市スポーツセンター	0人	0人	3人

※令和5年度は10月末時点

・ 停留所通過順

荒谷・干布線	
通過順 (往路)	停留所名
1	天童市役所前
2	東北電力前
3	吉岡病院前
4	温泉南
5	篠田病院前
6	はな駒荘
7	わくわくランド
8	桜町
9	上北目公民館口
10	ごくらく園前
11	干布局前
12	貫津南
13	奈良沢南
14	石倉北
15	石倉公民館前
16	荻野戸入口
17	上荻野戸下公民館前
18	上荻野戸公民館前
19	上荻野戸
20	荒谷東
21	上荒谷公民館前
22	上荒谷
23	八千代台さくら公園
24	八千代台いちょう公園
25	八千代台団地
26	荒谷小学校前
27	荒谷四辻西
28	荒谷
29	荒谷原公民館前
30	あこがれ口

31	あこがれ前
32	荒谷北
33	荻の戸四辻
34	片羽
35	出田原
36	奈良沢口
37	八幡神社前
38	原町西
39	県総合運動公園北口
40	ららパーク
41	パナソニック前
42	天童南駅
43	升賀
44	北目口
45	一日町
46	五日町
47	寒河江街道
48	青年の家前
49	南部小学校北
50	駅西公園前
51	天童市民病院
52	駅西公園前
53	天童駅前
54	本町公民館前
55	福祉センター前
56	天童市役所前
57	東北電力前
58	吉岡病院前
59	温泉南
60	篠田病院前
61	はな駒荘
62	わくわくランド

復路は逆順であるが、  
※は往路同様の順番

## 2 区域乗合型の変更

### (1) 「津山・天童原区域」の系統名変更について

令和4年度の見直しにおいて、乱川一丁目～四丁目及び北久野本一丁目～五丁目（北部地区）を路線乗合型から区域乗合型に変更し、既存の「津山・天童原区域」に追加して運行していた。天童原も北部地区に含まれることから、利用者に分かりやすいよう系統名を変更する。

現行 運行系統名	新 運行系統名
津山・天童原区域	北部・津山区域

### (2) 指定目的地の追加等（資料2：目的地一覧）

区域乗合型の指定目的地は、市内の駅や市役所などの主要施設、郵便局及び金融機関、スーパーなどの大型店、市内全ての医療機関や歯科医院、指定区域内の公民館や小中学校などである。

一般医療機関の開業や金融機関の統合などに伴い、区域乗合型4区域すべてにおいて4箇所を目的地を追加し、12箇所を目的地を削除する。

#### <追加>

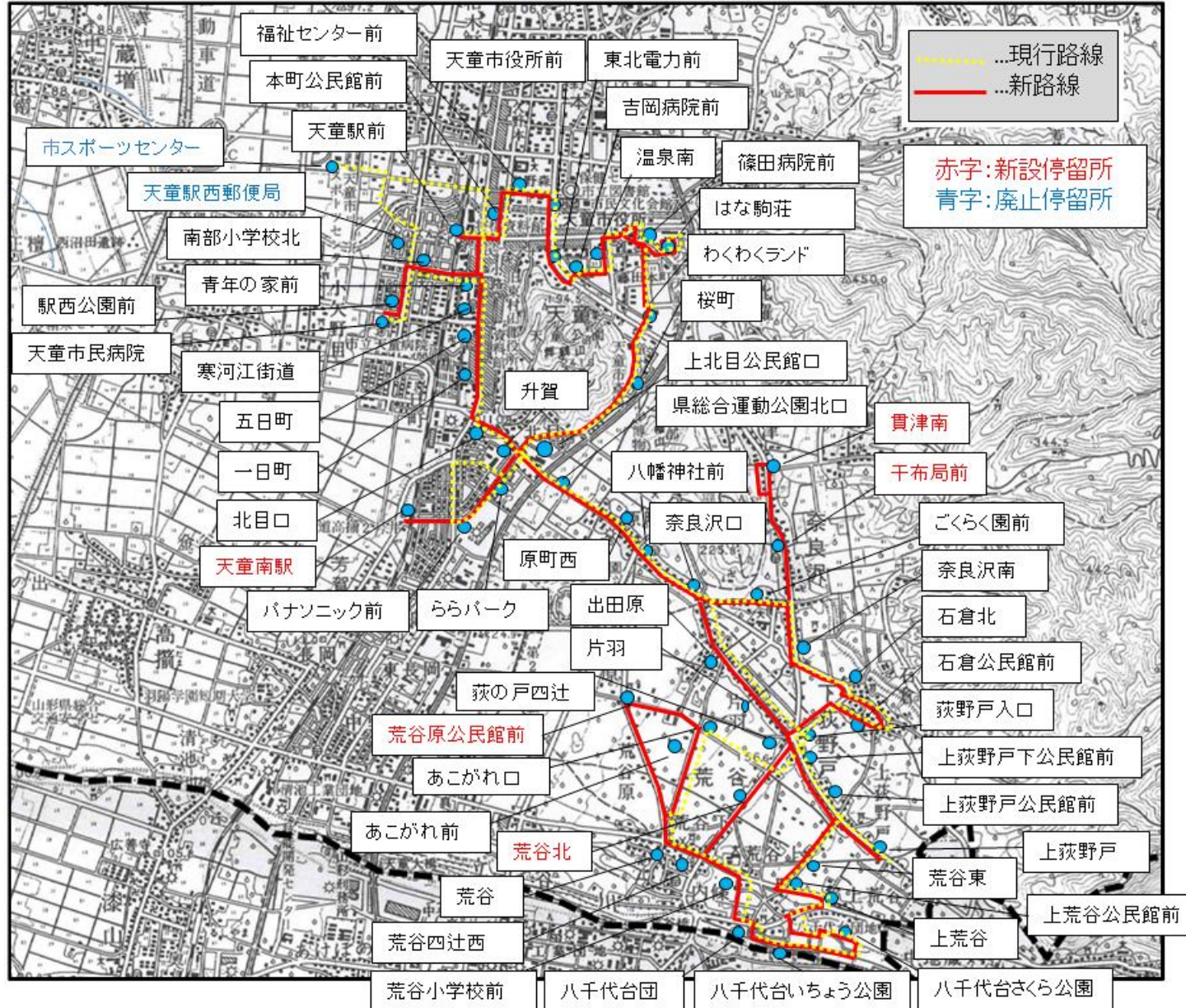
<b>■公共機関</b> (1箇所)
田麦野簡易郵便局
<b>■一般医療機関</b> (2箇所)
ミロク脳神経リハビリクリニック
みみ・はな・のど芳賀タウンクリニック
<b>■大型店</b> (1箇所)
クスリのアオキ中里店

#### <削除>

<b>■一般医療機関</b> (3箇所)
安部内科胃腸科医院（閉院）
塩野医院（閉院）
やまもと整形外科医院（閉院）
<b>■歯科医院</b> (2箇所)
大浪歯科医院（閉院）
奥山歯科医院（閉院）
<b>■金融機関</b> (7箇所)
天童市農業協同組合成生支所
天童市農業協同組合寺津支所
天童市農業協同組合津山支所
天童市農業協同組合山口支所
天童市農業協同組合高擡支所
天童市農業協同組合蔵増支所
天童市農業協同組合北部支所



### 荒谷・干布線 路線図



## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 東根市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<b>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</b>
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（東根市）</li> <li>・東根市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（東根市）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（東根市、事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（東根市）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（東根市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（東根市）</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（東根市、事業者）</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（東根市）</li> </ul>
<b>2. 運行システムの概要及び運送予定者</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付
<b>3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</b>
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の東根市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・東根市目標値（目標年度：R7） 県外2,700人、県内100人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の東根市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象システムを含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人</li> <li>・東根市の目標値（目標年度：R7） 1.1回／人（直近年度の実績28,659人）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の東根市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村の移動サービスに対する負担額</li> <li>地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績7,203万6千円）</li> <li>路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）</li> <li>コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）</li> </ul>

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績103万円）

・東根市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：19,460千円（直近年度の実績21,458千円）

デマンド交通：420千円（直近年度の実績677千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

路線名（国庫補助対象路線）	年間利用者数	収支率	東根市負担額
向原神町東根線	9,793人以上 （直近年度の実績 9,696人）	12.8%以上 （直近年度の実績 12.7%）	5,217千円 （直近年度の実績 5,270千円）
休石線	1,901人以上 （直近年度の実績 1,882人）	4.7%以上 （直近年度の実績 4.6%）	4,752千円 （直近年度の実績 4,800千円）
休石線（公立病院経由）	3,949人以上 （直近年度の実績 3,910人）	9.1%以上 （直近年度の実績 9.0%）	3,521千円 （直近年度の実績 3,557千円）
北部循環線	2,227人以上 （直近年度の実績 2,205人）	10.9%以上 （直近年度の実績 10.8%）	2,500千円 （直近年度の実績 2,525千円）
河北線	9,868人以上 （直近年度の実績 9,770人）	23.0%以上 （直近年度の実績 22.8%）	2,976千円 （直近年度の実績 3,006千円）
荷口神町東根線	396人以上 （直近年度の実績 392人）	2.7%以上 （直近年度の実績 2.6%）	1,361千円 （直近年度の実績 1,375千円）
中央循環東根線	295人以上 （直近年度の実績 292人）	3.4%以上 （直近年度の実績 3.3%）	916千円 （直近年度の実績 925千円）
デマンド型乗合タクシー	517人以上 （直近年度の実績 512人）	21.6%以上 （直近年度の実績 21.4%）	670千円 （直近年度の実績 677千円）
公立病院（大石田） 尾花沢線	14,968人以上 （直近年度の実績 14,968人）	30.6%以上 （直近年度の実績 34.0%）	449千円 （直近年度の実績 4008千円）

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、東根市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額



東根市から、運行事業者への負担金額については、運行費用（運行収入を含まない）すべての費用のうち、補助金を差し引いたもの（21,603千円）を運行事業者に東根市が負担するものとする。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
（1）事業の目標
※該当なし
（2）事業の効果
※該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和4年度> ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論 ・ 令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ・ 令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・ 令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議） （日付けは書面協議成立時） <令和5年度> ・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の （日付は書面協議成立時） 変更等について ・ 令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について （日付は書面協議成立時）

- ・令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について  
地域公共交通勉強会の開催
- ・令和6年3月 日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について  
（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和4年度>

- ・開催なし

<令和5年度>

- ・令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の  
（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）
- ・令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」  
（日付は書面報告日） の変更に係る報告について
- ・令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

○ 東根市地域公共交通会議

<令和4年度>

- ・令和4年5月：地域内フィーダー系統確保維持計画について（書面協議）
- ・令和4年6月：西川町乗合タクシー「月山ライナー」の運行について（書面協議）
- ・令和4年11月：東根市市民バス「河北線」の冬季間における一部変更について（書面協議）
- ・令和4年12月：令和5年度市民バス運行計画（案）について
- ・令和5年1月：地域内フィーダー系統自己評価について（書面協議）

<令和5年度>

- ・令和5年5月：地域内フィーダー系統確保維持計画について（書面協議）

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

<令和4年度>

- ・令和4年11月16日：市民バス検討部会  
令和5年度市民バス運行計画（案）について
- ・令和4年12月16日：バスシステム市民会議  
令和5年度市民バス運行計画（案）について

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により東根市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

### 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

### 12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

(2) 交通手段の検討状況

※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東根市中央一丁目1番1号

(所 属) 市民生活部生活環境課

(氏 名) 松 山 朋 美

(電 話) 0237-42-1111 (内線 2172)

(e-mail) [seikatsu@city.higashine.yamagata.jp](mailto:seikatsu@city.higashine.yamagata.jp)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東根市中央1丁目1番1号

(所 属) 東根市経済部商工観光課

(氏 名) 高 島 美 優

(電 話) 0237-42-1111 内線 3119

(e-mail) [kankou@city.higashine.yamagata.jp](mailto:kankou@city.higashine.yamagata.jp)



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)					
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)		
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(2) 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経 由)	向原	長瀬・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石長坂口	往 16.4km 復 17.7km	244日	488回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所で接続	③		
		(4) 休石線(公立病院経由)	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石長坂口	往 24.6km 復 25.9km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	244日	488回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.8km 復 21.2km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅で接続	③		
		(7) 荷口神町東根線	荷口	さくらんぼ東根駅	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	144日	144回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	100日	200回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(9) 公立病院(大石田)尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	239日	955回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	③
				(10) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪 野沢地域		往 km 復 km	194日	388回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)					
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)		
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(2) 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経 由)	向原	長瀬・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石長坂口	往 16.4km 復 17.7km	244日	488回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所で接続	③		
		(4) 休石線(公立病院経由)	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石長坂口	往 24.6km 復 25.9km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	244日	488回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.8km 復 21.2km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅で接続	③		
		(7) 荷口神町東根線	荷口	さくらんぼ東根駅	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	145日	145回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	99日	198回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(9) 公立病院(大石田)尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	240日	720回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	③
				(10) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪 野沢地域		往 km 復 km	193日	386回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)					
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)		
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	242日	242回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(2) 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経 由)	向原	長瀬・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	242日	121回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石長坂口	往 16.4km 復 17.7km	242日	484回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所で接続	③		
		(4) 休石線(公立病院経由)	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石長坂口	往 24.6km 復 25.9km	242日	242回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	242日	484回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.8km 復 21.2km	242日	242回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅で接続	③		
		(7) 荷口神町東根線	荷口	さくらんぼ東根駅	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	143日	143回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	99日	198回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③		
		東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(9) 公立病院(大石田)尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	238日	714回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	③
				(10) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪 野沢地域		往 km 復 km	194日	388回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③



## 2024.4.1ダイヤ改正

### 公立病院 → 尾花沢 (平日) ※土日祝運休

	公立病院	温泉北	新町南	新町	村山駅前	ふれあい広場前	切通し	二日町	楯岡中学校前	名取街道	湯沢口	北町	北町北	林崎	金谷	金谷工業団地口	本飯田入口	本飯田南	坂の上	袖崎学校前	袖崎農協前	土生田	
	10:00	10:01	10:02	10:03	10:05	10:06	10:06	10:06	10:07	10:08	10:08	10:10	10:11	10:12	10:13	10:14	10:16	10:17	10:18	10:19	10:19	10:21	
	12:30	12:31	12:32	12:33	12:35	12:36	12:36	12:36	12:37	12:38	12:38	12:40	12:41	12:42	12:43	12:44	12:46	12:47	12:48	12:49	12:49	12:51	
	16:05	16:06	16:07	16:08	16:10	16:11	16:11	16:11	16:12	16:13	16:13	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	16:21	16:22	16:23	16:24	16:24	16:26	

	土生田寺前	北島	追分	虹ヶ丘公園口	今宿	北今宿	東町口	大橋前	大石田役場前	大石田駅前	中通り	庚申町	北村山高校西	北村山高前	北村山高校東	住宅前	JA・おーばん前	サルナート	尾花沢市役所	尾花沢待合所	
	10:22	10:24	10:24	10:26	10:27	10:28	10:29	10:30	10:31	10:32	10:32	10:33	10:34	10:35	10:35	10:37	10:38	10:39	10:40	10:42	
	12:52	12:54	12:54	12:56	12:57	12:58	12:59	13:00	13:01	13:02	13:02	13:03	13:04	13:05	13:05	13:07	13:08	13:09	13:10	13:12	
	16:27	16:29	16:29	16:31	16:32	16:33	16:34	16:35	16:36	16:37	16:37	16:38	16:39	16:40	16:40	16:42	16:43	16:44	16:45	16:47	

## 2024.4.1ダイヤ改正

### 尾花沢 → 公立病院 (平日) ※土日祝運休

	尾花沢待合所	JA・おーばん前	サルナート	尾花沢市役所	住宅前	北村山高校東	北村山高前	北村山高校西	庚申町	中通り	大石田駅前	大石田役場前	大橋前	東町口	北今宿	今宿	虹ヶ丘公園口	追分	北島	土生田寺前	土生田	袖崎農協前	
	7:45	7:47	7:47	7:48	7:50	7:51	7:51	7:52	7:53	7:54	7:57	7:58	7:59	7:59	8:00	8:02	8:04	8:05	8:05	8:07	8:08	8:10	
	11:10	11:12	11:12	11:13	11:15	11:16	11:16	11:17	11:18	11:19	11:22	11:23	11:24	11:24	11:25	11:27	11:29	11:30	11:30	11:32	11:33	11:35	
	14:00	14:02	14:02	14:03	14:05	14:06	14:06	14:07	14:08	14:09	14:12	14:13	14:14	14:14	14:15	14:17	14:19	14:20	14:20	14:22	14:23	14:25	

	袖崎学校前	坂の上	本飯田南	本飯田入口	金谷工業団地口	金谷	林崎	北町北	北町	湯沢口	名取街道	楯岡中学校前	切通し	ふれあい広場前	村山駅前	新町	新町南	温泉北	公立病院	
	8:10	8:11	8:12	8:13	8:15	8:16	8:17	8:18	8:19	8:20	8:20	8:21	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27	
	11:35	11:36	11:37	11:38	11:40	11:41	11:42	11:43	11:44	11:45	11:45	11:46	11:46	11:47	11:48	11:49	11:50	11:51	11:52	
	14:25	14:26	14:27	14:28	14:30	14:31	14:32	14:33	14:34	14:35	14:35	14:36	14:36	14:37	14:38	14:39	14:40	14:41	14:42	

## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 西川町

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西川町地域公共交通活性化協議会における、町内交通ネットワークの課題に関する2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(西川町)</li> <li>・西川町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(西川町)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(西川町、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JPの作成・提供(西川町)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(西川町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発(事業者、西川町)</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(西川町、事業者)</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスやデマンド型乗合タクシーも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布(西川町)</li> <li>・路線バスやデマンド型乗合タクシーの具体的な利用例を示し、公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を行い公共交通の利用拡大を図る(西川町)</li> </ul>
2. 運行システムの概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の西川町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R6年度末) RESASの移動実態数値(本県への来訪者数等): 県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・西川町目標値(目標年度R6年度末) 県外607人、県内549人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標3の西川町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R6年度末) 市町村総合交付金対象路線・サービス(本計画対象システムを含む地域内交通ネットワーク全体)の人口あたりの乗車人員: 2.50回/人</li> <li>・西川町の目標値(目標年度R6年度末) 12.26回/人(直近年度の実績55,419人)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標4の西川町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R6年度末) 市町村の移動サービスに対する負担額 地域鉄道 : 7,203万6千円(直近年度の実績5,602万8千円)</li> </ul>

路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円)  
 コミュニティバス : 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円)  
 デマンド交通 : 1 億 5,000 万円 (直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円)  
 タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 0 円)

・西川町目標値 (目標年度 R6 年度末)

路線バス : 3,954 万円 (直近年度の実績 4,753 万円)  
 デマンド型乗合タクシー : 683 万円 (直近年度の実績 283 万円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

道の駅にしかわ寒河江駅線 他 町営路線バスの年間利用者数 : 55,032 人以上  
 (直近年度の実績 55,419 人)

町営路線バスの収支率 : 32.6%以上 (直近年度の実績 29.0%)

町営路線バスの町負担額 4,852 万円以下 (直近年度の実績 4,753 万円)

デマンド型乗合タクシーの年間利用者数 : 1,428 人以上 (直近年度の実績 281 人)

デマンド型乗合タクシーの収支率 : 3.79%以上 (直近年度の実績 0.6%)

デマンド型乗合タクシーの町負担額 858 万円以下 (直近年度の実績 283 万円)

○事業の効果

・上記路線及びデマンド型乗合タクシー運行区間の運用・維持することにより、町営路線バスの運行が無い集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線、デマンド型乗合タクシー運行区間のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、西川町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 683 万円のうち、西川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド型乗合タクシーへの上記西川町の補助金額も含めた「別紙 (山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する西川町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

#### 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

#### 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

該当なし



(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

## ○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会
<p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年6月27日(第1回): 地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論</li> <li>・ 令和4年9月21日(第2回): 地域間幹線系統の協議運賃についての議論(書面協議)(日付けは書面協議成立時)</li> <li>・ 令和5年1月27日(第3回): 令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論</li> <li>・ 令和5年3月30日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更について(書面協議)(日付けは書面協議成立時)</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年6月28日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について</li> <li>・ 令和5年10月31日(第2回): 地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の変更等について(日付は書面協議成立時)</li> <li>・ 令和5年12月8日(第3回): 山形県地域公共交通計画の改正について(日付は書面協議成立時)</li> <li>・ 令和6年1月30日(第4回): 令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催</li> <li>・ 令和6年3月 日(第5回): 山形県地域公共交通計画の変更等について(日付は書面協議成立時)</li> </ul>
○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(村山)
<p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催なし</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年5月30日: 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について(報告のみ)(日付は書面報告日)</li> <li>・ 令和5年7月20日: 「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」の変更に係る報告について(日付は書面報告日)</li> <li>・ 令和6年3月7日: 地域公共交通勉強会(地域別ワークショップ)の開催</li> </ul>
○ 西川町地域公共交通活性化協議会
<p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年9月29日: (書面協議): 町地域公共交通計画に基づき実施する事業報告</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年6月29日: (書面協議): デマンド型乗合タクシー事業計画の一部変更</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年8月28日：(書面協議)：道路運送法第79条の6の規定に基づく登録更新</li> <li>・令和5年11月30日：(書面協議)：道路運送法第79条の7の規定に基づく変更登録</li> </ul> <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年7月28日：対話会「路線バス・交通の対話会」の実施</li> <li>・令和4年11月7日：対話会「路線バス・交通の対話会（道の駅にしかわ寒河江駅線、羽前高松駅・県立病院線等通学路線）」の実施</li> </ul>
<b>10. 利用者等の意見の反映状況</b>
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により西川町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、西川町地域公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、運行业者からの状況聞き取り、区長・町内会長等との意見交換等から利用者の意見を把握し、施策の反映につなげている。</p> <p>さらに、全年齢層の町民を対象に対話会を2回開催し、町営路線バスのダイヤ改正、デマンド型乗合タクシーの増便など買い物や通院・通学等、利便性向上のため町民ニーズベースの施策を実施している。</p>
<b>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
<b>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要</b> 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県西村山郡西川町大字海味 510 番地

(所 属) 町民税務課生活環境係

(氏 名) 奥山 有美

(電 話) 0237-74-4118

(e-mail) [seikatu@town.yamagata-nishikawa.lg.jp](mailto:seikatu@town.yamagata-nishikawa.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西川町	月山観光タクシー(株)	大井沢ルート (1) (大井沢、本道寺、 月岡、水沢、綱取)		西川町内		往 km 復 km	242日	363回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	小山ルート (2) (小山、入間、沼山、 原)		西川町内		往 km 復 km	242日	363回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	岩根沢・小沼ルート (3) (岩根沢、小沼)		西川町内		往 km 復 km	242日	363回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	東部エリア (4) (睦合、吉川、海味、間 沢、道の駅にしかわ)		西川町内		往 km 復 km	242日	242回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西川町	月山観光タクシー(株)	大井沢ルート (1) (大井沢、本道寺、 月岡、水沢、綱取)		西川町内		往 km 復 km	242日	363回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	小山ルート (2) (小山、入間、沼山、 原)		西川町内		往 km 復 km	242日	363回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	岩根沢・小沼ルート (3) (岩根沢、小沼)		西川町内		往 km 復 km	242日	363回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	東部エリア (4) (睦合、吉川、海味、間 沢、道の駅にしかわ)		西川町内		往 km 復 km	242日	242回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
			(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西川町	月山観光タクシー(株)	大井沢ルート (1) (大井沢、本道寺、 月岡、水沢、綱取)		西川町内		往 km 復 km	242日	363回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	小山ルート (2) (小山、入間、沼山、 原)		西川町内		往 km 復 km	242日	363回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	岩根沢・小沼ルート (3) (岩根沢、小沼)		西川町内		往 km 復 km	242日	363回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	東部エリア (4) (睦合、吉川、海味、間 沢、道の駅にしかわ)		西川町内		往 km 復 km	242日	242回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
			(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：大江町

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<b>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</b>
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(大江町)</li> <li>・大江町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(大江町)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(大江町、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(大江町)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(大江町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入された交通系ICカードについて、住民や来訪者への普及啓発(事業者、大江町)</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(大江町、事業者)</li> <li>・地域間交通ネットワークと町内交通との乗換拠点となる左沢駅の整備の検討(大江町)</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道や路線バスも含めた公共交通時刻表の作成・町内全戸配布(大江町)</li> </ul>
<b>2. 運行システムの概要及び運送予定者</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付
<b>3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</b>
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の大江町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R7) RESASの移動実態数値(本県への来訪者数等): 県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・大江町目標値(目標年度R7) 県外250人、県内1,500人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標3の大江町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R7) 市町村総合交付金対象路線・サービス(本計画対象システムを含む地域内交通ネットワーク全体)の人口あたりの乗車人員: 2.50回/人</li> <li>・大江町の目標値(目標年度R7) 2.50回/人(直近年度の実績16,482人)</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標4の大江町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値(目標年度R7) 市町村の移動サービスに対する負担額</li> <li>地域鉄道 : 7,203万6千円(直近年度の実績5,602万8千円)</li> <li>路線バス : 4億6,000万円(直近年度の実績4億7,553万4千円)</li> <li>コミュニティバス : 4億4,000万円(直近年度の実績5億3,331万4千円)</li> <li>デマンド交通 : 1億5,000万円(直近年度の実績2億4,033万9千円)</li> </ul>



タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 3,000 千円円)

・大江町目標値 (目標年度 R7)

路線バス : 13,000 千円 (直近年度の実績 13,160 千円)

デマンド交通 : 6,100 千円 (直近年度の実績 6,142 千円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

- ・大江町営バス柳川線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 13,500 人以上 (直近年度の実績 13,082 人)
- ・大江町営バス柳川線の収支率 : 7.0%以上 (直近年度の実績 6.9%)
- ・大江町営バス柳川線への大江町負担額 13,000 千円 (直近年度の実績 13,103 千円)
- ・大江町乗り合いタクシー (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 3,500 人以上 (直近年度の実績 3,400 人)
- ・大江町乗り合いタクシーの収支率 : 7.0%以上 (直近年度の実績 6.8%)
- ・大江町乗り合いタクシーへの大江町負担額 6,400 千円 (直近年度の実績 6,462 千円)

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、大江町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町営バス柳川線について、その運行に係る費用総額 14,080 千円 (見込み) のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町営バス柳川線への上記の委託料を含めた「別紙 (山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町乗り合いタクシーについて、その運行に係る費用総額 7,200 千円 (見込み) のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町乗り合いタクシーへの上記の委託料を含めた「別紙 (山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

## ○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年6月27日(第1回): 地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論</li> <li>・ 令和4年9月21日(第2回): 地域間幹線系統の協議運賃についての議論(書面協議) (日付けは書面協議成立時)</li> <li>・ 令和5年1月27日(第3回): 令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論</li> <li>・ 令和5年3月30日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更について(書面協議) (日付けは書面協議成立時)</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年6月28日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について</li> <li>・ 令和5年10月31日(第2回): 地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の (日付は書面協議成立時) 変更等について</li> <li>・ 令和5年12月8日(第3回): 山形県地域公共交通計画の改正について (日付は書面協議成立時)</li> <li>・ 令和6年1月30日(第4回): 令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業 評価等について 地域公共交通勉強会の開催</li> </ul>

- ・令和6年3月 日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和4年度>

- ・開催なし

<令和5年度>

- ・令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）  
（日付は書面報告日）
- ・令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」  
（日付は書面報告日） の変更に係る報告について
- ・令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

○ 大江町地域公共交通会議

<令和4年度>

- ・令和4年7月15日（第1回）：大江町乗り合いタクシーモニター試験運行についての協議
- ・令和4年10月31日（第2回）：大江町営バス路線柳川線の経路変更についての協議
- ・令和4年12月20日（第3回）：大江町乗り合いタクシー運行事業に係る設定区域の改正についての協議
- ・令和5年2月28日（第4回）：山交バス路線「寒河江～宮宿線」に係る日祝便運休についての協議  
大江町営バスに係る経路変更についての協議  
大江町営バスに係るダイヤ改正についての協議

<令和5年度>

- ・令和5年7月28日（第1回）：自家用有償旅客運送に係る登録期限の更新についての協議
- ・令和6年1月17日（第2回）：山交バス路線「寒河江～宮宿線」の土曜日全便減便についての協議  
山交バス路線「寒河江～宮宿線」、「宮宿～寒河江～谷地線」の運賃改定についての協議

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により大江町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

### 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

### 12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

#### （1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

#### （2）交通手段の検討状況

該当なし



【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 大江町大字左沢 882-1

(所属) 大江町政策推進課

(氏名) 清野 翔太

(電話) 0237-62-2118

(e-mail) [seinos@town.oe.lg.jp](mailto:seinos@town.oe.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往21.0km 復20.8km	363日	2,300.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系 統山交バス寒河江・宮 宿線と左沢駅で接続	③
	(有)朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往 km 復 km	363日	2,178回			区域	①	補助対象地域間幹線系 統山交バス寒河江・宮 宿線と左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往21.0km 復20.8km	362日	2294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系 統山交バス寒河江・宮 宿線と左沢駅で接続	③
	未定	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往 km 復 km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線系 統山交バス寒河江・宮 宿線と左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往21.0km 復20.8km	362日	2294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系 統山交バス寒河江・宮 宿線と左沢駅で接続	③
	未定	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往 km 復 km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線系 統山交バス寒河江・宮 宿線と左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 飯豊町

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>○山形県地域公共交通計画〈施策・事業3-2-1〉地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証・及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（飯豊町）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画〈施策・事業1-1-1〉〈1-2-1〉によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、G T F S - J P等のデータを適時適切に提供できるよう検討する。（飯豊町、めざみ交通(株)）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・G T F S - J P（G T F S - R T）の作成・提供の検討（飯豊町）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の〈施策・事業3-1-1〉に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る（飯豊町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の〈施策・事業2-1-1〉によって導入される交通系I Cカードについて、市民や来訪者への普及啓発（めざみ交通(株)、飯豊町）</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系I Cカードの導入の検討（飯豊町、めざみ交通(株)）</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利用形態検証やニーズなどを把握し改善を図る。</li> </ul>
2. 運行系統の概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の飯豊町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度R7年度末）</li> </ul> <p>R E S A Sの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯豊町目標値（目標年度R7年度末）</li> </ul> <p>県外400人、県内1,000人</p> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標3の飯豊町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度R7年度末）</li> </ul> <p>市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口当たりの乗車人員：2.50回/人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯豊町の目標数値（目標年度R7年度末）</li> </ul> <p>1.5回/人（直近年度の実績8,401人）</p> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標4の飯豊町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度R7年度末）</li> </ul> <p>市町村の移動サービスに対する負担額</p> <p>地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）</p> <p>路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）</p> <p>コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）</p> <p>デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）</p> <p>タクシー：1億円（直近年度の実績3,000千円）</p>

・飯豊町の目標値（目標年度R7年度末）	
16,000,000円（直近年度の実績 23,259,000円）	
○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）	
飯豊長井線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,000人以上（直近年度の実績 5,348人）	
中津川線	：300人以上（直近年度の実績 278人）
まち巡回線	：3,300人以上（直近年度の実績 2,775人）
飯豊長井線の収支率：24.5%以上（直近年度の実績 15.3%）	
中津川線	：24.5%以上（直近年度の実績 15.3%）
まち巡回線	：24.5%以上（直近年度の実績 15.3%）
飯豊長井線への飯豊町負担額：10,701千円（直近年度の実績 13,124千円）	
中津川線	：1,704千円（直近年度の実績 2,089千円）
まち巡回線	：3,595千円（直近年度の実績 4,532千円）
○事業の効果	
・上記路線を維持することにより、町内全域、特に中津川集落の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。	
○上記目標・細目標の評価手法・測定方法	
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、飯豊町運行委員会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。	

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る飯豊長井線、中津川線、まち巡回線について、その運行に係る費用総額 27,004 千円のうち、飯豊町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、飯豊長井線、中津川線、まち巡回線への上記飯豊町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する飯豊町の負担については、山形県市町村総合交付金要綱に基づき、一定額を県が負担する。

#### ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性
<b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
<b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
<b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし



## 8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

### ○その他申請に関する事項

#### 9. 協議会の開催状況と主な議論

##### ○山形県地域公共交通活性化協議会

###### <令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）  
（日付けは書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）  
（日付けは書面協議成立時）

###### <令和5年度>

- ・令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の  
（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について  
（日付は書面協議成立時）
- ・令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業  
評価等について  
地域公共交通勉強会の開催
- ・令和6年3月 日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について  
（日付は書面協議成立時）

##### ○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

###### <令和4年度>

- ・令和4年7月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の  
（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）

###### <令和5年度>

- ・令和5年11月29日：山形鉄道フラワー長井線の地域公共交通再構築事業の活用  
（日付は書面協議成立時） に向けた山形県地域公共交通計画の変更に係る協議について
- ・令和6年2月28日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

##### ○飯豊町地域公共交通会議

###### <令和5年度>

- ・令和6年2月22日（第1回）：飯豊町デマンド交通システム「ほほえみカー」の  
運行ダイヤ、運賃等の変更について

#### 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により飯豊町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

飯豊町ではデマンド交通の利用者の意見や要望について、委託先である社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会と情報を共有し、その都度、迅速に対応している。また、運行委員会において、課題などを客観的に協議し、よりよい運行ができるよう事業へ反映している。

<b>1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
<b>1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</b>
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

(所 属) 飯豊町住民課生活環境室

(氏 名) 遠藤 貴幸

(電 話) 0238-87-0514

(e-mail) i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯豊町	めざま交通株式会社	(1) 飯豊長井線		まちエリア ⇄町外エ リア		往 km 復 km	238日	2024回			区域運行	②(1)	【フラワー長井線】今泉駅・ 長井南駅・長井駅 などと 接続	③
	めざま交通株式会社	(2) 中津川線		まちエリア ⇄中津川 エリア⇄ 町外エリ ア		往 km 復 km	238日	952回			区域運行	②(1)	【フラワー長井線】今泉駅・ 長井南駅・長井駅 などと 接続	③
	めざま交通株式会社	(3) まち巡回線		まちエリア		往 km 復 km	238日	2496回			区域運行	②(1)	【フラワー長井線】今泉駅・ 長井南駅・長井駅 などと 接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯豊町	めざま交通株式会社	(1) 飯豊長井線		まちエリア ⇄町外エ リア		往 km 復 km	239日	3108回			区域運行	②(1)	【フラワー長井線】今泉駅・ 長井南駅・長井駅 などと 接続	③
	めざま交通株式会社	(2) 中津川線		まちエリア ⇄中津川 エリア⇄ 町外エリ		往 km 復 km	239日	1434回			区域運行	②(1)	【フラワー長井線】今泉駅・ 長井南駅・長井駅 などと 接続	③
	めざま交通株式会社	(3) まち巡回線		まちエリア		往 km 復 km	239日	2390回			区域運行	②(1)	【フラワー長井線】今泉駅・ 長井南駅・長井駅 などと 接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯豊町	めざま交通株式会社	(1) 飯豊長井線		まちエリア ⇄町外エ リア		往 km 復 km	237日	3082回			区域運行	②(1)	【フラワー長井線】今泉駅・ 長井南駅・長井駅 などと 接続	③
	めざま交通株式会社	(2) 中津川線		まちエリア ⇄中津川 エリア⇄ 町外エリ		往 km 復 km	237日	1422回			区域運行	②(1)	【フラワー長井線】今泉駅・ 長井南駅・長井駅 などと 接続	③
	めざま交通株式会社	(3) まち巡回線		まちエリア		往 km 復 km	237日	2370回			区域運行	②(1)	【フラワー長井線】今泉駅・ 長井南駅・長井駅 などと 接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

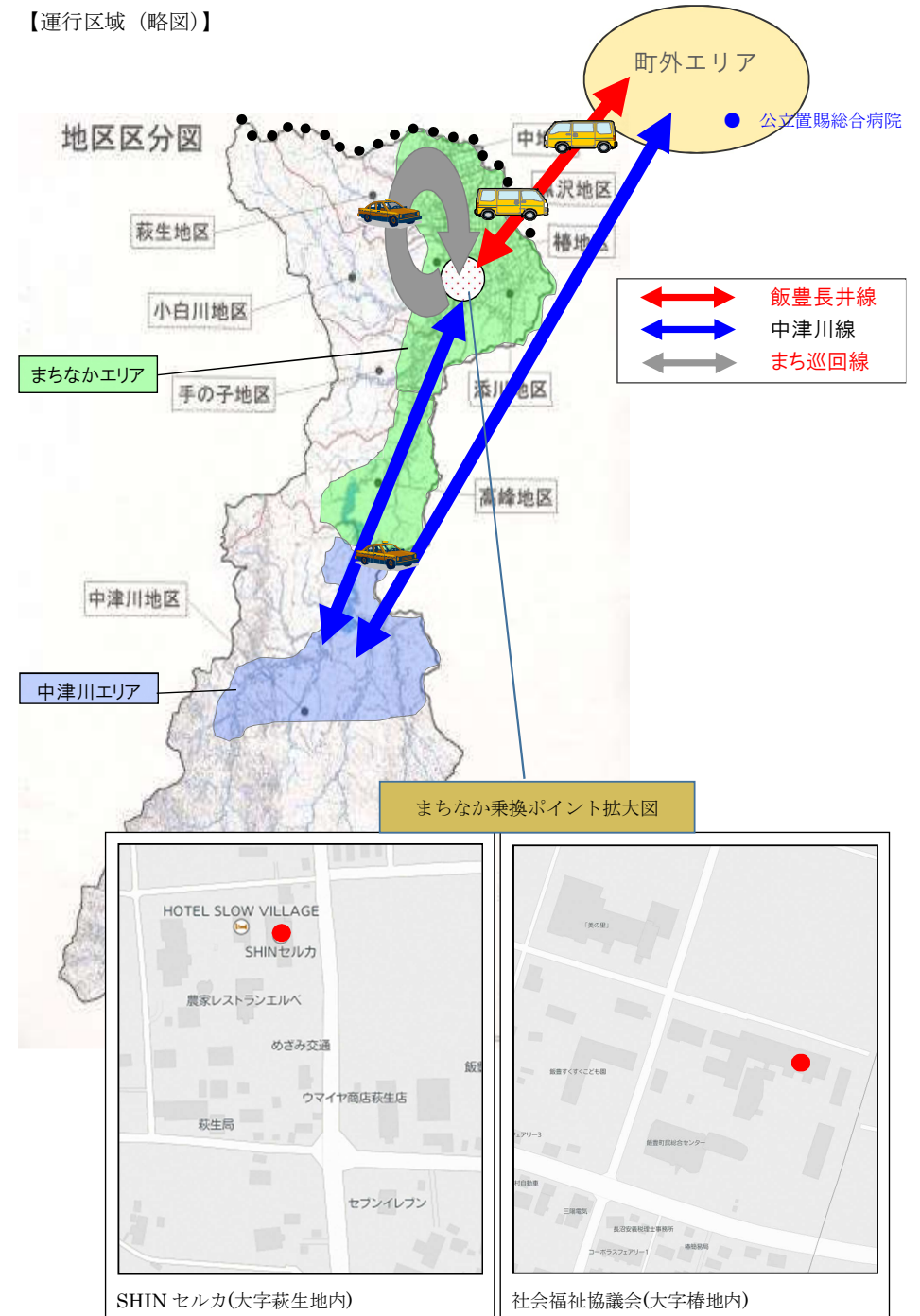
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 路線（運行区域）図（R6.4.1～）

### (1) 運送の区間

番号	区間の名称	区間（発地、経由地、着地）
1	飯豊長井線	町外エリア①（長井市指定区域及び特別ポイント※） ⇔ まちなかエリア（中津川エリア以外の町内全域） ※特別ポイントに川西町の公立置賜総合病院及びびなないろ薬局を含む②
2	中津川線	町外エリア①（長井市指定区域及び特別ポイント※） ⇔ 中津川エリア（町内中津川地区） ⇔ まちなかエリア（中津川エリア以外の町内全域） ※特別ポイントに川西町の公立置賜総合病院及びびなないろ薬局を含む②
3	まち巡回線	まちなかエリア ⇔ まちなかエリア （中津川エリアを除く町内を循環）

### 【運行区域（略図）】





## ①町外エリア



町外エリアは  
で囲まれたエリア内であれば  
どこでも乗り降りすることが  
できる。  
また、★の特別ポイント  
でも乗り降りすることができ  
ます。

特別ポイント

- ①前山耳鼻咽喉クリニック
- ②佐藤接骨院
- ③今泉駅・齋藤医院
- ④公立置賜総合病院、  
なないろ薬局(川西町)

## ②公立置賜総合病院、なないろ薬局



時刻表

令和6年3月31日まで

(1)飯豊長井線

まちエリア発	長井エリア発
8:00	
9:00	9:00
10:00	10:00
	11:00
	12:15
13:15	13:15
14:15	14:15
	15:15
	16:00※

※飯豊長井線と混乗

(2)中津川線

中津川エリア発	樺地区(乗換エリア)発
7:30	9:45(まち)
9:15	12:30(町外)
12:00	
13:30	16:00(町外)※

※飯豊長井線と混乗

(3)まちエリア線

まちエリア⇄まちエリア
8:00～11:30
13:00～15:30
エリア内30分間隔で循環

令和6年4月1日から

(1)飯豊長井線

まちエリア発	町外エリア発
8:00	
9:00	9:00
10:00	10:00
11:00	11:00
	12:00
13:00	
14:00	14:00
	15:00
	16:00※

※飯豊長井線と混乗

(2)中津川線

中津川エリア発 (括弧内先行)	まちエリア・町外エリ ア発(括弧内発地)
8:15(町外)	9:45(まち)
10:30(まち)	12:30(町外)
13:30(まち)	16:00(町外)※

※飯豊長井線と混乗

(3)まち巡回線

まちエリア⇄まちエリア
8:00～11:45
13:30～15:45
エリア内45分間隔で循環

料金表

令和6年3月31日まで

	中津川地区	西部地区 白樺地区	東部地区 中部地区	長井エリア 置賜病院
中津川地区	400円	400円	600円	800円
西部地区 白樺地区	400円	400円	400円	600円
東部地区 中部地区	600円	400円	400円	600円
長井エリア 置賜病院	800円	600円	600円	利用不可

令和6年4月1日から

	中津川地区	西部地区 白樺地区	東部地区 中部地区	町外エリア
中津川地区	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	600円 <small>(乗換時は500円)</small>
西部地区 白樺地区	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>400円</u>
東部地区 中部地区	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>400円</u>
町外エリア	600円 <small>(乗換の場合は500円)</small>	<u>400円</u>	<u>400円</u>	利用不可

## 令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 庄内町

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（庄内町）</li> <li>・庄内町外に影響する公共交通の検討・協議（庄内町）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（庄内町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（庄内町）</li> <li>・本町作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（庄内町）</li> <li>・スクールバスや病院送迎バス等、市内輸送手段のGTFS-JPの作成・提供（庄内町、事業者）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（庄内町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、庄内町）</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（庄内町、事業者）</li> <li>・地域間交通ネットワークと市内交通との乗換拠点となる余目駅の整備（庄内町）</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治会や老人クラブ等で勉強会を実施するなど、サービスの周知と利用促進を呼びかける（庄内町）</li> </ul>
2. 運行システムの概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の庄内町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・庄内町目標値（目標年度：R7） 県外808人、県内3,615人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の庄内町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象システムを含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人</li> <li>・庄内町の目標値（目標年度：R7） 0.1回／人（直近年度の実績0.04人）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の庄内町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村の移動サービスに対する負担額</li> </ul>



地域鉄道 : 7,203万6千円 (直近年度の実績7,203万6千円)  
路線バス : 4億6,000万円 (直近年度の実績4億7,553万4千円)  
コミュニティバス : 4億4,000万円 (直近年度の実績5億3,331万4千円)  
デマンド交通 : 1億5,000万円 (直近年度の実績2億4,033万9千円)  
タクシー : 1億円 (直近年度の実績103万円)

・庄内町目標値 (目標年度:R7)

(当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載)

路線バス : 31,013円 (直近年度の実績29,867円)

デマンド交通 : 11,411円 (直近年度の実績5,666円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

(1) 立谷沢余目線 (中村経由)

年間利用者数 : 230人以上 (直近年度の実績180人)

収支率 : 0.9%以上 (直近年度の実績0.96%)

庄内町負担額3,820千円 (直近年度の実績4,280千円)

(2) 立谷沢余目線 (鉢子経由)

年間利用者数 : 620人以上 (直近年度の実績336人)

収支率 : 0.9%以上 (直近年度の実績0.96%)

庄内町負担額10,329千円 (直近年度の実績8,012千円)

(3) 小出新田循環線

年間利用者数 : 34人以上 (直近年度の実績70人)

収支率 : 0.2%以上 (直近年度の実績0.22%)

庄内町負担額2,527千円 (直近年度の実績2,738千円)

(4) 家根合循環線

年間利用者数 : 40人以上 (直近年度の実績34人)

収支率 : 0.2%以上 (直近年度の実績0.22%)

庄内町負担額2,930千円 (直近年度の実績3,222千円)

(5) 狩川循環線

年間利用者数 : 41人以上 (直近年度の実績11人)

収支率 : 0.2%以上 (直近年度の実績0.20%)

庄内町負担額3,068千円 (直近年度の実績2,944千円)

(6) 平岡循環線

年間利用者数 : 16人以上 (直近年度の実績26人)

収支率 : 0.1%以上 (直近年度の実績0.20%)

の庄内町負担額2,343千円 (直近年度の実績2,512千円)

(7) 中心市街地循環線

年間利用者数 : 250人以上 (直近年度の実績103人)

収支率 : 0.3%以上 (直近年度の実績0.30%)

庄内町負担額5,996千円 (直近年度の実績6,159千円)

(8) 三ヶ沢狩川線

年間利用者数 : 22人以上 (直近年度の実績2人)

収支率 : 0.1%以上 (直近年度の実績0.0%)

庄内町負担額3,227千円 (直近年度の実績2,850千円)

(9) 出河原狩川線

年間利用者数 : 8人以上 (直近年度の実績0人)

収支率 : 0.05%以上 (直近年度の実績0.0%)

庄内町負担額2,164千円 (直近年度の実績1,957千円)

(10) 余目酒田線（新設 R4.8～）

年間利用者数：1,500人以上（直近年度の実績238人）

収支率：14%以上（新設）（直近年度の実績18.7%）

庄内町負担額4,515千円（直近年度の実績530千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRE S A Sの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、庄内町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 35,433 千円のうち、庄内町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記庄内町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する庄内町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

#### ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

#### 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

#### 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

##### （1）事業の目標

該当なし

##### （2）事業の効果

該当なし

#### 7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

#### 8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

## ○山形県地域公共交通活性化協議会

## &lt;令和4年度&gt;

- ・令和4年6月27日(第1回): 地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・令和4年9月21日(第2回): 地域間幹線系統の協議運賃についての議論(書面協議)  
(日付けは書面協議成立時)
- ・令和5年1月27日(第3回): 令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業  
評価についての議論
- ・令和5年3月30日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更について(書面協議)  
(日付けは書面協議成立時)

## &lt;令和5年度&gt;

- ・令和5年6月28日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和5年10月31日(第2回): 地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の  
(日付は書面協議成立時) 変更等について
- ・令和5年12月8日(第3回): 山形県地域公共交通計画の改正について  
(日付は書面協議成立時)
- ・令和6年1月30日(第4回): 令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業  
評価等について  
地域公共交通勉強会の開催
- ・令和6年3月 日(第5回): 山形県地域公共交通計画の変更等について  
(日付は書面協議成立時)

## ○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(庄内)

## &lt;令和4年度&gt;

- ・令和4年7月19日: 地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通  
(日付は書面協議成立時) 確保維持事業の詳細の変更について
- ・令和4年8月30日: 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の  
(日付は書面協議成立時) 詳細の変更について
- ・令和4年12月23日: 地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通  
(日付は書面協議成立時) 確保維持事業の詳細の変更について

## &lt;令和5年度&gt;

- ・令和5年7月12日: 「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」  
(日付は書面報告日) の変更に係る報告について
- ・令和6年2月15日: 地域公共交通勉強会(地域別ワークショップ)の開催

## ○庄内町地域公共交通会議

## &lt;令和4年度&gt;

- ・令和5年2月14日(書面協議)
  - ・庄内町立中学校の生徒の部活動及びクラブ活動への参加に係る庄内町営バス並びに庄  
内町デマンドタクシー三ヶ沢狩川線及び出川原狩川線の使用料の額を無料とする。
  - ・路線キロ数の変更

## &lt;令和5年度&gt;

- ・令和5年8月30日(第1回)(書面協議)  
町営バス自家用有償旅客運送の更新登録についての議論(書面協議)
- ・令和6年2月8日(第2回)
  - (1) 停留所の名称の変更
  - (2) 町営バスの運行経路及び時刻表の変更
  - (3) 庄内交通路線バス「鶴岡-清川線」運行日及び時刻表変更

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局(山形県)により庄内町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。



本町では、地域公共交通会議の会議録を町ホームページで公開し、提供された意見については、施策の反映につなげている。
<b>1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
<b>1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要</b> <b>【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</b>
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

---

(住 所) 庄内町余目字町 132-1

---

(所 属) 企画情報課まちづくり係

---

(氏 名) 清野 恭広

---

(電 話) 0234-42-0162

---

(e-mail) machizukuri@town.shonai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線 (中村経由)	北月山荘	中村地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往39.0km 復41.2km	155日	385.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線 (鉢子経由)	北月山荘	鉢子地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往42.8km 復41.0km	362日	637.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	142日	284回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	142日	71回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	142日	284回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	142日	71回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	152日	304回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	152日	76回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	152日	304回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	152日	76回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 9.5km	294日	2,352回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ヶ沢狩川線	三ヶ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	245日	685回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	245日	422回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限公司	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	245日	492回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補 助対象地域間幹線系 統庄交鶴岡酒田線と 接続	③

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
庄内町		(1) 立谷沢余目線 (中村経由)	北月山荘	中村地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往39.0km 復41.2km	155日	385.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(2) 立谷沢余目線 (鉢子経由)	北月山荘	鉢子地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往42.8km 復41.0km	362日	637.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	142日	284回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	142日	71回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	142日	284回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	142日	71回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	152日	304回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	152日	76回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	152日	304回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	152日	76回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 9.5km	294日	2,352回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
有限会社立川タクシー		(12) 三ヶ沢狩川線	三ヶ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	245日	685回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
有限会社立川タクシー		(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	245日	422回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
余目タクシー有限公司		(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	245日	492回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補 助対象地域間幹線系 統庄交鶴岡酒田線と 接続	③



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特別 措置	運送 継続 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
庄内町		(1) 立谷沢余目線 (中村経由)	北月山荘	中村地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往39.0km 復41.2km	155日	385.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(2) 立谷沢余目線 (鉢子経由)	北月山荘	鉢子地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往42.8km 復41.0km	362日	637.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	142日	284回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	142日	71回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	142日	284回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	142日	71回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	152日	304回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	152日	76回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	152日	304回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	152日	76回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
庄内町		(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 9.5km	294日	2,352回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
有限会社立川タクシー		(12) 三ヶ沢狩川線	三ヶ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	245日	685回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
有限会社立川タクシー		(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	245日	422回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
余目タクシー有限公司		(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	245日	492回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補 助対象地域間幹線系 統庄交鶴岡酒田線と 接続	③

令和6年4月1日改正

ご利用  
案内

# 庄内町営バス

## 時刻表が変わります

主な改正内容についてお知らせします

### 停留所の名称変更

- ① カザミドリ前 ➤ 駅前商店街
- ② きらやか銀行 ➤ 旧きらやか銀行
- ③ 斎藤整形 ➤ 旧斎藤整形



### 幹線路線(立谷沢余目線)

- ① 兼古商店前にも停まります。
- ② JR余目駅からの乗継が便利になります。

### 時刻表一部抜粋(改正後)

停留所	1便	2便	3便
庄内町役場	8:16	11:44	15:44
常万	8:19	11:47	15:47
兼古商店前	8:20	11:48	15:48
余目駅前	8:21	-	-
駅前商店街	8:21	-	-
きらやか銀行	-	-	-
新余目支所・町湯	-	11:51	15:51
町農協	-	11:54	15:54
庄内総合高校	8:25	-	-
庄内余目病院	8:30	-	-
庄内町役場	8:35	11:55	15:55

停留所	1便	2便	3便
庄内町役場	9:00	13:00	16:20
庄内総合高校	-	-	16:24
町農協	9:01	13:01	16:27
新余目支所・町湯	9:04	13:04	16:30
余目駅前	9:07	13:07	16:33
兼古商店前	9:08	13:08	16:34
常万	9:11	13:11	16:37

### 循環路線

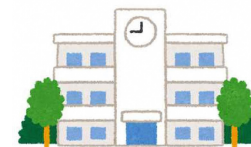
2便の出発時間が20分遅くなります。

### 時刻表一部抜粋(改正後)

路線名	停留所名	2便
1コース 常万・大和方面	庄内町役場 発	11:05
2コース 八榮里・栄方面	庄内町役場 発	11:05
3コース 吉岡・十六合・狩川方面	庄内町役場 発	11:05
4コース 堀野・第三学区方面	庄内町役場 発	11:05

### 中心市街地循環線

- ① 庄内総合高校にも停まります。
- ② JR余目駅からの乗継が便利になります。



2便の出発時間が20分遅くなります。

### 時刻表一部抜粋(改正後)

停留所	1便	2便	8便
庄内町役場	9:10	10:20	16:10
松蔵商店前	9:11	10:21	-
庄内余目病院	9:14	10:24	-
菅原医院	9:16	10:26	-
肉のもり前	9:17	10:27	-
庄内総合高校	-	-	16:13
旧斎藤整形	9:18	10:28	-
旧きらやか銀行	9:19	10:29	-
駅前商店街	9:20	10:30	-
余目駅前	9:22	10:32	16:17
兼古商店前	9:24	10:34	16:19
富樫接骨院	9:26	10:36	16:21
森田内科	9:28	10:38	16:23
新余目支所・町湯	9:31	10:41	16:26
マックスパリュ	9:34	10:44	16:29
ヤマザワ	9:36	10:46	16:31
うおぎん前	9:39	10:49	16:34
庄内余目病院	9:42	10:52	16:37
和光町	9:45	10:55	16:40
太田デンタル	9:47	10:57	16:42
町農協	9:49	10:59	16:44
庄内町役場	9:50	11:00	16:45
余目駅前	10:00	-	-
庄内総合高校	10:05	-	-
庄内町役場	10:10	-	-

8便は庄内総合高校前を除き、松蔵商店前～駅前商店街まで停車しなくなりますのでご注意ください。

今までどおり、循環路線の2便へ乗継ができます。

1便は庄内総合高校まで延長します。

### デマンドタクシー

停留所名の変更

- ① 三ヶ沢狩川線・出川原狩川線 奥山医院前 ➤ 旧奥山医院前
- ② 余目酒田線 きらやか銀行 ➤ 旧きらやか銀行

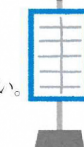


### その他

- ・今回の改正による料金の変更はありません。
- ・このチラシの内容は改正内容の一部です。詳しくは町HPや新しい時刻表をご覧ください。
- ・時刻表の配置場所  
庄内町役場・立川複合拠点施設・各まちづくりセンター・町営バス車内

### お問い合わせ

庄内町企画情報課まちづくり係 TEL 42-0162/FAX 42-0893

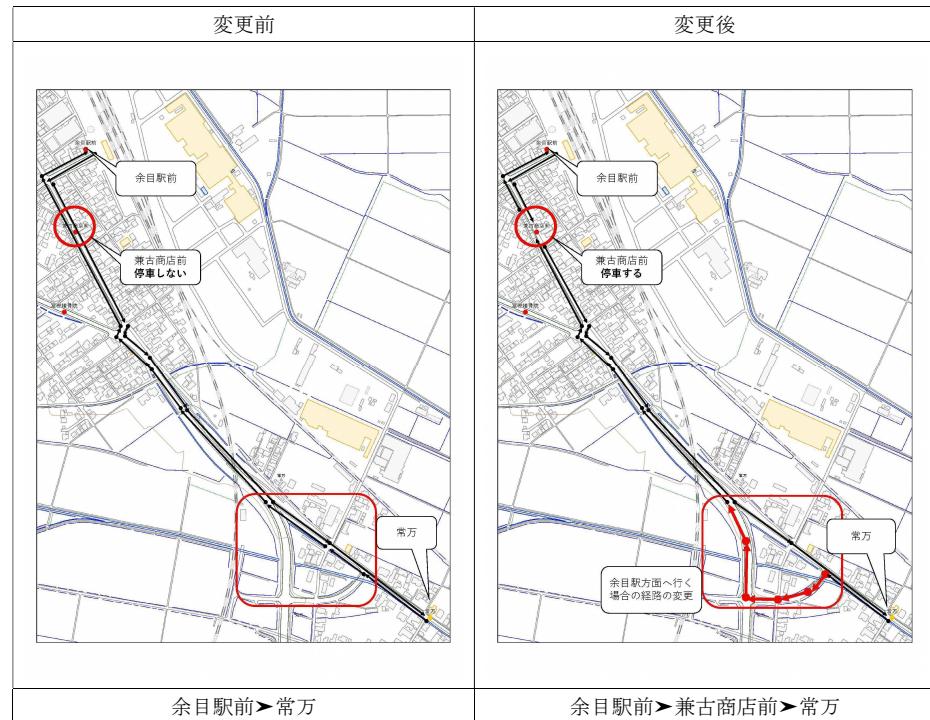






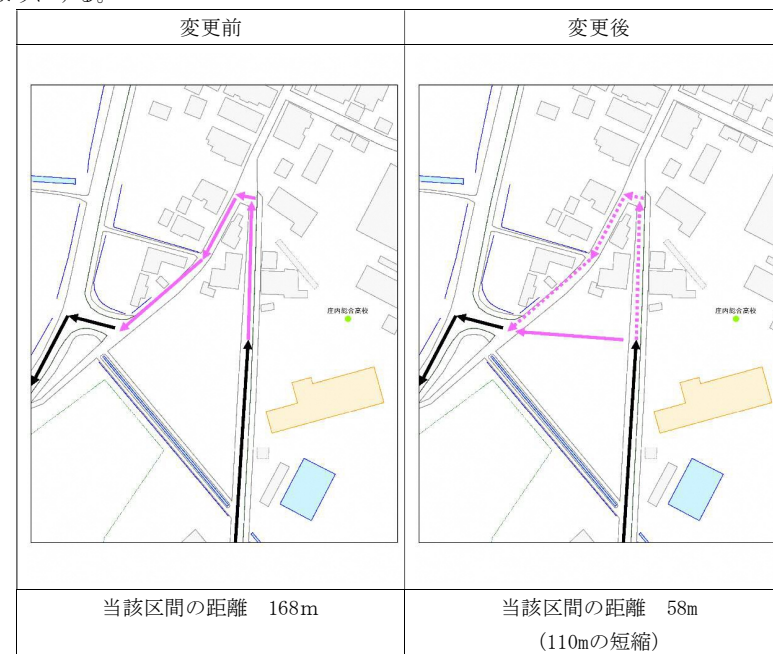
## 幹線路線（立谷沢余目線） 運行経路変更箇所

### ① 常万から余目駅方面への運行経路の変更



### ② 庄内総合高校—庄内余目病院間の経路の変更

町道茶屋町廿六木線道路改良工事により交差点が改良されたため急角度のT字路を通らないようにする。

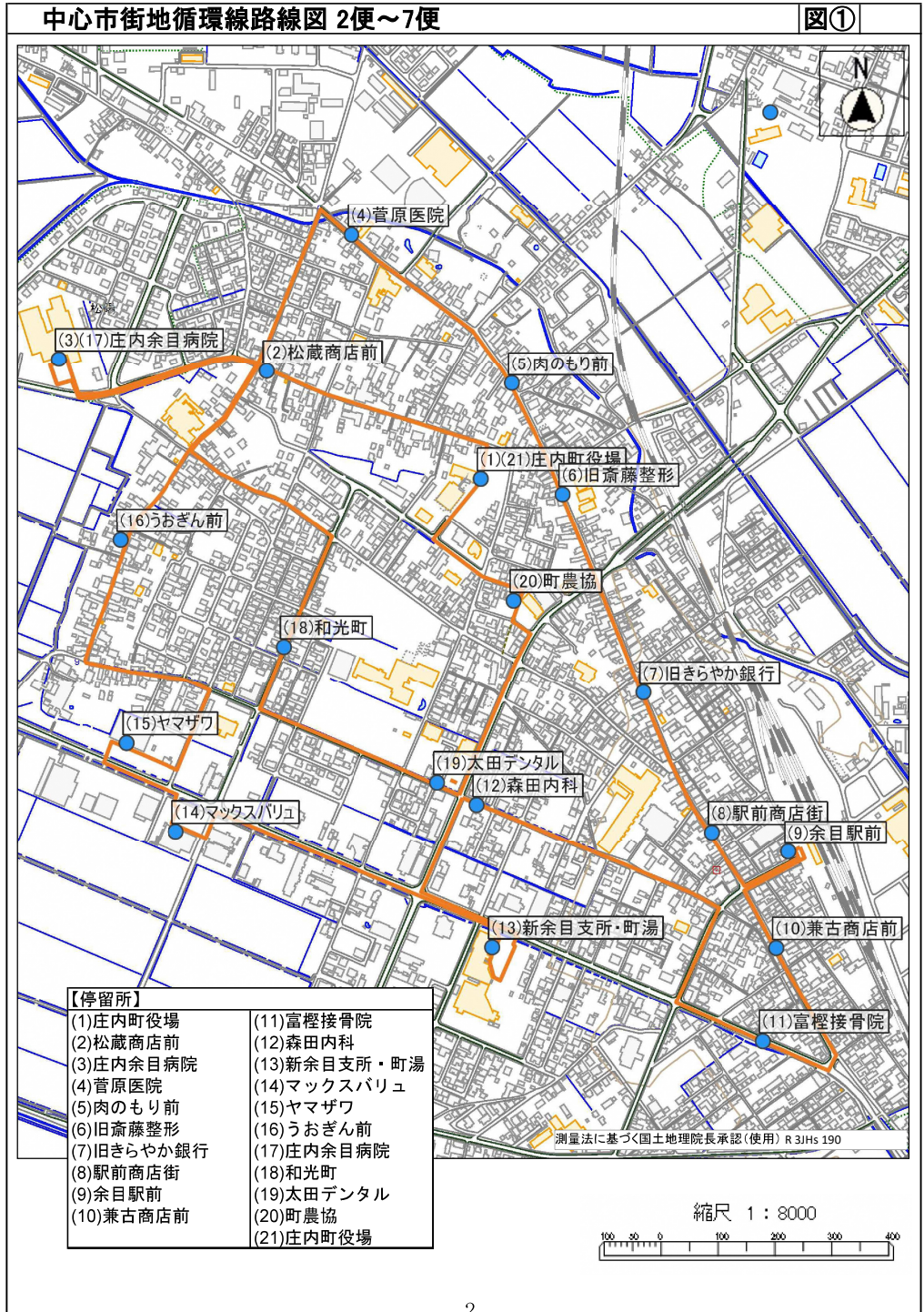


### 現場写真 2024/2/2





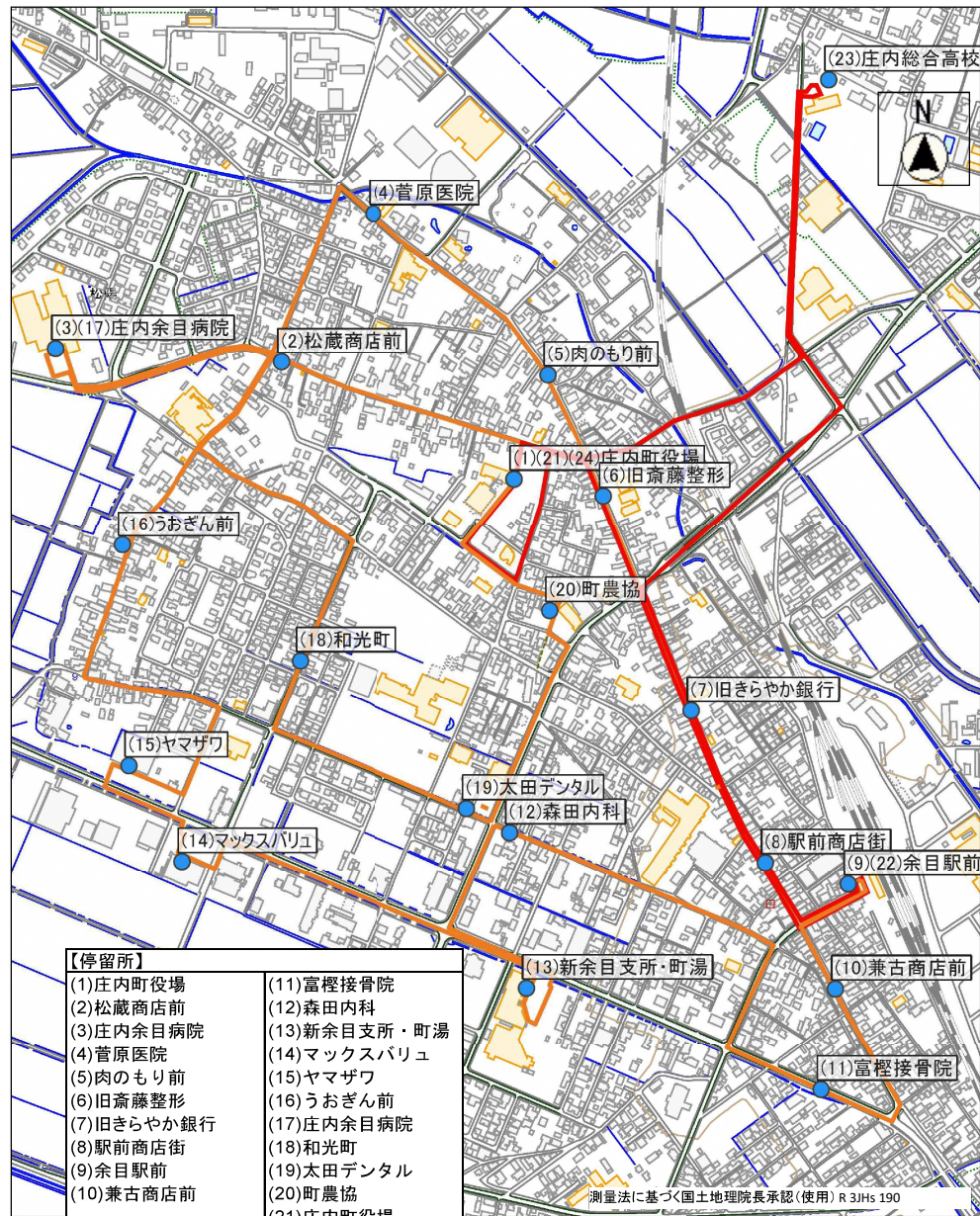
庄内町営バス		運休日：日曜日、国民の祝日・休日、 12月31日～1月5日				令和6年4月1日 改正(案)					
中心市街地循環線											
(庄内町役場 - 庄内余目病院 - 余目駅前 - 庄内町役場)											
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更無し	変更無し	変更無し	変更前	変更後		
	1便	1便	2便	2便	3便	4便	5便	6便	7便		
庄内町役場	9:10	9:10	10:00	10:20	11:20	12:10	13:40	14:30	15:20	16:10	16:10
松蔵商店前	9:11	9:11	10:01	10:21	11:21	12:11	13:41	14:31	15:21	16:11	-
庄内余目病院	9:14	9:14	10:04	10:24	11:24	12:14	13:44	14:34	15:24	16:14	-
菅原医院	9:16	9:16	10:06	10:26	11:26	12:16	13:46	14:36	15:26	16:16	-
肉のもり前	9:17	9:17	10:07	10:27	11:27	12:17	13:47	14:37	15:27	16:17	-
庄内総合高校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:13
旧斎藤整形	9:18	9:18	10:08	10:28	11:28	12:18	13:48	14:38	15:28	16:18	-
旧きらやか銀行	9:19	9:19	10:09	10:29	11:29	12:19	13:49	14:39	15:29	16:19	-
駅前商店街	9:20	9:20	10:10	10:30	11:30	12:20	13:50	14:40	15:30	16:20	-
余目駅前	9:22	9:22	10:12	10:32	11:32	12:22	13:52	14:42	15:32	16:22	16:17
兼古商店前	9:24	9:24	10:14	10:34	11:34	12:24	13:54	14:44	15:34	16:24	16:19
富樫接骨院	9:26	9:26	10:16	10:36	11:36	12:26	13:56	14:46	15:36	16:26	16:21
森田内科	9:28	9:28	10:18	10:38	11:38	12:28	13:58	14:48	15:38	16:28	16:23
新余目支所・湯町	9:31	9:31	10:21	10:41	11:41	12:31	14:01	14:51	15:41	16:31	16:26
マックスバリュ	9:34	9:34	10:24	10:44	11:44	12:34	14:04	14:54	15:44	16:34	16:29
ヤマザワ	9:36	9:36	10:26	10:46	11:46	12:36	14:06	14:56	15:46	16:36	16:31
うおぎん前	9:39	9:39	10:29	10:49	11:49	12:39	14:09	14:59	15:49	16:39	16:34
庄内余目病院	9:42	9:42	10:32	10:52	11:52	12:42	14:12	15:02	15:52	16:42	16:37
和光町	9:45	9:45	10:35	10:55	11:55	12:45	14:15	15:05	15:55	16:45	16:40
太田デンタル	9:47	9:47	10:37	10:57	11:57	12:47	14:17	15:07	15:57	16:47	16:42
町農協	9:49	9:49	10:39	10:59	11:59	12:49	14:19	15:09	15:59	16:49	16:44
庄内町役場	9:50	9:50 9:56	10:40	11:00	12:00	12:50	14:20	15:10	16:00	16:50	16:45
余目駅前	-	10:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
庄内総合高校	-	10:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-
庄内町役場	-	10:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-





中心市街地循環線路線図 1便

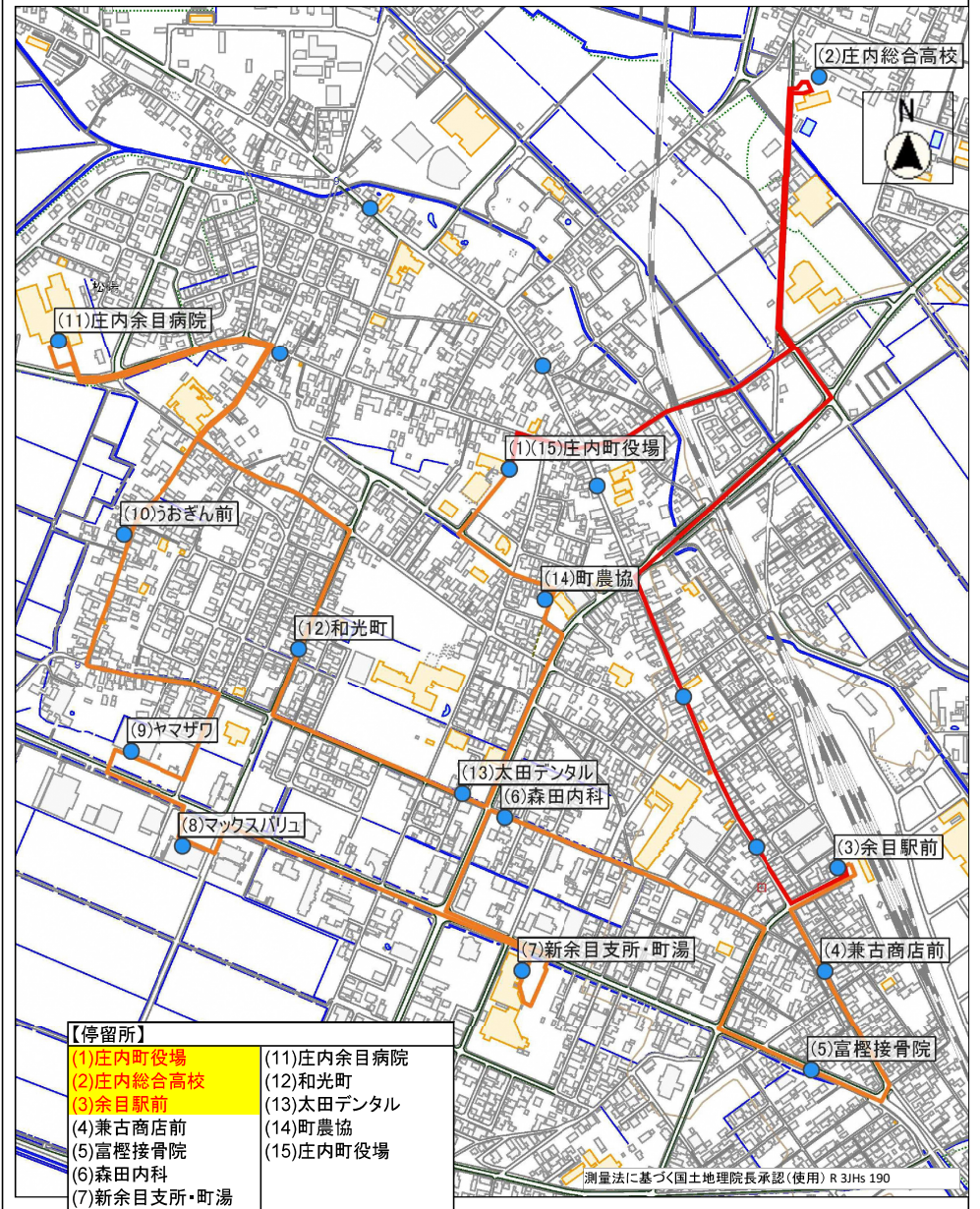
図②



- 【停留所】
- |            |              |
|------------|--------------|
| (1)庄内町役場   | (11)富樫接骨院    |
| (2)松蔵商店前   | (12)森田内科     |
| (3)庄内余目病院  | (13)新余目支所・町湯 |
| (4)菅原医院    | (14)マックスパリュ  |
| (5)肉のもり前   | (15)ヤマザワ     |
| (6)旧斎藤整形   | (16)うおぎん前    |
| (7)旧きらやか銀行 | (17)庄内余目病院   |
| (8)駅前商店街   | (18)和光町      |
| (9)余目駅前    | (19)太田デンタル   |
| (10)兼古商店前  | (20)町農協      |
|            | (21)庄内町役場    |
|            | (22)余目駅前     |
|            | (23)庄内総合高校   |
|            | (24)庄内町役場    |

中心市街地循環線路線図 8便

図③



- 【停留所】
- |             |            |
|-------------|------------|
| (1)庄内町役場    | (11)庄内余目病院 |
| (2)庄内総合高校   | (12)和光町    |
| (3)余目駅前     | (13)太田デンタル |
| (4)兼古商店前    | (14)町農協    |
| (5)富樫接骨院    | (15)庄内町役場  |
| (6)森田内科     |            |
| (7)新余目支所・町湯 |            |
| (8)マックスパリュ  |            |
| (9)ヤマザワ     |            |
| (10)うおぎん前   |            |